

英國財政史

第五編 金本位復歸時代の財政 (二)

——一九二七年度——一九二八年度——

昭和十一年十一月

國政研究會



6416

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

英國財政史

第五編 金本位復歸時代の財政 (二)

—一九二七年度—一九二八年度—

昭和拾壹年十一月四日

國政研究會

英國財政史

目録

第五編 金本位復歸時代の財政 (二)

——一九二七年度——一九二八年度——

第四章 十九百二十七年度の歳計

一 一九二七年度の豫算大綱

二 一九二七年度の決算

三 歳出

(イ) 本豫算額

(ロ) 歳出本豫算額分類

(ハ) 總豫算額

(ニ) 一九二七年度決算額と前年度決算額の比較

(ホ)	國債費、軍事費其他の區分	四一
四	歳入	四五

(イ)	増減税等の計畫	四七
-----	---------	----

	増減税等の計畫に関する参考書	五六
--	----------------	----

(一)	一九二七年度歳入歳出増減計畫表	五七
-----	-----------------	----

(二)	一九二七年度歳入増減計畫表	五九
-----	---------------	----

(三)	増減税等の計畫要綱	六一
-----	-----------	----

(四)	関税及消費税の新税及税率改定表	八一
-----	-----------------	----

(五)	増減税計畫に基く増減金額見込表	八七
-----	-----------------	----

(ロ)	本豫算額及總豫算額	九〇
-----	-----------	----

(ハ)	一九二七年度決算額と前年度決算額の比較	九九
-----	---------------------	----

(ニ)	租税收入其他の區分	一〇九
-----	-----------	-----

五	國債	一一四
---	----	-----

(イ)	新減債基金の使途	一一五
-----	----------	-----

(ロ)	國債の現在	一二七
-----	-------	-----

(ハ)	普通公債の内譯	一二一
-----	---------	-----

六	對外債權	一二五
---	------	-----

七	地方税の歳入歳出	一三三
---	----------	-----

第五章	一九二八年度の歳計	一三五
-----	-----------	-----

一	一九二八年度の豫算形式の改正	一三七
---	----------------	-----

(イ)	新形式	一三七
-----	-----	-----

(ロ)	統計的豫算	一三九
-----	-------	-----

(ハ)	改正の理由	一四一
-----	-------	-----

二	一九二八年度の豫算大綱	一四二
---	-------------	-----

三	一九二八年度の決算	一五三
---	-----------	-----

四	地方税の輕減	一五九
---	--------	-----

(イ)	現行地方税制度の缺陷と産業の苦惱	一六〇
(ロ)	地方税軽減案	一六六
(1)	地方税軽減の範圍	一六七
(2)	地方税軽減の財源	一七〇
(ハ)	地方制度の改正	一七三
五	歳出	一七六
(イ)	本豫算額	一七八
(ロ)	歳出本豫算額分類	一八八
(ハ)	總豫算額	一九九
(ニ)	一九二八年度決算額と前年度決算額の比較	二〇二
(ホ)	國債費 軍事費其他の區分	二〇七
六	歳入	二一一
(イ)	増減税等の計畫	二二三

増減税等の計畫に関する参考書

(一)	一九二八年度歳入歳出増減計畫表	二一九
(二)	一九二八年度歳入増減計畫表	二二一
(三)	増減税等の計畫要綱	二三四
(四)	増減税計畫に基く増減金額見込表	二五一
(ロ)	本豫算提案額	二五六
(ハ)	本豫算成立額及總豫算額	二五九
(ニ)	一九二八年度決算額と前年度決算額の比較	二七〇
(ホ)	租税收入其他の區分	二八二
七	國債	二八九
(イ)	減債基金制度の改正	二九一

参考

(一)	國債及租税委員會報告の要領	三〇七
-----	---------------	-----

第四章 千九百二十七年年度の歳計

減債基金の増加	三〇八
高率所得税の影響	三一一
貯蓄の減少	三一一
砂糖税	三二四
財産税	三二六
(二) 一九二八年財政法(減債基金法)	三二八
(ロ) 新減債基金の使途	三二七
(ハ) 國債の現在	三二九
(ニ) 普通公債の内譯	三三二
ハ 對外債權	三三六
九 戦債及賠償金の收支	三四〇
一〇 地方税の歳入歳出	三四八

第四章 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日

一九二七年度
の豫算大綱

蔵相チマールは第二次ホルドウィン保守党内閣第三回
目の豫算、即ち一九二七年度豫算を一九二七年四月

十一日下院に提出したのである。

先づ其の計畫を見るに、豫算編成當初の見積は

歳出 八一八、三九〇、〇〇〇 磅

歳入 七九六、八五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足 △ 二一、五四〇、〇〇〇

にして、歳入不足である。而して更に歳出において

新減債基金の増加 一五、〇〇〇、〇〇〇 磅

の増加を要するを以て、財源不足額は

△ 三六、五四〇、〇〇〇 磅

である。ここにおいて蔵相は

租税收入
税外收入

計

二五、九八〇、〇〇〇 磅
一、二〇〇、〇〇〇
三七、九八〇、〇〇〇

の増税及び増収計畫を樹てたのである。故に歳計剰餘金の見込額を
生ずることとなつたのである。而して決算においては歳入増加
のため、四百餘萬磅の歳計剰餘金を生じたのである。

故に下院に提出したる本豫算額は

歳出 八三三、三九〇、〇〇〇 磅
歳入 八三四、八三〇、〇〇〇

差引歳入過

にして、前年度本豫算額

歳出 八二〇、六四一、〇〇〇 磅
歳入 八二四、七五〇、〇〇〇
差引歳入過 四、一〇九、〇〇〇

に比較するときは

歳出の増加 一二、七四九、〇〇〇 磅
歳入の増加 一〇、〇八〇、〇〇〇
差引歳入過△不足 二、六六九、〇〇〇

である。而して歳出の増加は主として新減債基金及び其の他の既定費並に郵便事業費等の増加によるものにして、歳入の増加は税
外收入中の道路基金よりの繰入等の増加によるものである。

次に一九二七年度の總豫算額は

歳出	八三九、二〇四、〇〇〇 磅
歳入	八三四、八三〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 四、三七四、〇〇〇

にして、之を本豫算額に比較するときは

歳出の増加	五、八一四、〇〇〇 磅
歳入	〇

差引歳入過△不足

△ 五、八一四、〇〇〇

である。これは歳出において上海事件等のため追加豫算を計上したためである。

又前年度總豫算額

歳出	八三二、四七八、〇〇〇 磅
歳入	八二四、七五〇、〇〇〇

差引歳入過△不足

△ 七、七二八、〇〇〇

に比較するときは

歳出の増加	六、七二六、〇〇〇 磅
歳入の増加	一〇、〇八〇、〇〇〇
差引歳入過△不足	三、三五四、〇〇〇

である。

一九二七年度の
決算

一九二七年度の決算額は

歳出	八三八、五八五、〇〇〇 磅
歳入	八四二、八二四、〇〇〇

差引歳入過△不足

にして、之を本豫算額における歳入過

一、四四〇、〇〇〇 磅

に比較するときには

二、七九九、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の増加を生じたる計算は左の如くである。

歳出

既定費中國債費
其他の豫算超過支出額

九、八八五、〇〇〇 磅

既定費の追加豫算額

五、八一四、〇〇〇

計

一五、六九九、〇〇〇

議定費節約額

一〇、五〇四、〇〇〇

差引歳出總額の豫算
超過支出額

五、一九五、〇〇〇

歳入

豫算に對する増加収額

七、九九四、〇〇〇

歳入歳出差引

二、七九九、〇〇〇

歳入過

右決算額を總豫算額

歳 出
歳 入

差引歳入過△不足

に對比するときは

歳出の減少

歳入の増加

差引歳入過

である。

八三九、二〇四、〇〇〇 磅

八三四、八三〇、〇〇〇

△ 四、三七四、〇〇〇

△ 六一九、〇〇〇 磅

七、九九四、〇〇〇

八、六一三、〇〇〇

更に之を前年度決算額

歳 出
歳 入

差引歳入過△不足

に比較するときは

歳出の減少

歳入の増加

差引歳入過

である。其の内譯は別表の如くである。

八四二、三九五、〇二七 磅

八〇五、七〇一、〇〇〇

△ 三六、六九四、〇二七

△ 三、八一〇、〇二七 磅

三七、一一三、〇〇〇

四〇、九三三、〇二七

一九二七年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	一九二七年度		比較増減
	豫算額	決算額	
歳入	八三、八五五、〇〇〇 磅	八三、三三九、〇〇〇 磅	五、五一五、〇〇〇 磅
歳出	八四、八三四、〇〇〇 磅	八三、四八三、〇〇〇 磅	一、三六一、〇〇〇 磅
差引	△ 一、〇〇〇、〇〇〇	△ 一、一四四、〇〇〇	△ 一、一四四、〇〇〇
歳入過不足	△ 一、〇〇〇、〇〇〇	△ 一、一四四、〇〇〇	△ 一、一四四、〇〇〇

歳出

一九二七年度歳出の決算額は

既定費	三七八、八一六、〇〇〇 磅
國債費	三一三、八一六、〇〇〇
利子支拂費	六五、〇〇〇、〇〇〇
新減債基金	一九、六六六、〇〇〇
道路基金	一五、三六九、〇〇〇
地方税勘定支拂	五、二七七、〇〇〇
北部アイランド	三、六五七、〇〇〇
金庫支拂	四二二、七八五、〇〇〇
其他	
計	四二二、七八五、〇〇〇
議定費	

である。

合

計

陸軍費	海軍費	空軍費	民政費	開税、消費税及 内國税徴收費	郵便事業費	計	計
四四、一五〇、〇〇〇	五八、一四〇、〇〇〇	一五、一五〇、〇〇〇	二二九、八一五、〇〇〇	一一、七四五、〇〇〇	五六、八〇〇、〇〇〇	四一五、八〇〇、〇〇〇	八三八、五八五、〇〇〇
磅							

(1) 本豫算額

一九二七年度本豫算額は

既定費

國債費

利子支拂費

新減債基金

道路基金

地方税勘定支拂

北部アイルランド
金庫支拂

其他

計

議定費

陸軍費

三七〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇、〇〇〇	一四、三〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	四一、二九〇、〇〇〇	四一、五六五、〇〇〇
磅								

海軍費	五八、〇〇〇、〇〇〇 <small>一六</small>
空軍費	一五、五五〇、〇〇〇
民政費	二三五、七二五、〇〇〇
學校教員恩給	四、九一五、〇〇〇
警察官恩給	三、三五四、〇〇〇
養老恩給	三三、七四六、〇〇〇
戰時恩給 <small>(海員恩給及取捨費を含む)</small>	六一、八七七、〇〇〇
寡婦孤児及養老職金恩給勘定の支拂	四、〇〇〇、〇〇〇
保險補助金	一八、九〇二、〇〇〇
健康保險	六、四九〇、〇〇〇
失業保險	一一、四一一、〇〇〇
中東費	三、三九五、〇〇〇
帝國戦死者墓地委員會費	五四六、〇〇〇

海外定住費	一、五四〇、〇〇〇
戰時負擔の清算費	八〇〇、〇〇〇
選舉人名簿作成費	三三〇、〇〇〇
植林費	五九五、〇〇〇
除隊兵教育其他の經費	八六、〇〇〇
政府紙幣費	三四九、〇〇〇
帝國內販路擴張費	一、〇〇〇、〇〇〇
輸出信用費	五二、〇〇〇
土木建築其他の經費	四、六七四、〇〇〇
教育費補助	四六、四五〇、〇〇〇
農業補助金 <small>(土地定住補助金及貸付及土地開發基金を含む)</small>	六、四五九、〇〇〇
保健補助金	四、〇九四、〇〇〇
住宅費 <small>(補助金及貸付金)</small>	一〇、九九九、〇〇〇

感化事業及心神耗弱者保護費

採炭業補助金

失業補助金及貸付金

其他の經費

内閣税消費税及
内國税徴收費

郵便事業費

計

合計

にして、之を前年度本豫算額

に比較するときは

の増加である。而して其の費目別は

一、一〇九、〇〇〇 磅

八〇、〇〇〇

三、一六六、〇〇〇

二五、二〇七、〇〇〇

一一、〇〇七、〇〇〇

五七、六四三、〇〇〇

四二〇、四九〇、〇〇〇

八三三、三九〇、〇〇〇

八二〇、六四一、〇〇〇 磅

一一、七四九、〇〇〇 磅

既定費

國債費の増加

利子支拂費の増加

新減債基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の減少

民政費の増加

其他の増加

計 (増加)

合計 (増加)

にして、既定費中の増加は主として、新減債基金の増加五百萬磅

六、〇〇〇、〇〇〇 磅

一、〇〇〇、〇〇〇

五、〇〇〇、〇〇〇

三、五〇〇、〇〇〇

九、五〇〇、〇〇〇

△ 一、四八五、〇〇〇

一、四六八、〇〇〇

三、二六六、〇〇〇

三、二四九、〇〇〇

一一、七四九、〇〇〇

及び道路基金の増加二百萬磅によるものである。又議定費の増加は主として郵便事業費の増加三百餘萬磅によるものである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二七年度歳出本豫算額増減表

區分	一九二六年度本豫算額	増△減額	豫差引額	増加額	計一九二七年度本豫算額	一九二六年度本豫算額に對する増△減額
既定費	六〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	△ 一〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	五,〇〇〇,〇〇〇 磅	一五,〇〇〇,〇〇〇 磅	六五,〇〇〇,〇〇〇 磅	五,〇〇〇,〇〇〇 磅
國債費	三六四,〇〇〇,〇〇〇 磅	△ 九,〇〇〇,〇〇〇 磅	三五五,〇〇〇,〇〇〇 磅	一五,〇〇〇,〇〇〇 磅	三七〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	六,〇〇〇,〇〇〇 磅
利子又拂償	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	一,〇〇〇,〇〇〇 磅	三〇五,〇〇〇,〇〇〇 磅	〇 磅	三〇五,〇〇〇,〇〇〇 磅	一,〇〇〇,〇〇〇 磅
新債償基金	六〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	△ 一〇,〇〇〇,〇〇〇 磅	五,〇〇〇,〇〇〇 磅	一五,〇〇〇,〇〇〇 磅	六五,〇〇〇,〇〇〇 磅	五,〇〇〇,〇〇〇 磅

道路基金	地方稅	北部アイランド金庫支拂	其他	計	議定費	陸軍費	海軍費	空軍費	小計	民政費	關稅消費稅及内國稅徵收費
一七,五〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇	二,六〇〇,〇〇〇	四三,三〇〇,〇〇〇	四三,三〇〇,〇〇〇	四二,五〇〇,〇〇〇	五八,一〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,六〇〇,〇〇〇	三三〇,三三七,〇〇〇	二,一七五,〇〇〇,〇〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇	〇	九三五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	一,四八五,〇〇〇	一,四六八,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇
一九,五〇〇,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三九七,九〇〇,〇〇〇	〇	四一,五六五,〇〇〇	五八,〇〇〇,〇〇〇	一五,五五〇,〇〇〇	一,一五,二一五,〇〇〇	三三五,七三五,〇〇〇	二,一〇〇,七〇〇,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一九,五〇〇,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	四三,三〇〇,〇〇〇	〇	四一,五六五,〇〇〇	五八,〇〇〇,〇〇〇	一五,五五〇,〇〇〇	一,一五,二一五,〇〇〇	三三五,七三五,〇〇〇	二,一〇〇,七〇〇,〇〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	九,五〇〇,〇〇〇	〇	九三五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	一,四八五,〇〇〇	一,四六八,〇〇〇	三三三,〇〇〇,〇〇〇

區分	郵便事業費		計	合計
	小計	計		
一九二六年度 本豫算額	五、四、六〇〇、〇〇〇 磅	三、〇〇、六四一、〇〇〇	四、七、二四一、〇〇〇	三、〇〇、六四一、〇〇〇
増△減額	三、〇四三、〇〇〇 磅	四、七三四、〇〇〇	三、二四九、〇〇〇	二、二五、〇〇〇
豫算引	五、七、六四三、〇〇〇 磅	三、〇五、三七五、〇〇〇	四、三〇、四九〇、〇〇〇	八、八、三九〇、〇〇〇
増加額	〇 磅	〇	〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
計 一九二七年度 本豫算額	五、七、六四三、〇〇〇 磅	三、〇五、三七五、〇〇〇	四、三〇、四九〇、〇〇〇	八、三、三九〇、〇〇〇
一九二六年度 本豫算額 に對する増△減	三、〇四三、〇〇〇 磅	四、七三四、〇〇〇	三、二四九、〇〇〇	一、二、七四九、〇〇〇

更に本豫算額を決算額
に比較するときは、
決算額において

の増加である。而して其の費目別は

既定費

國債費

利子支拂費の増加

道路基金の増加

其他の増加

計 (増加)

議定費

軍事費の増加

民政費の減少

其他の減少

計 (減少)

合計 (増加)

九、八八五、〇〇〇	二、三二五、〇〇〇	五、九一〇、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇	四、六九〇、〇〇〇	五、一九五、〇〇〇
八、八一六、〇〇〇 磅					
九〇三、〇〇〇					
一六六、〇〇〇					
一、一〇五、〇〇〇					
五、九一〇、〇〇〇					
二、三二五、〇〇〇					
一、一〇五、〇〇〇					
四、六九〇、〇〇〇					
五、一九五、〇〇〇					

にして、此の増加を生じたる原因は、既定費中國債費において
 大蔵省證券利子 二、〇〇〇、〇〇〇 磅
 貯蓄證券利子 六、〇〇〇、〇〇〇
 其 他 八一六、〇〇〇
 計 八一六、〇〇〇

の増加支出を要したると、更に道路基金其他において

一、〇六九、〇〇〇 磅

の増加支出を要したるとにより、既定費において合計

九、八八五、〇〇〇 磅

の増加を生じたのである。又議定費において、本豫算以外に上
 海事件等のため

三、〇九〇、〇〇〇 磅

陸軍費 三、〇九〇、〇〇〇 磅
 海軍費 四五〇、〇〇〇

民政費

計

二、二七四、〇〇〇

五、八一四、〇〇〇

の追加豫算を計上し、之に本豫算額を合計したる議定費の總豫算
 額は

四二六、三〇四、〇〇〇 磅

となり、之に對し節約に努力したるため、減少したる金額は

△ 一〇、五〇四、〇〇〇 磅

にして、此の節約額と追加豫算額との差減額

△ 四、六九〇、〇〇〇 磅

が議定費終局の減少額となつたのである。



歳出本豫算
額分類

一九二七年度の歳出本豫算額を義務的経費、補助費、
自立的経費及び一般行政費に分類するときは

	一九二七年度 本豫算額	一九二六年度 本豫算額	差引 増△減
義務的経費	五〇、六三、〇〇〇 磅	四九、七五九、〇〇〇 磅	八八三、〇〇〇 磅
補助費	一〇二、一五五、〇〇〇	一〇一、三六五、〇〇〇	八七、〇〇〇
自立的経費 (郵便事業、 道路基金)	七四、三五二、〇〇〇	六九、七三六、〇〇〇	四、六一六、〇〇〇
一般行政費	一五、三三、〇〇〇	一五七、八八一、〇〇〇	△一五九、〇〇〇
計	八三、三九〇、〇〇〇	八〇、六四一、〇〇〇	二、七四九、〇〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二七年度本豫算額分類表

區分	一九二七年度 本豫算額	一九二六年度 本豫算額	差引 増△減
一、義務的経費			
國債費	三七〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	三六四、〇〇〇、〇〇〇 磅	六、〇〇〇、〇〇〇 磅
各種恩給費			
國防費の負擔に属する恩給	一六、六四、〇〇〇	一六、三八一、〇〇〇	三二六、〇〇〇
收入官廳費の負擔に属する恩給	四一、八七、〇〇〇	三七七、〇〇〇	四七、〇〇〇
文官恩給 (既定費負擔恩給を含む)	一八、〇三、〇〇〇	一六、七、〇〇〇	一、三六、〇〇〇
愛蘭警察官恩給	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	△
小計	三三、三五四、〇〇〇	二二、五三九、〇〇〇	一〇、八一五、〇〇〇
恩給費國庫負擔額			
學校教員恩給	四九五、〇〇〇	四、八八八、〇〇〇	△四、四三九、〇〇〇

區分	一九二七年度 本豫算額	一九二六年度 本豫算額	差引 増△減
警察官恩給	三、三五四、〇〇〇 磅	三、三八〇、〇〇〇 磅	七四、〇〇〇 磅
小計	七、三九九、〇〇〇	七、二八八、〇〇〇	一〇一、〇〇〇
文武官恩給及國庫負擔恩給計	三〇、六三三、〇〇〇	三九、七七七、〇〇〇	九六、〇〇〇
養老恩給	三三、七四六、〇〇〇	二九、七九五、〇〇〇	三、九五一、〇〇〇
戰時恩給 (海員恩給及取扱費を含む)	六、八七二、〇〇〇	六三、九五七、〇〇〇	二、〇八〇、〇〇〇
寡婦孤兒及養老鰥金恩給助定の支拂	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇
計	一三九、三三六、〇〇〇	一七、四五九、〇〇〇	一、七七八、〇〇〇
失業基金貸付利子	一、三五五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇五五、〇〇〇
合計	五〇〇、六三二、〇〇〇	四九、七五九、〇〇〇	八、八六三、〇〇〇
二道路基金以外の各種補助金			

採炭業補助金	八、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	四、〇二〇、〇〇〇
失業補助金及貸付	三、二六六、〇〇〇	三、六九一、〇〇〇	四七五、〇〇〇
其他	九、八八九、〇〇〇	九四、四七四、〇〇〇	四、四八五、〇〇〇
大不列顛における地方費の補助金其他			
地方税助定支拂	一三、九三七、〇〇〇	一三、五六六、〇〇〇	三、六七、〇〇〇
教育	四六、四五〇、〇〇〇	四六、三九一、〇〇〇	一五九、〇〇〇
農業 (土地定住補助金及貸付及土地開墾基金を含む)	六、五五九、〇〇〇	四、八四一、〇〇〇	一、六一八、〇〇〇
保健費	四〇、九四〇、〇〇〇	三、六〇六、〇〇〇	四、八八八、〇〇〇
住宅費	一〇、九九九、〇〇〇	九、九八三、〇〇〇	一、〇一七、〇〇〇
感化事業及心神耗弱者保護	一、一〇九、〇〇〇	一、〇八七、〇〇〇	二二、〇〇〇
警察 (地方税助定による支拂に對する附加補助金)	五、九七二、〇〇〇	五、七六六、〇〇〇	二〇六、〇〇〇
教會費負擔地方税に関する支拂	七、三三三、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇

區	本豫算額	一九二六年度 本豫算額	差引 増△減
區 合計	一九二七年度 本豫算額	一九二六年度 本豫算額	差引 増△減
雜	三八一,〇〇〇 磅	三八四,〇〇〇 磅	△ 三,〇〇〇 磅
小計	八九,九五〇,〇〇〇	八五,九七〇,〇〇〇	△ 三,九七〇,〇〇〇
すべての愛蘭費	八,九三〇,〇〇〇	八,四七〇,〇〇〇	△ 四六〇,〇〇〇
合計	一〇,一三五,〇〇〇	一〇,一三五,〇〇〇	△ 八七〇,〇〇〇
三 自立的經費			
郵 便 事 業	五四八三,〇〇〇	五三,三三六,〇〇〇	△ 二,六六〇,〇〇〇
道 路 基 金	一九,五〇〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇	△ 二,〇〇〇,〇〇〇
合 計	七四,三三五,〇〇〇	六九,七三六,〇〇〇	△ 四,六一六,〇〇〇
四 一般行政費			

帝國國防費	海 軍	陸 軍	空 軍	小 計	徵 稅 費 (アコモデーシヨシン費を含む)	関 稅	内 國 稅	小 計	保險補助金
四九,五三三,〇〇〇	三三,五八八,〇〇〇	一五,三六〇,〇〇〇	九,八五一,〇〇〇	四九,五三三,〇〇〇	四,一五八,〇〇〇	六,七七一〇,〇〇〇	二〇,七八一,〇〇〇	一〇,七四五,〇〇〇	二,六三三,〇〇〇
四九,八八〇,〇〇〇	三三,五七二,〇〇〇	一五,七五五,〇〇〇	一〇,〇二二,〇〇〇	四九,八八〇,〇〇〇	四,一五五,〇〇〇	六,六一〇,〇〇〇	二〇,七四五,〇〇〇	一〇,七四五,〇〇〇	二,六三三,〇〇〇
△ 三三七,〇〇〇	△ 一〇〇九,〇〇〇	△ 三九五,〇〇〇	△ 一,七六一,〇〇〇	△ 三三七,〇〇〇	△ 一〇,〇〇〇	△ 一六〇,〇〇〇	△ 一〇,〇〇〇	△ 一〇,〇〇〇	△ 一〇,〇〇〇

區分	一九二七年度	一九二八年度	差引 増△減
	本豫算額	本豫算額	
健康保險	六、四九〇、〇〇〇 磅	五、九七二、〇〇〇 磅	五八、〇〇〇 磅
失業保險	一、三四三、〇〇〇	一、二一六、〇〇〇	三二五、〇〇〇
小計	八、九二三、〇〇〇	八、一八八、〇〇〇	七四五、〇〇〇
新規經費			
中東費	三、三九五、〇〇〇	四、四四四、〇〇〇	一、〇四九、〇〇〇
帝國戰死者墓地委員會	五四六、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇	四六二、〇〇〇
海外定住費	一、五四〇、〇〇〇	九三五、〇〇〇	六五、〇〇〇
戰時負擔の清算	八〇〇、〇〇〇	七九、〇〇〇	七、〇〇〇
選舉人名簿作成費	三三〇、〇〇〇	四五八、〇〇〇	一二八、〇〇〇
植林費	五九五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	二六〇、〇〇〇

總計	一九二七年度	一九二八年度	差引 増△減
	本豫算額	本豫算額	
除隊兵教育其他	八六、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三一四、〇〇〇
政府紙幣費	三三九、〇〇〇	三六九、〇〇〇	二〇、〇〇〇
帝國內販路擴張費	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
輸出信用	五三、〇〇〇	〇	五三、〇〇〇
雜	一八八、〇〇〇	四四三、〇〇〇	二五五、〇〇〇
小計	八八八、〇〇〇	九六三、〇〇〇	七五、〇〇〇
其他の諸經費			
土木建築其他	四、六七四、〇〇〇	四、六四五、〇〇〇	六九、〇〇〇
其他 (司法、財政、經濟、外交、印刷、博物館補助金取扱費等)	一、四三四六、〇〇〇	一、四、五四六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
小計	九、〇二〇、〇〇〇	九、一五一、〇〇〇	九一、〇〇〇
合計	一、五六、三三三、〇〇〇	一、五七、八八一、〇〇〇	一、一五九、〇〇〇
總計	八三三、三九〇、〇〇〇	八〇〇、六四〇、〇〇〇	三三、七五〇、〇〇〇

の總豫算額

一九二七年度の歳出總豫算額は

八三九、二〇四、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するときには

五、八一四、〇〇〇 磅

の増加である。之は追加豫算計上のためである。更に之を前年度

總豫算額

八三二、四七八、〇〇〇 磅

に比較するときには

六、七二六、〇〇〇 磅

の増加である。

又之を一九二七年度決算額に比較するときには、決算額において

△ 六一九、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費

國債費

利子及拂費の増加

△ 八、八一六、〇〇〇 磅

其他の増加

△ 一、〇六九、〇〇〇

計 (増加)

△ 九、八八五、〇〇〇

議定費

軍事費の減少

△ 一、三一五、〇〇〇

民政費の減少

△ 八、一八四、〇〇〇

其他の減少

△ 一、一〇五、〇〇〇

計 (減少)

△ 一〇、五〇四、〇〇〇

である。合計（減少）

△ 六一九、〇〇〇 磅

一九二七年度決算
額と前年度決算
額の比較

一九二七年度歳出決算額は

△ 八三八、五八五、〇〇〇 磅

にして、之を一九二六年度歳出決算額

△ 八四二、三九五、〇二七 磅

に比較するときは

△ 三、八一〇、〇二七 磅

の減少である。而して其の費目別は

既定費
國債費

利子支拂費の減少

△ 四、七六七、六七九

新減債基金の増加

△ 五、〇〇〇、〇〇〇

其他の増加

△ 三、七八七、六五二

計（増加）

△ 四、〇一九、九七三

議定費

軍事費の増加

△ 七一〇、〇〇〇

民政費の減少

△ 一〇、六七一、〇〇〇

其他の増加

△ 二、一三一、〇〇〇

計（減少）

△ 七、八三〇、〇〇〇

合計（減少）

△ 三、八一〇、〇二七

にして、其の内譯は別表の如くである。



一九二七年度歳出決算額及豫算額比較表

費目	一九二七年度	一九二七年度	一九二六年度	一九二六年度	増△減
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	
既定費	四,四六〇,〇〇〇				
國債費					
長期公債利子					
定期年金	四二二,〇〇〇				
短期公債利子	二七〇,二五〇,〇〇〇		三六四,〇三〇,五七		△ 四,三九五,〇五七
大藏省					
證券利子	二五,二八一,〇〇〇				
米國政府					
債務利子	二七,七八〇,〇〇〇				
其他公債	二七,二六一,〇〇〇				
國債取扱費	一,八〇八,〇〇〇		二,一八〇,六三三		△ 三,七二六,三三三

費目	一九二七年度	一九二七年度	一九二六年度	一九二六年度	増△減
	決算額	本豫算額	決算額	對本豫算額	
以上計	三二三,八八〇,〇〇〇	三〇五,〇〇〇,〇〇〇	三一八,五八三,〇九	八,八一六,〇〇〇	△ 四,七六七,〇九
新減債基金	六五,〇〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	
小計	三七八,八八〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇,〇〇〇	八,八一六,〇〇〇	△ 二,三三三,三三三
道路基金	一九,六六六,〇〇〇	一九,五〇〇,〇〇〇	一九,五〇〇,〇〇〇	一六六,〇〇〇	△ 二,二九二,八一
地方税勘定支辨	一五,三六九,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇	一,〇六九,〇〇〇	△ 一,一九六,九三五
土地定住費					
北部アイランド					
金庫支辨	五,二七七,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	五,七七六,七五三	一三三,〇〇〇	△ 四,八九七,五三
其他	三,六五七,〇〇〇	三,七〇〇,〇〇〇	三,八六九,三三一	四三,〇〇〇	△ 七,八七,六六九
計	四二二,七八五,〇〇〇	四一三,九〇〇,〇〇〇	四一八,七六五,〇三七	九,八八五,〇〇〇	△ 四,〇一九,九七三
議定費					
陸軍費	四四,一五〇,〇〇〇	四一,五六五,〇〇〇	四三,六〇〇,〇〇〇	三,五八五,〇〇〇	△ 五,五〇,〇〇〇

費目	一九二七年度		一九二六年度		一九二七年度決算額の増減	
	決算額	本隊算額	決算額	本隊算額	對本隊算額	對總隊算額
海軍費	五八、一四〇、〇〇〇 磅	五八、〇〇〇、〇〇〇 磅	五七、六〇〇、〇〇〇 磅	一四〇、〇〇〇 磅	三、一〇〇、〇〇〇 磅	五、四〇〇、〇〇〇 磅
空軍費	一五、一五〇、〇〇〇 磅	一五、五五〇、〇〇〇 磅	一五、五三〇、〇〇〇 磅	四〇〇、〇〇〇 磅	四〇〇、〇〇〇 磅	三、八〇〇、〇〇〇 磅
小計	一七三、四四〇、〇〇〇 磅	一七三、一五〇、〇〇〇 磅	一七三、一三〇、〇〇〇 磅	八〇〇、〇〇〇 磅	七、一〇〇、〇〇〇 磅	九、二〇〇、〇〇〇 磅
民政費	三三九、八一五、〇〇〇 磅	三三三、七二五、〇〇〇 磅	三三〇、四八六、〇〇〇 磅	五、九一〇、〇〇〇 磅	八、一八四、〇〇〇 磅	一、〇六七、一〇〇 磅
関税、消費税及内国税徴収費	一一、七四五、〇〇〇 磅	一一、〇〇七、〇〇〇 磅	一一、一五二、〇〇〇 磅	二六二、〇〇〇 磅	二六二、〇〇〇 磅	三、三一一、〇〇〇 磅
郵便事業費	五六、八〇〇、〇〇〇 磅	五七、六四三、〇〇〇 磅	五四、九〇〇、〇〇〇 磅	八四三、〇〇〇 磅	八四三、〇〇〇 磅	一、九〇〇、〇〇〇 磅
小計	二九八、三六〇、〇〇〇 磅	三〇五、三七五、〇〇〇 磅	三〇六、六九〇、〇〇〇 磅	七、〇一五、〇〇〇 磅	九、二八九、〇〇〇 磅	八、五四〇、〇〇〇 磅
計	四一五、八〇〇、〇〇〇 磅	四一〇、四九〇、〇〇〇 磅	四一〇、三三〇、〇〇〇 磅	四、六九〇、〇〇〇 磅	一〇、五〇四、〇〇〇 磅	七、八三〇、〇〇〇 磅
合計	八三九、二四〇、〇〇〇 磅	八三三、三九〇、〇〇〇 磅	八四〇、三九〇、〇〇〇 磅	五、一〇五、〇〇〇 磅	六、一九〇、〇〇〇 磅	三、八一〇、〇〇〇 磅

内國債費、軍事費其他の區分

一九二七年度歳出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するとき、は

國債費 三七八、八一六、〇〇〇 磅
 軍事費 一一七、四四〇、〇〇〇 磅
 其他の經費 三四二、三二九、〇〇〇 磅
 計 八三八、五八五、〇〇〇 磅

にして、之を一九二六年度歳出決算額のそれと比較するとき、は

國債費の増加 二、三三二、三三一 磅
 軍事費の増加 七一〇、〇〇〇 磅
 其他の經費の減少 四、七五二、三四八 磅

計

(減少)

△

三、八一〇、〇二七

である。

次に各年度における費途別割合を見るに

年度	國債費	軍事費	其他の經費	計
一九一三	一二	三九	四九	〇〇
一九一八	一一	八五	四	〇〇
一九一九	二〇	四一	三九	〇〇
一九二〇	二九	二五	四六	〇〇
一九二一	三一	一七	五二	〇〇
一九二二	四〇	一四	四六	〇〇
一九二三	四四	一三	四三	〇〇
一九二四	四五	一四	四一	〇〇

一九二五	四三	一五	四二	〇〇
一九二六	四五	一四	四一	〇〇
一九二七	四五	一四	四一	〇〇

にして、其の内譯は別表の如くである。

○

一九二七年度歳出決算額 國債費、軍事費其他區分表

費途	一九二七年度決算額		一九二六年度決算額		一九二七年度決算額の増減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三七八、八一六、〇〇〇 磅	四五	三七八、五八三、六七九 磅	四五	二三二、三二一
軍事費	一一七、四四〇、〇〇〇	一四	一一六、七三〇、〇〇〇	一四	七一〇、〇〇〇
其他の經費	三四二、三三九、〇〇〇	四一	三四七、〇八一、三四八	四一	四、七五二、三四八
計	八三八、五八五、〇〇〇	一〇〇	八四二、三九五、〇二七	一〇〇	三、八一〇、〇二七

四

歳入

一九二七年度歳入の決算額は

租稅收入

(直接稅)

相續稅	七七、三一〇、〇〇〇 磅
地租、家屋稅及礦業權稅	七八〇、〇〇〇
所得稅	二五〇、五八三、〇〇〇
同附加稅	六〇、六〇〇、〇〇〇
超過利得稅	〇
自働車稅	二四、五一八、〇〇〇
法人利得稅	一、七八〇、〇〇〇

小計

(間接税)

關稅

消費稅

印紙稅

小計

計

四一五、五七一、^{四六}〇〇〇磅

一一一、六二〇、〇〇〇

一三九、二〇〇、〇〇〇

二七、〇三〇、〇〇〇

二七七、八五〇、〇〇〇

六九三、四二一、〇〇〇

税外收入

郵便收入

電信收入

電話收入

小計

三八、二五〇、〇〇〇

六、一〇〇、〇〇〇

一八、六五〇、〇〇〇

六三、〇〇〇、〇〇〇

王領地收入

各種貸付金收入

雜收入

計

合計

一、〇七〇、〇〇〇

二三、九五二、〇〇〇

六一、三八一、〇〇〇

一四九、四〇三、〇〇〇

八四二、八二四、〇〇〇

である。

○

(1) 増減稅等の計畫

一九二七年度豫算編成當初において、現行課稅率によ

歲出

歲入

八一八、三九〇、〇〇〇磅

七九六、八五〇、〇〇〇

四七

差引歳入過△不足

△ 二一、五四〇、〇〇〇 磅

にして、蔵相は此の不足額と新減債基金千五百萬磅増額の目的を以て、三千五百萬磅乃至四千萬磅の新財源を發見すべく努力したのである。而して蔵相は新財源計畫の方針として、豫算演説において

所得税に對して六片の増税を行へば、私が本年度要する總てを満たすのみでなく、明年度は吾々の要する以上を齎らすのである。所得税は近年の壓迫に屈してゐる。吾々は目下逢着してゐる難局は、明年度になれば大いに輕減するものである。私は將來に對して不當な負擔を課さず、然かも商工業を阻害するやうな租税を課さずして、本年度の歳入不足を補ふ方法を講ずることとが私の義務であると考えた。
と述べた如く、重要な租税の一般的増税を行はずして、財源

を集めに從事したのである。故に得たる増収案は、其の大部分は納税期間短縮に基くものと、特別資金の餘裕金繰入の如く一時限りのものにして、其餘の分は多年忘れられ又は捨て置かれたるものを拾集したるもので、其の金額も小額である。而して租税収入における増税額は

本年度分 全年度分

七〇〇、〇〇〇 磅 七五〇、〇〇〇 磅

輸入自動車類のタイヤに對するマツケンナ開税の擴張
輸入感光セルロイドフィルムに對するマツケンナ開税の修正

燐寸の税率改正 六〇〇、〇〇〇 七〇〇、〇〇〇

葡萄酒の酒精含有量區分及税率の引上 一、二五〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇

煙草の税率引上 三、一〇〇、〇〇〇 三、四〇〇、〇〇〇

麥酒税の納税期間短縮 五、〇〇〇、〇〇〇 〇

新 税

本年度分 全年度分

半透明陶器（關稅）

一五〇、〇〇〇 磅

二〇〇、〇〇〇 磅

英國產葡萄酒（消費稅）

八〇、〇〇〇

九〇、〇〇〇

關稅及消費稅計

一〇、八八〇、〇〇〇

六六四〇、〇〇〇

相續稅の免除規定廢止

三〇〇、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

所得 稅

一五、〇六〇、〇〇〇

四五〇、〇〇〇

A種所得稅納入期變更

一四、八〇〇、〇〇〇

〇

著作及上演權稅

六〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

利子稅に關する法律の變更

二〇〇、〇〇〇

三五〇、〇〇〇

相續稅及所得稅計

一五、三六〇、〇〇〇

一、二五〇、〇〇〇

合 計 として、一方に小減稅計畫に屬する金額

二六、二四〇、〇〇〇

七、八九〇、〇〇〇

印紙稅における會社の合併
及改造に關する法律變更
所得に、おける慈善團體
の利得稅免除

本年度分 磅

全年度分 磅

計

△ 二六〇、〇〇〇

△ 四〇〇、〇〇〇

あるを以て、之を差引くときは結局增收額は

本年度分

全年度分

差引增收額

二五、九八〇、〇〇〇 磅

七、四九〇、〇〇〇 磅

である、而して稅外收入において、道路基金の準備金に屬するものを繰入するため

雜 收 入

普通收入

一二、〇〇〇、〇〇〇 磅

あるを以て、前記租稅收入における增收額と合計するときは

三七、九八〇、〇〇〇 磅

の新規財源を生ずるのである。而して之を

豫算編成當初の歳入不足額

新減債基金の増額

計

に使用するを以て、差引

の歳計剰餘金を生ずるのである。而して此の剰餘金に對して藏相

は 之は決して大した額でないから、本會計年度の歳計を極力節約

することにより護る必要がある

と述べたのである。

五二
二一、五四〇、〇〇〇 磅
一五、〇〇〇、〇〇〇
三六、五四〇、〇〇〇

次に所得税の單純化は前年度においてD種所得に試みられたるが、本年度においては、E種所得の課税標準の改正並に附加税を所得税に併合することとしたのである。但し其の實施は一九二八年度からである。其の要領は左の如くである。

(1) E種所得の課税標準の改正

俸給年金所得即ちE種所得の課税標準は、從來課税年度の所得なりしを、一九二八年度以降原則として課税年度前年の所得とする事

(2) 大所得に對する附加税の課税方法の改正

從來所得税と大所得（^二年^十磅以上^收）に課せられる附加税とは、別箇の税として取扱はれてゐたのである。而して所得税は比例税にして、附加税は累進税である。

従つて所得税及附加税の納税義務者は、毎年五月、其の年四月

五日に終る年度の所得申告を所得税賦課官に對してなし、更に十月、附加税の賦課を受くるため、其の全所得に關する申告を所得税特別委員に對してなす義務を負ふてゐたのである。附加税の課税標準は前年度の所得税と同一基礎である。故に從來附加税は前年度所得税に對する追加課税即ち二重課税との批難があつたのである。

故に之を改正して

所得税

一般所得税（納税者全部に課する）

附加所得税（二千磅以上大所得者にのみ課するものにして、累進税である）

といふ体系の下に從來の附加所得税を所得税に併合するのである。前記の如く改正するも税率及び納期には何等異動を來すことな

く、納税者に何等の利害關係を生じないのである。唯だ觀念上において二重課税との誤解を解く効果あるのみである。唯だ納期に關しては所得税の最終の分割拂として納付せしむるものである。之を從來の納期に比すれば一九二八年度所得に對する課税

改正前

所得税

一九二九年一月一日及七月一日

附加税

一九二九年一月一日

改正後

一般所得税

一九二九年一月一日及七月一日

附加所得税

一九三〇年一月一日

にして、附加所得税納期は滿一箇年現在より遅らす譯であるが、之は從來の附加税法は一九二八年まで之を存置し、改正法は一

九二八年度より實施し、納期改正により生ずべき不都合を防止
 するためである。

(3) 改正後納税者の所得申告は二重に之をなすの要なく、其の全
 所得に關する唯だ一回の申告を以て足ることとなるのである。

増減税等の計畫に關する参考書は

- (一) 一九二七年度歳入歳出増減計畫表
- (二) 一九二七年度歳入増減計畫表
- (三) 増減税等の計畫要綱
- (四) 關稅及消費稅の新稅及稅率改定表
- (五) 増減稅計畫に基く増減金額見込表

にして別表の如くである。

(一) 一九二七年度歳入歳出増減計畫表

區分	一九二六年度 本豫算額	増△減額	差引		一九二七年度 本豫算額	一九二六年度 本豫算額に 對する増△減
			増	減		
歳出						
既定費	四〇三、四〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	四一三、九〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇
國債費	三六四、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
其他	三九、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	〇	〇	四二、九〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇

項目	一九二七年度		一九二六年度		差引
	本算額	増減額	本算額	増減額	
(間接税)	108,450,000	1,900,000	106,550,000	5,570,000	112,200,000
關稅	141,300,000	850,000	140,450,000	5,310,000	145,760,000
消費稅	25,000,000	70,000	24,930,000	2,000,000	25,500,000
印紙稅	2,700,000	2,000,000	700,000	5,310,000	1,457,600
小計	170,400,000	2,770,000	167,630,000	11,930,000	179,560,000
計	191,150,000	26,350,000	164,800,000	25,980,000	197,780,000
稅外收入	36,500,000	800,000	35,700,000	37,300,000	800,000
郵便收入	5,600,000	100,000	5,500,000	5,700,000	1,000,000
電話收入	17,300,000	1,700,000	15,600,000	1,900,000	17,300,000
小計	59,400,000	2,600,000	56,800,000	2,600,000	63,000,000
合計	250,550,000	28,950,000	221,600,000	38,960,000	262,780,000
増					
減					
計					
差引					
本算額					
増減					

項目	一九二七年度		一九二六年度		差引
	本算額	増減額	本算額	増減額	
王領地收入	95,000	100,000	1,150,000	100,000	100,000
各種貸付金收入	21,650,000	1,850,000	23,500,000	1,850,000	21,650,000
雑收入	51,600,000	6,100,000	45,500,000	5,900,000	51,900,000
普通收入	25,600,000	7,100,000	18,500,000	3,500,000	49,000,000
特別收入	26,000,000	1,000,000	27,000,000	27,000,000	1,000,000
計	133,600,000	15,500,000	112,650,000	14,500,000	149,100,000
合計	447,500,000	27,900,000	334,250,000	38,960,000	486,000,000
増					
減					
計					
差引					
本算額					
増減					

(三) 増減稅等の計畫要綱
一九二七年度における増減稅等の金額は

租税収入	増	減	差引	増	減	増	減	増	減
本年	二六、二四〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二五、九八〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、七九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、七九〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、七九〇、〇〇〇
全年	七、八九〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇

本年 年度分 磅
 全年 年度分 磅

にして、其の計畫要綱は左の如くである。

一、關稅及消費稅

(1) 現行稅率の改正

(イ) 輸入自動車類のタイヤ (マツケンナ關稅の擴張)

輸入自動車類のタイヤは最初のマツケンナ稅においては、不可缺の部分品とされたのであるが、最後に可決される前に至り、米國のタイヤ生産業者と親善な協定を結んで、ドイツに對する封鎖手段を講じ、米國のタイヤがすべて歐洲に着する前に、英國の手を経るやうにする目的を以て除外されたのである。

今や均齊と歳入とを圖るために、あらゆる輸入タイヤをマツケンナ稅の範圍内に加へ、一九二七年四月十二日より之を實施するものである。而して本稅による增收額は

七〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) 輸入感光セルロイドフィルム(税の修正)

控訴院の最近の判決によれば、活動寫真用の感光セルロイドフィルムは、標準（一又吋）以上の幅で輸入された場合には、輸入無感光フィルムの關稅を免れるのである。故に此の脱稅防止のためマツケン十關稅を修正し、一九二七年四月十二日より標準幅たると否とを問はず、十二吋以上の活動寫真用感光セルロイド其他の類似物に三片の關稅を賦課するものである。而して本稅は別段增收を齎すものでなく、唯だ現行の租稅を確保するに過ぎぬのである。

(ハ) 燐寸(稅率改正)

燐寸に対する關稅及び消費稅を約二〇%引上げ、同時に一萬燐を標準とする稅率を廢止して、一箱に入る燐寸の個數に從つて累進稅を課するのである。斯くて二十個以上五十

個以下入の箱で輸入された燐寸の關係は、十二打につき四志四片であり、之に對する消費稅は四志二片である。而して此の改正は外國との競争に都合が好いといふ英國燐寸業者の希望に基くものである。一九二七年四月十二日より實施せられる。本稅により得る增收額は

六〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ニ) 葡萄酒(關稅)

此の租稅は一九二〇年に二倍に引上げられた。此の増稅にも拘はらず、今日葡萄酒の消費量は戰前及び一九二一年の消費量に比し五〇%も増加してゐる。けれどもすべての葡萄酒が一樣に消費量を増した譯ではない。最も増加の著し

かつたのはポートワインで、之はウイスキーを犠牲にして
のことであらう。

次に一九二五年に帝國産の甘味葡萄酒に對して特惠待遇を
與へた結果として、此の種の葡萄酒が始めて英國に入り込
み、極めて著しい成功を収めた。之に反し軽い日用葡萄酒
は、一九二一年以來増加を示してはゐるが、全体としては
戦前の水準を回復せず、沸騰葡萄酒は戦前の水準以下に降
つた。従つて、全体として見れば輸入葡萄酒は追加負擔に
耐へ得るものではあるが、其の負擔は箇々の葡萄酒に一樣
に課し得べきものではないと見るのが正しいやうである。
元來、外國産葡萄酒に對する主なる税率は、三十度の標準
酒精を含む葡萄酒に對しては一ガロンにつき六志、それ以
下を含むものに對しては一ガロンにつきニ志六片である。

而して酒精の含有度の多少に拘はらず、莫大なものが輸入
せられてゐるのである。故に歳入不足を補ふ点よりするも、
外國産葡萄酒に對する區分點を二十五度に引下げる必要が
あるのである。

然し帝國內産の無味葡萄酒は外國産葡萄酒よりも酒精分が
多いのであるから、これに對しては區分線を稍々高くして
二十七度とするのである。

又これ等の改正のみでは、本年度において大した收入を齎
らすものではないから、二十五度以上の標準酒精を含む外
國産葡萄酒に對しては、將來一ガロンにつき八志、それ以
下を含むものに對しては、一ガロンにつき三志を徴收する。
帝國産葡萄酒に對しては二十七度以上のものが四志、それ
以下のものがニ志の課税とする。以上の改正は一九二七年

四月二十五日より實施せられるのである。而して其の増收額は

一、二五〇、〇〇〇 磅

(ホ) 煙草(税率引上)

戦争中に多大の増税が行はれたにも拘はらず、煙草の消費は一九一三年よりも三分の一方増加してゐるのである。昨年度中の煙草消費額が、あの炭坑争議にも拘はらず、前年と殆んど同一であつたといふことは、注目すべき事實である。女性の中から煙草愛用者の群に投せんとする者が續々あるので、これが煙草税収入を益々増加せしめた。現在の如き不幸なる事情においては、煙草に對しても亦増税を負擔すべく要求せねばならないのである。そこで一九二七年

四月十二日以後、輸入未製煙草の課税を一封度につき八志ニ片より八志一〇片に上げる。即ち一封度につき八片の増税である。其の他の煙草に對しても同じやうな割合で増税するのである。而して其の増收額は

三、一〇〇、〇〇〇 磅

(ヘ) 麥酒税の納税期間短縮

内國産麥酒醸造業者の納税猶豫期間は、昨年度において三箇月より二箇月に短縮したのであるが、本年度は之を更に一箇月に短縮するのである。而して本年の特別一箇月の租税は、六箇月の月割で納付すべきものとしたのである。而して本短縮による増收額は

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ト) 計 額

以上合計の増収額は

一〇、六五〇、〇〇〇 磅

である。

新 税

(2) (イ) 半透明陶器 (關稅)

産業保護法に基き、本年度は半透明硝子性の食卓用陶器に

對し、一ハンドレツドウエイトにつき一磅八志の輸入税を、

一九二七年四月十九日より五箇年間課するのである。

而して其の收入額は

一五〇、〇〇〇 磅

である。

(ロ) 英國産葡萄酒 (消費稅)

今日まで輸入される葡萄酒に對しては、必ず課税すること

を怠らなかつたが、最近に至り葡萄園の無い英國に、一の

新産業が勃興したのである。それは英國産葡萄酒である。

科學と企業心との發達の結果、今日では葡萄汁が醸酵せざ

る状態で、英國に輸入されるやうになり、これが關稅を免

れてゐる。而して英國産葡萄酒の消費量は近年著しく増加

し、一九二六年には其の小賣用生産量は約百八十萬ガロン

に垂んとした。故に他酒類との權衡上本税を制定し、一九

二七年四月二十五日より實施するものである。而して其の

收入額は

八〇、〇〇〇 磅

である。

(い) 計 額

以上合計の収入額は

三三〇、〇〇〇 磅

である。

(3) 増税合計額

關稅及消費稅における合計増税額は

一〇、八八〇、〇〇〇 磅

である。

二、相 續 稅

相續財産に對する課稅の率を決定するに當つては、一般の規則として、

死亡の際に讓渡されるすべての財産——讓渡されたと否とに關せず——を合計したるものに對して行ふべし

といふのである。然るに之に反し

一八九四年の相續稅法制定以前に死亡したる人により讓渡される財産にして、若し讓渡者が本稅制定以後に死亡したならば相續稅を課せられたであらう如き事情の下に讓渡された財産

——斯うした事情の財産は、終生所有者の死亡に際して、他に讓渡される場合には、此の死亡に際して讓渡される他の財産と合算されない

のである。之は右の一般的規則に對する一異例である。而して一九一四年に相續財産に對する課稅の基礎が調査研究されつつありし時、此の規定が何の變更も加へられずして残つたのは全く過失によるものである。故に此の過失を匡正する意味において、此の異例を廢止するのである。而して此のために生ずる増収額は

三、所得稅

(イ) A種所得稅納入期變更

英國の所得稅は二部分よりなる。一を普通稅といひ、他を附加稅といふ。共に其の課稅標準は各人の總合總所得であるが、普通稅においては先づ各人の所得を左の五種に分つのである。

- A、不動産所有による所得
 - B、土地占有所得(主として農業所得)
 - C、公債社債の利子所得
 - D、商工業所得及其他の所得
 - E、勤勞所得
- 右の内、A種の分は地主財産稅と呼ばれ、其の六分の五は都

會地財産に關し、六分の一は農村地財産に關するものである。所得稅A種の徵收方法は

普通は借地人により國庫に拂込まれ、彼が毎年四半期毎に地主に支拂ふ地代の次回の支拂高中より控除されておたものである。而して戰前所得稅が一磅につき一志強に過ぎなかつた頃は、全一箇年の租稅が一月一日の期日までに一回に支拂はれた。

然るに戰爭の必要に迫られて、所得稅が一磅につき五志以上引上げられてよりは、一四半期の地代では之を支辨するに足りなくなつた。借地人が四半期分の地代の全部を國庫に拂込んでも尚ほ若干の追加を必要とし、其の追加金を彼は次の四半期の地代納入期までは補償して貰へなかつた。そこで一九一八年に至り、特に許可を與へられて租稅は二

同に分割して一月一日及び七月一日に納付すべきこととなつたのである。其の後所得税が五志以下に降つてからは、此の特許の必要はなくなつたのである。普通ならばそれを撤廃すべきであるが、現在に至るまで看過されておたのである。故に本年度より之を廢止し、一九一八年以前に復し、一月一日の一回納付に改めんとするものである。此のため生ずる増収額は

一四、八〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ロ) 著作及上演權稅

非在住の上演權所有者、著作權者其の他に支拂はれる版權料に對し課稅する。此のため生ずる増収額は

六〇、〇〇〇 磅

である。

(ハ) 利子稅に關する法律の變更

或種の利子が租稅控除の後、支拂はれ、其のため會社解散及び破産手續に關する國王の權利に影響するものあるにより此の點を匡正するため所得税徵收方法に若干の變更を加ふるものである。而して其のため生ずる増収額は

二〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ニ) 計 額

以上所得税の合計増収額は

一五、〇六〇、〇〇〇 磅

である。

四、 租稅收入における増収額

租税収入における合計増収額は

二六、二四〇、〇〇〇 磅

である。

第二、減税

一、印紙税

會社資本税及び資本移轉税はいづれも百磅につき一磅の割合に課せられてゐる。これは會社の健全なる合同及び改造に對する不當の妨害である。故に之が免除を行ふものである。而して其の免除により生ずる減収額は

△ 二〇〇、〇〇〇 磅

である。

二、所得税

信託の目的を主として遂行することにより、慈善團體の得たる所得に對しては、所得税D種を免除するものである。而して其の免除によりて生ずる減収額は

△ 六〇、〇〇〇 磅

である。

三、租税収入における減収額

租税収入における合計減収額は

△ 二六〇、〇〇〇 磅

である。

第三、税外収入の増加

雑収入

道路基金の準備金は千九百萬磅にして、昨年度において内七百

萬磅を國債償還のため繰入使用し、尚ほ千二百萬磅が残存してゐるのである。

然るに道路基金毎年度の所要額は、豫算計上額を以て優に支辨し得るのである。故に右残存額は常に使用せられず、一特殊部に特別の準備金として維持されるのであるから、寧ろ之を本年度において全部國債償還財源として繰入使用することは有益な役割と國民經濟において演ずるであらうとの意見の下に、之を繰入れることとなつたのである。而して此の金額は雜收入中普通收入の増收額

一、二、〇〇〇、〇〇〇磅

として計上せられたのである。

(四) 關稅及消費稅の新稅及稅率改定表

(一) 稅率改定

關稅	現行稅率	新稅率	提率	特惠稅率
一、葡萄酒				
(帝國產品にあらざるもの)				
標準酒精三〇度以下	一ガロンに付	二	六	
三〇度以上四二度以下	同	六	〇	
標準酒精二五度以下	同	二	〇	
二五度以上四二度以下	同	三	〇	
(帝國產品)				
標準酒精二七度以下	一ガロンに付	一	〇	

		全	現	行	特	全	提	業	特	全
		率	行	特	率	全	提	業	特	全
		片	片	片	片	片	片	片	片	片
		志	志	志	志	志	志	志	志	志
		率	率	率	率	率	率	率	率	率
二七度以上四二度以下	一カロンに付									
四二度以上一度又は其の以下の増加に付	同	〇	六	〇	二	〇	八	四	〇	
沸騰葡萄酒、追加税	同	一	六	三						
變性非沸騰性葡萄酒、追加税	同	二	〇	〇		變化なし				
二、煙草										
a 未製品										
湿度一〇%以上のもの	一封度に付	九	〇	六	九	七	九	七	六	六
葉柄あるもの	同	八	二	六	一	八	一	六	九	二
葉柄なきもの	同	八	二	六	一	八	一	六	九	二
湿度一〇%以下のもの	同	九	〇	六	九	七	九	七	六	六
葉柄あるもの	一封度に付	九	〇	六	九	七	九	七	六	六

		全	現	行	特	全	提	業	特	全
		率	行	特	率	全	提	業	特	全
		片	片	片	片	片	片	片	片	片
		志	志	志	志	志	志	志	志	志
		率	率	率	率	率	率	率	率	率
b. 全製品										
葉柄なきもの	同	九	一	六	九	九	一	七	大	三
葉巻	同	一五	七	二	八	一	一	三	一	一
紙巻	同	一ニ	七	九	五	一	七	〇	五	一
カヴエンデイツシユ又はニゲローヘツド	同	一	〇	八	一	一	一	九	一	〇
カヴエンデイツシユ及ニゲローヘツド保税倉庫に在るもの	同	一	〇	八	一	一	一	九	一	〇
其他 全製煙草	同	一〇	四	七	九	一	二	八	七	三
C. 嗅煙草										
湿度一三%以上のもの	同	九	九	七	四	一	七	八	一	五
湿度一三%以下のもの	同	一	〇	七	一	一	一	九	一	〇
三、燐寸										
一箱八十本以下入のもの燐寸一萬箱の一標準クロスに付		三	五		〇	〇	〇	〇	〇	〇
一箱八十本以上のもの同		三	五		〇	〇	〇	〇	〇	〇

消費税			現行	提案	現行	提案
一、煙草	a. 未製品	湿度一〇%以上のもの	六	六	六	七
		湿度一〇%以下のもの	六	七	七	四
		カヴェンディッシュユ又はニグロヘツドの保稅倉庫に在るもの	七	九	八	七
二、磷寸	b. 全製品	一箱八十本以下入のもの	五	五	五	〇
		一箱八十本以上入のもの	三	四	三	〇
		一萬箇の一標準クロスに付	七	八	七	七

		現行	提案	現行	提案
包	十箇以下入	〇	六	六	〇
	十箇以上二十箇以下入	〇	二	二	〇
	二十箇以上四十箇以下	〇	四	四	〇
	四十箇以上五十箇以下	〇	四	四	〇
	五十箇以上每二十五箇及其以下に付	〇	二	二	〇
四、輸入自働車類タイヤ					
五、活動寫真フィルム					
無感光性					

十箇以下入のもの	一千箱に付	現行税	〇片	提案税	〇片
十箇以上三十箇以下入のもの	同		〇	一六志	〇
二十箇以上のもの	同		〇	二	〇
五十箇入以下のもの	百四十四箱に付		〇	四	二
五十箇以上二十五箇又は其の以下	同		〇	二	一

備考

以上の変更はすべて一九二七年四月十二日より実施す。但し葡萄酒税の引上は一九二七年四月二十五日以降実施す。

(二) 新税

關稅	半透明硝子性の食卓用陶器	英國產葡萄酒	全率	〇	〇
			特惠率	八	〇
消費稅					
	ハンドレドウェイトに付	一ガロンに付			

(五) 増減税計畫に基く増減金額見込表

一、關稅	稅別	一九二七年度分	全一箇年度分
葡萄酒		一、二五〇、〇〇〇 磅	一、五〇〇、〇〇〇 磅

税別	一九二七年度分	全一箇年度分
煙草	三、一〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
燐寸	三七〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
自働車及自働自轉車タイヤ	七〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
無感光活動寫真フィルム	(1)	(1)
半透明陶器	一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
小計	五、五七〇、〇〇〇	六、二九〇、〇〇〇
二、消費税		
麥酒納稅猶豫期間短縮	五、〇〇〇、〇〇〇	(1)
煙草	僅少の見込	僅少の見込
燐寸	全二二三〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇
英國產葡萄酒	八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇

小計	一九二七年度分	全一箇年度分
五、三一〇、〇〇〇	五、三一〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
一〇、八八〇、〇〇〇	一〇、八八〇、〇〇〇	六、六四〇、〇〇〇
△ 二〇〇、〇〇〇	△ 二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三、相續税	三〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
四、印紙税	△ 二〇〇、〇〇〇	△ 三〇〇、〇〇〇
五、所得税	一四、八〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
A種所得税納入期變更	△ 六〇、〇〇〇	△ 一〇〇、〇〇〇
著作及上演權税	△ 六〇、〇〇〇	△ 一〇〇、〇〇〇
慈善團體利得税	△ 二〇〇、〇〇〇	△ 一〇〇、〇〇〇
利子税に関する法律の變更	△ 二〇〇、〇〇〇	△ 三五〇、〇〇〇
小計	一五、〇〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
合計	二五、九八〇、〇〇〇	七、四九〇、〇〇〇

(註)

(イ) 此の變更の目的は現行法の字句を訂正して歳入の遺漏を防ぐにあり。従て歳入の増加は期待し得ず。
(ロ) 期限短縮により得べき増収は一九二七年度のみに限らる。

(四) 本豫算額及
總豫算額

一九二七年度本豫算額は

租稅收入

(直接稅)

相續稅

六七、八〇、〇〇、〇〇、〇〇
〇磅

地租、家屋稅及
礦業權稅

所得稅

二四七、〇〇〇、〇〇〇

同附加稅

六二、〇〇〇、〇〇〇

超過利得稅

八三、〇〇〇、〇〇〇

自働車稅

二四、一〇〇、〇〇〇

法人利得稅

二、七〇〇、〇〇〇

小計

四〇七、四〇〇、〇〇〇

(間接稅)

關稅

一一二、一一〇、〇〇〇

消費稅

一四五、七六〇、〇〇〇

印紙稅

二五、五〇〇、〇〇〇

小計

二八三、三八〇、〇〇〇

計

六九〇、七八〇、〇〇〇
九一

税外收入

郵便收入

電信收入

電話收入

小計

王領地收入

各種貸付金收入

雑入收入

合計

合計

にして、總豫算額は本豫算額と同額である。
之を前年度本豫算額

磅

三七、三〇〇、〇〇〇

五、七〇〇、〇〇〇

一九、〇〇〇、〇〇〇

六二、〇〇〇、〇〇〇

一、〇〇五、〇〇〇

二三、五〇〇、〇〇〇

五七、五〇〇、〇〇〇

一四四、〇〇五、〇〇〇

八三四、八三〇、〇〇〇

八二四、七五〇、〇〇〇

磅

に比較するときは

の増加である。而して其の種目別は

租税收入

(直接税)

相続税の増加

地租、家屋税及礦業
権税の減少

所得税の減少

同附加税の減少

超過利得税の増加

自動車税の増加

法人利得税の減少

小計(減少)

一、〇〇八、〇〇〇 磅

一、八〇〇、〇〇〇 磅

二、〇〇〇、〇〇〇

七、八〇〇、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

三、八〇〇、〇〇〇

九、〇〇〇、〇〇〇

(間接税)

關稅の増加

消費稅の増加

印紙稅の増加

小計 (増加)

計 (減少)

稅外收入

郵便、電信及電話收入の増加

王領地收入の増加

各種貸付金收入の増加

雜收入の増加

計 (増加)

三、六七〇、〇〇〇	磅
四、四六〇、〇〇〇	磅
五、〇〇〇、〇〇〇	磅
八、六三〇、〇〇〇	磅
三、七〇〇、〇〇〇	磅
二、六〇〇、〇〇〇	磅
一、八五〇、〇〇〇	磅
五、九〇〇、〇〇〇	磅
一、四〇〇、〇〇〇	磅
一、〇〇〇、〇〇〇	磅

合計 (増加)

にして、増稅等の增收計畫額

を差引くときは、自然減少額は

である。而して之を租稅收入其の他に區分するときは

增收計畫額 自然増△減額 計

租稅收入 二五、九八〇、〇〇〇 磅 △二六、三五〇、〇〇〇 磅 △三七〇、〇〇〇 磅

稅外收入 一、〇〇〇、〇〇〇 磅 △一、五五〇、〇〇〇 磅 一、〇〇〇、〇〇〇 磅

計 三七、九八〇、〇〇〇 磅 △二七、九〇〇、〇〇〇 磅 一、〇〇〇、〇〇〇 磅

にして、租稅收入における自然減額は所得稅、同附加稅、法人利
 得稅並に關稅及消費稅等の減少によるものである。又稅外收入に
 おける自然減額は普通雜收入の減少によるものである。

更に本豫算額を決算額

八四二、八二四、〇〇〇 磅

に比較するときは、決算額において

七、九九四、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

九、五一〇、〇〇〇 磅

地租、家屋税及
錢業権税の減少

二、〇〇〇、〇〇〇

所得税の増加

三、五八三、〇〇〇

同附加税の減少

一、四〇〇、〇〇〇

超過利得税の減少

三、〇〇〇、〇〇〇

自動車税の増加

四一八、〇〇〇

法人利得税の減少

九二〇、〇〇〇

小計 (増加)

八、一七一、〇〇〇

(間接税)

關税の減少

五〇〇、〇〇〇

消費税の減少

六、五六〇、〇〇〇

印紙税の増加

一、五三〇、〇〇〇

小計 (減少)

五、五三〇、〇〇〇

計 (増加)

二、六四一、〇〇〇

税外收入

郵便、電信及電話
收入の増加

一、〇〇〇、〇〇〇

王領地収入の増加

各種貸付金収入の増加

雑収入の増加

計 (増加)

計 (増加)

二〇、九八〇 磅

四五二、〇〇〇

三、八八一、〇〇〇

五、三五三、〇〇〇

七、九九四、〇〇〇

にして、租税収入においては超過利得税及び法人利得税並に關稅及び消費税において多額の減收であったが、大財産の相續による相續税の増收並に所得税の増收等によつて、辛うじて増收となつたのである。

又税外収入においては増收は主としてケンヤ及びパレスティン等より、以前貸付けた金額の償還ありし等のためである。

(ハ) 一九二七年度歳入決算額並に前年度決算額との比較

一九二七年度歳入決算額は

八四二、八二四、〇〇〇 磅

にして、之を一九二六年度歳入決算額

八〇五、七〇一、〇〇〇 磅

に比較するときには

三七、一二三、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の種目別は

租税収入

(直接税)

相續税の増加

地租、家屋税及鑛業權税の減少

所得税の増加

同附加税の減少

九、九九〇、〇〇〇 磅

一〇〇、〇〇〇

一五、八六六、〇〇〇

五、三一〇、〇〇〇

超過利得税の減少

自働車税の増加

法人利得税の減少

小計 (増加)

(間接税)

關稅の増加

消費税の増加

印紙税の増加

小計 (増加)

計 (増加)

税外收入

郵便、電信及電話
收入の増加

四、五〇〇、〇〇〇 磅

三、一三五、〇〇〇

△ 二、一九〇、〇〇〇

一六、八八一、〇〇〇

四、一〇五、〇〇〇

六、二二二、〇〇〇

二、二八〇、〇〇〇

一一、六〇七、〇〇〇

二九、四八八、〇〇〇

四、一五〇、〇〇〇

王領地收入の増加

各種貸付金收入の増加

雑收入の増加

計 (増加)

合計 (増加)

六、〇〇〇

一、〇九八、〇〇〇

二、三二七、〇〇〇

七、六三五、〇〇〇

三七、一三三、〇〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。



(一) 一九二七年度歲入決算額及豫算額比較表

項目	一九二七年度		一九二七年度豫算額		一九二六年度		一九二七年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對二六年度決算額	
相稅收入 (直接稅)	磅	磅	磅	磅	磅	磅	磅	
相續稅	七、三一、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	六、七、三二、〇〇〇	九、五一、〇〇〇	九、五二、〇〇〇	九、九九、〇〇〇	
地租、家屋稅及礦業權稅	七、八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八、八〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	
所得稅	二五〇、五三、〇〇〇	二四七、〇〇〇、〇〇〇	二四七、〇〇〇、〇〇〇	二三四、七二、〇〇〇	三、五八、三、〇〇〇	三、五八、三、〇〇〇	一、五、八、六、六、〇〇〇	
同附加稅	六〇、六〇〇、〇〇〇	六二、〇〇〇、〇〇〇	六二、〇〇〇、〇〇〇	六五、九一、〇〇〇	一、四、〇〇、〇〇〇	一、四、〇〇、〇〇〇	五、三、〇、〇〇〇	
超過利得稅	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	
自働車稅	二四、五八、〇〇〇	二四、一〇〇、〇〇〇	二四、一〇〇、〇〇〇	二一、三九、三、〇〇〇	四、一八、〇〇〇	四、一八、〇〇〇	三、二五、〇〇〇	
法人利得稅	一、七八〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	三、九七、〇〇〇	九二〇、〇〇〇	九二〇、〇〇〇	二、一九〇、〇〇〇	

項目	一九二七年度		一九二七年度豫算額		一九二六年度		一九二七年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	對本豫算額	對總豫算額	對二六年度決算額	
關稅	一、一、六三、〇〇〇	一、一、一三、〇〇〇	一、一、一三、〇〇〇	一、〇、七、五、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	四、一、〇、〇〇〇	
消費稅	一、三九、三〇〇、〇〇〇	一、四五、七六〇、〇〇〇	一、四五、七六〇、〇〇〇	一、三三、九七八、〇〇〇	六、五六、〇〇〇	六、五六、〇〇〇	六、二二、〇〇〇	
印紙稅	二七、〇三、〇〇〇	二五、五〇、〇〇〇	二五、五〇、〇〇〇	二四、七五、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	二、二八、〇〇〇	
小計	二七、八五、〇〇〇	二八、三、三八、〇〇〇	二八、三、三八、〇〇〇	二六、五、二四、三、〇〇〇	五、五三、〇〇〇	五、五三、〇〇〇	一、二、六、六、七、〇〇〇	
計	六九三、四三一、〇〇〇	六九、七、七八、〇〇〇	六九、七、七八、〇〇〇	六六三、九三三、〇〇〇	二、六四一、〇〇〇	二、六四一、〇〇〇	二九、四八、〇〇〇	
稅外收入	三、八二五、〇〇〇	三、七、三〇〇、〇〇〇	三、七、三〇〇、〇〇〇	三、五、六〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	九五、〇〇〇	二、六五、〇〇〇	
郵便收入	六、一〇、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	五、九〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	
電信收入	一、八、六五、〇〇〇	一、九、〇〇〇、〇〇〇	一、九、〇〇〇、〇〇〇	一、七、三五、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	
電話收入	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	五、八、八五、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	五、一五、〇〇〇	

税目別	決算額			豫算額			比較増減		
	關稅	消費稅	計	關稅	消費稅	計	關稅	消費稅	計
強酒	六、七九、〇〇〇	四、五五、〇〇〇	四七、三三四、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	四、二〇、〇〇〇	四七、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三三五、〇〇〇	三三四、〇〇〇
麥酒	五、五八、〇〇〇	七、八二七、〇〇〇	八三、三四五、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	八、二〇〇、〇〇〇	八八、二〇〇、〇〇〇	四八三、〇〇〇	四、三三七、〇〇〇	四、八五五、〇〇〇
葡萄酒	四、四九、〇〇〇	〇	四、四九、〇〇〇	四、八五、〇〇〇	〇	四、八五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	〇	七〇、〇〇〇
英國葡萄酒	〇	一、一八、〇〇〇	一、一八、〇〇〇	〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇
食卓用飲料	三四、〇〇〇	三五三、〇〇〇	三八七、〇〇〇	三五、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一三、〇〇〇
茶	五、七八、〇〇〇	〇	五、七八、〇〇〇	五、七五、〇〇〇	〇	五、七五、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇
ココア	六、九七、〇〇〇	〇	六、九七、〇〇〇	七、五〇、〇〇〇	〇	七、五〇、〇〇〇	五三、〇〇〇	〇	五三、〇〇〇
珈琲	二、〇〇、〇〇〇	〇	二、〇〇、〇〇〇	二、一〇、〇〇〇	〇	二、一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	六、〇〇〇
千コリ	一、〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇

(二) 一九二七年度關稅及消費稅項目別本豫算額及決算額比較表

一〇五

項目	年度	一九二七年度		一九二六年度		一九二七年度對一九二六年度	
		決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	對總豫算額	對一九二六年度決算額
王領地收入		一、〇七、〇〇〇	一、〇五、〇〇〇	一、〇一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇
各種交付金收入		二、三、九五二、〇〇〇	二、三、五〇、〇〇〇	二、二八、五〇〇	四、五二、〇〇〇	四五二、〇〇〇	一、〇九八、〇〇〇
雜收入		六、一、三八一、〇〇〇	五、七、五〇〇、〇〇〇	五、九〇、五〇〇	三、八八一、〇〇〇	三、八八一、〇〇〇	二、三二七、〇〇〇
普通收入		三、〇、八九三、〇〇〇	三、〇、五〇〇、〇〇〇	二、八三、一〇〇	三、九三、〇〇〇	三、九三、〇〇〇	二、六七九、〇〇〇
特別收入		三、〇、四八八、〇〇〇	二、七、〇〇〇、〇〇〇	三、〇、八〇〇、〇〇〇	三、四八八、〇〇〇	三、四八八、〇〇〇	三、五二〇、〇〇〇
計		一、四九、〇四三、〇〇〇	一、四、〇、五〇〇、〇〇〇	一、四一、七六八、〇〇〇	一、四、一、七六八、〇〇〇	五、三五三、〇〇〇	七、六三五、〇〇〇
合計		八、四三、八三四、〇〇〇	八、三、四、八三〇、〇〇〇	八、〇五、七〇一、〇〇〇	八、三、四、八三〇、〇〇〇	七、九九四、〇〇〇	三、七、一三三、〇〇〇

一〇四

酒業特許	税	専賣税	其他の特許	鐵道税	藥品其他	基本産業税	リース及刺繍	双物	手袋	及斯マントル	荷造及包紙	半透明陶器
酒業特許	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
税	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
専賣税	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
其他の特許	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
鐵道税	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
藥品其他	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
基本産業税	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
リース及刺繍	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
双物	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
手袋	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
及斯マントル	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
荷造及包紙	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇
半透明陶器	四、五、七、〇〇〇	一、九、〇〇〇	五、一、〇〇〇	三、七、六、〇〇〇	一、三、三、一、〇〇〇	六、三、三、〇〇〇	二、一、五、〇〇〇	一、一、〇、〇〇〇	五、七、九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二、五、〇〇〇	七、三、〇〇〇

税目別	關稅	消費稅	計	關稅	消費稅	計	比較	消費稅	計
砂糖	一七、〇三九、〇〇〇	一、六九七、〇〇〇	一八、七三六、〇〇〇	一、六、九〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一八、八〇〇、〇〇〇	一三九、〇〇〇	二、〇三三、〇〇〇	六四、〇〇〇
乾果	六、一五、〇〇〇	〇	六、一五、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	〇	五、五〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	〇	六五、〇〇〇
煙草	五八、一〇三、〇〇〇	〇	五八、一〇三、〇〇〇	五、八、一〇五、〇〇〇	〇	五、八、一〇五、〇〇〇	一、六〇五、〇〇〇	〇	一、六〇五、〇〇〇
(燐) (点) (火) (器) (十)	二、二〇九、〇〇〇	〇	二、二〇九、〇〇〇	二、五二〇、〇〇〇	〇	二、五二〇、〇〇〇	三一一、〇〇〇	〇	三一一、〇〇〇
活動寫真フィルム	二、一五、〇〇〇	〇	二、一五、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	〇	二、四〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇	二五、〇〇〇
時計	五、五九、〇〇〇	〇	五、五九、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	〇	四、六〇〇、〇〇〇	九九、〇〇〇	〇	九九、〇〇〇
自動車及自働自轉車	二、五四九、〇〇〇	〇	二、五四九、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	〇	二、七〇〇、〇〇〇	一五一、〇〇〇	〇	一五一、〇〇〇
樂器	二、四〇、〇〇〇	〇	二、四〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	〇	六〇、〇〇〇
絹及人造絹	四、七六七、〇〇〇	〇	四、七六七、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	〇	五、二〇〇、〇〇〇	四三三、〇〇〇	〇	四三三、〇〇〇
ホップス	三、一七、〇〇〇	〇	三、一七、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、一七、〇〇〇	〇	一、一七、〇〇〇
娛樂稅	〇	六、一四〇、〇〇〇	六、一四〇、〇〇〇	〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	〇	三、一四〇、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇

101

102

税目別	決算額		比較増減	
	計	額	計	額
關稅	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
消費稅	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
賭稅	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
其他の品	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
合計	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
關稅	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
消費稅	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
賭稅	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
其他の品	二、六六九、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	〇	〇
合計	一三、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇

(二) 租稅收入
其他の區分

一九二七年度歳入決算額を租稅收入其他に區分すると
きは

租稅收入
直接稅 四一五、五七一、〇〇〇 磅
間接稅 二七七、八五〇、〇〇〇
小計 六九三、四一一、〇〇〇
稅外收入 一四九、四〇三、〇〇〇
計 八四二、八二四、〇〇〇

にして、之を一九二六年度歳入決算額のそれと比較するときは

租稅收入
直接稅の増加 一六、八八一、〇〇〇 磅
間接稅の増加 一二、六〇七、〇〇〇
小計(増加) 二九、四八八、〇〇〇
一九二

年度	直接税	間接税	計
一九一三	四八	五二	一〇〇
一九一八	七八	二二	一〇〇
一九一九	六九	三一	一〇〇
一九二〇	六五	三五	一〇〇

にして、租税收入中における直接税及び間接税の割合は

年度	直接税	間接税	計
一九二三	五二	三五	八六
一九二四	五四	三二	八六
一九二五	五二	三二	八四
一九二六	四九	三三	八二
一九二七	四九	三三	八二

税外収入の増加
計 (増加)

の増加である。
今各年度における区分割合を見るに

年度	租税收入 直接税	間接税	計	税外収入	合計
一九一三	三九	四三	八二	一八	一〇〇
一九一八	六九	一九	八八	一二	一〇〇
一九一九	五二	二二	七五	二五	一〇〇
一九二〇	四七	二五	七二	二八	一〇〇
一九二一	四六	三〇	七六	二四	一〇〇
一九二二	五二	三三	八五	一五	一〇〇

七、六三五、〇〇〇
三七、一二三、〇〇〇

區分	一九二七年度決算額		一九二六年度決算額		増△減	租税の割合									
	金	割合	金	割合		一九二七年度決算額	一九二六年度決算額	一九二五年度決算額	一九二四年度決算額	一九二三年度決算額	一九二二年度決算額	一九二一年度決算額	一九二〇年度決算額	一九一九年度決算額	一九一八年度決算額
租税	四九,三九八,九九〇	四九	四九,一六八,〇〇〇	四九	一六〇,〇〇〇	六〇	六〇	六二	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八
直接税	四九,三九八,九九〇	四九	四九,一六八,〇〇〇	四九	一六〇,〇〇〇	六〇	六〇	六二	六三	六〇	六一	六〇	六五	六九	七八
間接税	二七,八五〇,〇〇〇	三三	三三,二九五,四三〇	三三	一三〇,〇〇〇	四〇	四〇	三八	三七	四〇	三九	四〇	三五	三一	二二
小計	六九,四三〇,〇〇〇	八二	八二,四一三,四三〇	八二	二九〇,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
税外收入	一〇,四三〇,〇〇〇	一八	一八,四一七,七六八	一八	七〇,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	八〇,八六〇,〇〇〇	一〇〇	一〇〇,八三一,一九〇	一〇〇	三六〇,〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

一九二七年度歳入決算額租税其他區分表

年度	直接税	間接税	計
一九二一	六〇	四〇	一〇〇
一九二二	六一	三九	一〇〇
一九二三	六〇	四〇	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇
一九二五	六二	三八	一〇〇
一九二六	六〇	四〇	一〇〇
一九二七	六〇	四〇	一〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。

國債

一九二七年度の國債償還額に関しては、一九二三年財政法により、新減債基金五千萬磅を豫算に計上すべき

であるが、

一九二六年度の新減債基金は六千萬磅にして、之を實行したるが歳入歳出決算上において

三六、六九四、〇二七 磅

の財源不足を生じたるため流動公債の増發となり、實質的に國債償還に充當せられたる額は

二三、三〇五、九七三 磅

となつたのである。

故に前記財源不足の流動公債の一部銷却するたの歳入の増收計畫

により、一九二七年度新減債基金を千五百萬磅増額して

六五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を豫算に計上し之を實行したのである。

然るに普通公債の總額において、一九二七年度現在高が一九二六年度現在高に比し

△一六、八〇〇、七六九 磅

の減少に止まれるは、借換による債額増加のためである。

○

(1) 新減債基金の使途

六千五百萬磅の新減債基金の使途は左の如くである。

一、内國債の銷却に使用したる分

定期年金元本金額

一、〇二七、〇〇〇 磅

整理公債減債基金

二、八九二、〇〇〇

戦勝債券減債基金

二、四一三、〇〇〇

三、 $\frac{1}{2}$ % 借換公債減債基金

一四、七〇一、〇〇〇

四、 $\frac{1}{2}$ % 整理公債減債基金

九、二一〇、〇〇〇

一九一九年度戦時公債法第三條により相續税に納入せる債券其他のために國債委員會に對する拂渡
一九一七年財政法第三四條により租税に納入の戦時公債其他の拂度

一九一七年財政法による軍事公債減債基金

一、六六六、〇〇〇

國債銷却のため國債委員會に對し拂渡せる一九二三年法減債基金残額

一五、四五二、〇〇〇

五九、八六三、〇〇〇

二、外國債の銷却に使用したる分

對米政府支拂 (處理協定により)

五、一三七、〇〇〇

合計

六五、〇〇〇、〇〇〇

(四) 國債の現在

一九二七年度末國債の現在高は

普通公債

内國債

六、四三二、五八七、四一五 磅

外國債

一、〇九五、二二九、四六三

計

七、五二七、八一六、八七八

其他の資本公債

合計

にして、之を一九二六年度末現在高

に比較するときは

の減少である。其の内譯は

普通公債

内國債の減少

外國債の減少

計 (減少)

其他の資本公債の増加

合計 (減少)

一〇三、一五五、七九二 磅

七、六三〇、九七二、六七〇

七、六五二、六八七、九〇四 磅

△ 二一、七一五、二三四 磅

△ 二〇、五七六、六三二 磅

△ 六、二二四、一三七

△ 二六、八〇〇、七六九

五、〇八五、五三五

△ 二一、七一五、二三四

にして、其の内容は別表の如くである。

一九二七年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
普通公債	六、四三二、五八七、四一五 磅	六、四五三、一六四、〇四七 磅	△ 二〇、五七六、六三二
内國債	一、三四九、九六三、四八一	一、二一九、七八一、九五三	△ 一三〇、一八一、五二八
長期公債	一、二、五五一、〇八六	一、二、二四二、〇〇〇	△ 三〇九、〇八六
定期年金	五、〇七〇、〇七二、八四八	五、二二一、一四〇、〇九四	△ 一五一、〇六七、二二六
短期公債			

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
外國債	一九二五、二二九、四六三 磅	一、一〇一、四五三、六〇〇 磅	六、二二四、一三七
短期公債	七、五二七、八一六、八七八	七、五五四、六一七、六四七	△ 二六、八〇〇、七六九
計	七、五二七、八一六、八七八	九八、〇七〇、二五七	△ 五、〇八五、五三五
其他の資本公債	一〇三、一五五、七九二	七、六五二、六八七、九〇四	△ 二一、七一一、二三四
合計	七、六三〇、九七二、六七〇	七、六五二、六八七、九〇四	△ 二一、七一一、二三四

普通公債の内訳

普通公債の一九二七年度末現在高は前年度末現在高に比較するときは、總額において二千六百八十餘萬磅の減少にして、内、内國債は二千五十餘萬磅、外國債は六百二十餘萬磅の減少である。而して一九二七年度中において満期となるべき公債は

にして、新減債基金は

である。而して其の大部分は「借換」により支辨せられたるを以て、債額増加のため其の減少額は新減債基金充當額に達しないのである。

又外國債は米國政府に對し五百餘萬磅の元金償還を行ひたること、五分半利十年米國債券に對し百餘萬磅を償還したるための債額

を減少したるものである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二七年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
普通公債	六、四三二、五八七、四一五	六、四五三、一六四、〇四七	二〇、五七六、六三二
内國公債	六八八、七九〇、〇〇〇	七一五、七七六、〇〇〇	二六、九八六、〇〇〇
流動公債	五二六、九四〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七三、〇六〇、〇〇〇
大藏省證券	一六一、八五〇、〇〇〇	一一五、七七六、〇〇〇	四六、〇七四、〇〇〇
一時借入金			

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
其他の公債	五、七四三、七九七、四一五	五、七三七、三八八、〇四七	六、四〇九、三六八
外國公債	一、〇九五、二二九、四六三	一、〇〇一、四五三、六〇〇	六、二三四、一三七
米國の分	九五一、八七三、四六三	九五八、〇九七、六〇〇	六、二三四、一三七
米國政府借入金	九二〇、五四八、〇〇〇	九二五、六八五、〇〇〇	五、一三七、〇〇〇
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	三一、三二二、六一七	三二、四〇九、七五四	一、〇八七、一三七
其他の分	一四三、三五六、〇〇〇	一四三、三五六、〇〇〇	〇
其他の聯合國政府よりの借入金	一三五、七〇〇、〇〇〇	一三五、七〇〇、〇〇〇	〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	〇
イタリー	二二、二〇〇、〇〇〇	二二、二〇〇、〇〇〇	〇
其他			

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
海峡植民地	七、六五六、〇〇〇 磅	七、六五六、〇〇〇 磅	〇 磅
計	七、五二七、八一六、八七八	七、五五四、六一七、六四七	△ 二六、八〇〇、七六九

六

對外債權

對外債權		一九二七年度末の對外債權現在高
自治領及植民地	計	一、二三、五二八、〇〇〇 磅
對外國政府	計	二、〇一〇、一二〇、〇〇〇
自治領及植民地の減少	△	三、〇六一、〇〇〇 磅
對外國政府の増加	△	七二、九九八、〇〇〇
計 (増加)	△	六九、九三七、〇〇〇

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二七年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二六年度末	
自治領及植民地 (戰時貸付)	一、二一三、五二八、〇〇〇 磅	一、二一六、五八九、〇〇〇 磅	三、〇六一、〇〇〇 磅
對外國政府	二、〇一〇、一二〇、〇〇〇	一、九三七、一二二、〇〇〇	七二、九九八、〇〇〇
ロシヤ	八八七、三三五、〇〇〇	八四二、九六九、〇〇〇	四四、三六六、〇〇〇
フランス	七〇五、五八八、〇〇〇	六七六、一六〇、〇〇〇	二九、四二八、〇〇〇
イタリヤ	二六六、七五〇、〇〇〇	二七〇、七五〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
小計	一、八五九、六七三、〇〇〇	一、七八九、八七九、〇〇〇	六九、七九四、〇〇〇
其他	一五〇、四四七、〇〇〇	一四七、三四三、〇〇〇	三、一〇四、〇〇〇

合計	二、一三三、六四八、〇〇〇	二、〇六三、七一一、〇〇〇	六九、九三七、〇〇〇
----	---------------	---------------	------------

對外債權の債務國別は別表の如くにして、對外政府分の内、元利償還の確定せるものと、未確定のものとの總額は

確定の分 一、八五九、六七三、〇〇〇 磅

未確定の分 二、一三三、六四八、〇〇〇 磅

合計 二、一三三、六四八、〇〇〇 磅

である。

塞爾比亞
希臘

計

(ロ) 一九二八年三月三十一日現在資本額

救済及復興貸付

元利共に割賦にて支拂はるるもの

白耳
白領
波蘭
羅馬尼亞
エストニア
匈牙利

三二、六五〇、〇〇〇
二、三〇〇、〇〇〇
三七七、四〇〇、〇〇〇

九、〇〇〇、〇〇〇
三、六〇〇、〇〇〇
四、六〇三、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇
二、四三、〇〇〇
四三、〇〇〇

致須國
塞爾比亞

其他の債權

元利共に割賦にて支拂はる

ラトヴィア
希臘
波蘭
致須國
羅馬尼亞
エストニア
リシア

二、四三、〇〇〇
二、〇六九、〇〇〇
二、〇〇一、〇〇〇
一、二八一、〇〇〇
八七、〇〇〇
一、二三、〇〇〇
六九二、〇〇〇
二九、〇〇〇
九一七、〇〇〇
一、二〇、〇〇〇
三、二四九、〇〇〇

(二) 未確定分

一、六〇七、四七〇、〇〇〇

一九二八年三月三十一日現在の資本額

聯合國戰時債務

露 國

八八七、三三五、〇〇〇

佛 國 (a)

七〇五、五八八、〇〇〇

計

一、五九二、九二三、〇〇〇

救済及復興貸付

埃 太 利 (b)

一三、三六四、〇〇〇

ア ル メ ニ ア

一三二、〇〇〇

計

一三、四九六、〇〇〇

其他の債務

ア ル メ ニ ア

一、〇五一、〇〇〇

(註)

(a) 處理協定せるも未だ批准を経ず。

(b) 支拂は一九四三年一月まで延期する。

七

地方税の
歳入歳出

一九二七年度地方税の歳入歳出は左の如くである。

歳入

英 蘭 及 威 爾 斯

一六七、〇〇〇 磅

蘇 格 蘭

二一、四〇〇

計

一八八、四〇〇

MMI

歳出

英蘭及威爾斯

蘇格蘭

計

貧民救済費

三、八、〇〇〇、〇〇〇

四、八四五、〇〇〇

四二、八四五、〇〇〇

教育事業費

三三、五〇〇、〇〇〇

五、二二五、〇〇〇

三八、七二五、〇〇〇

警察費

一〇、〇〇〇、〇〇〇

一、〇五六、〇〇〇

一一、〇五六、〇〇〇

其他の經費

一八五、五〇〇、〇〇〇

八、二七四、〇〇〇

九五、七七四、〇〇〇

計

一六七、〇〇〇、〇〇〇

二一、四〇〇、〇〇〇

一八八、四〇〇、〇〇〇

其(1) 支拂額一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

(15) 支拂額一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一九二八年度

歳計千七百九十一年は第二次大戦本邦ボウシ保身堂内閣第四回
目の歳算知り一九二八年度歳算一九二八年四月二十
日以下に於ては、而して本年歳算を、

第五章 千九百二十八年年度の歳計

一九二八年度

歳計千七百九十一年は第二次大戦本邦ボウシ保身堂内閣第四回
目の歳算知り一九二八年度歳算一九二八年四月二十
日以下に於ては、而して本年歳算を、

第五節 千五百二十八年平敷の歳信

一九二八年度の
豫算形式の改正

蔵相チヤールは第二次ホルドウィン保守党内閣第四回
目の豫算即ち一九二八年度豫算を一九二八年四月二十
四日下院に提出したのである。而して本年度豫算において豫算の
形式を改正したのである。



(1) 新形式

改正の新形式は

(1) 普通歳入歳出

(2) 独立均衡會計

に大別し、從來郵便事業収入及び自動車税収入の總額を歳入とし
て計上したるを、改めて普通歳入においては

(1) 郵便事業収入は歳入歳出を差引たる純収入

(2) 自働車税収入は道路基金支出金を差引きたる分即ち國庫純

収入

を計上することとしたのである。

又普通歳出においては郵便事業費及び道路基金支出額を控除するのである。故に普通歳入歳出額においては、從來の形式に比し郵便事業費及び道路基金支出額だけ減少することとなるのである。而して郵便事業費及び道路基金支出額は自からバランスする項目として独立均衡會計なる名稱の下に、別箇に掲記することとしたのである。故に普通歳入歳出額に独立均衡會計を合計するときには、歳計の總額を知らることが出来るのである。次に從來歳出は、既定費及び議定費に分れ、既定費中には國債費

として利子及取扱費並に減債基金が計上せられたのを改めて、減債基金も既定費及び議定費の外に置くこととしたのである。



四) 純計的豫算

左の如く述べたのである。

又豫算計上に當り總計額の代りに純計額を出すことにしたのである。此の点に關し藏相は豫算説明において下院の豫算委員會の提唱に基き、將來印紙の賣上より得たる金額は、之を國庫に繰入れる代りに、各當該款項の支出補充金に振當てらるべきものと定めた。教員恩給費として受領した納付金は、教育費の支出補充金に計上される。前回の議會にて制定せられたる失業保險法により、私は、失業基金に生じたる不足に

對する利子は、將來は一般豫算を通ずることなく、同基金より直接國債委員會に支拂ふことを命ずる権を得た。政府の各種基金における遊金が一時期國庫の使用に貸上げられ、そして其の貸上金に對して支拂はれる利子が、國庫の支出勘定に現はれて然る後収入として國庫に這入つて來るやうな場合には、將來利子のために形式上の經費を計上することは之を廢止することに決した。これ等は何れも此事ではあるが、然し重要なる會計上の改正で約七百萬磅の收入及支出に關し、其の目的は何れの場合においても、歳出及歳入の兩側より互にバランスし、相殺する勘定を除去するものである。

改正の理由

藏相は此の改正の目的は、
収益を齎らす自立的な事業の經費と、國債の減少に要する經費と、普通の政費と之を區別するの必要に基くものであるといつてゐるが、實は保守党内閣の豫算が、一九二四年度労働党内閣編成の豫算に比し、膨脹を示してゐるので、増加の趨勢にある独立均衡會計分を區分し、普通歳入歳出額において膨脹の甚しからざることを示さんとしたものである。

一九二八年度の
豫算大綱

次に下院に提出したる豫算の編成上の計畫を見るに、
豫算編成當初の見積は

歳出

普通

七二六、三八一、〇〇〇 磅

独立均衡會計

七八、八一四、〇〇〇

計

八〇五、一九五、〇〇〇

歳入

普通

七三三、四四八、〇〇〇

独立均衡會計

七八、八一四、〇〇〇

計

八一二、二六二、〇〇〇

差引歳入過

七、〇六七、〇〇〇

にして、之に對して一般的増減税を行ふための減收となるべき金額

△ 一、八六五、〇〇〇 磅

を生ずると、一九二九年度より実行すべき地方税輕減の財源に充當するための増税額

一、一〇〇、〇〇〇 磅

あるを以て、之を前記「歳入過」に加減するときは歳計剩餘見込額は

一六、三〇二、〇〇〇 磅

にして、他方歳出において新減債基金増額

一五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を要するに對し、之が財源として政府紙幣及び英蘭銀行券合併のため、政府紙幣勘定の積立金

一三、二〇〇、〇〇〇 磅

を特別雑收入として繰入するため、差引財源不足額

△ 一、八〇〇、〇〇〇 磅

生ずるを以て、之を差引くときは歳計剰餘金は

一四、五〇二、〇〇〇 磅

となるのである。而して本金額は一九二七年度の歳計剰餘金

四、二三九、〇〇〇 磅

と共に一九二九年度へ繰越し、地方税軽減の財源に充當する計畫

である。

然るに、一九二八年度歳入豫算提案額中、不成立に終りしもの

△一三、一八〇、〇〇〇 磅

あるを以て、結局一九二八年度本豫算成立額における歳計剰餘金

は 八一、三二二、〇〇〇 磅

に減少したのである。



又裁相は國債銷却に關し、一九二三年財政法による元本償還定額を廢止し、一九二八年度以降新國債定額一箇年三億五千五百萬磅を豫算に計上し、利子拂及び取扱費の自然減少に伴ひ元本償還額増加し、五十年後に國債が完済せられるといふ政策を樹立したのである。

斯くして下院に提出したる本豫算額は

歳出

普通

七四一、五八一、〇〇〇 磅

独立均衡會計

計

歳入

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過

にして、本豫算成立額は

歳出

普通

独立均衡會計

計

歳入

七八、六一四、〇〇〇 磅

八二〇、一九五、〇〇〇

七五六、〇八三、〇〇〇

七八、六一四、〇〇〇

八三四、六九七、〇〇〇

一四、五〇二、〇〇〇

七四一、五八一、〇〇〇 磅

七八、六一四、〇〇〇

八二〇、一九五、〇〇〇

七八、六一四、〇〇〇

八二〇、一九五、〇〇〇

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過

である。故に差引

歳入

普通

の減額である。これは地方税軽減財源としての増税中除外された

るものがあるためである。

本豫算成立額を前年度本豫算額

歳出

普通

独立均衡會計

七五二、九〇三、〇〇〇

七八、六一四、〇〇〇

八三一、五一七、〇〇〇

一一、三二二、〇〇〇

△ 三、一八〇、〇〇〇 磅

八三四、八三〇、〇〇〇

八三三、一四三、〇〇〇

七五六、二四七、〇〇〇 磅

八三三、一四三、〇〇〇

七五六、二四七、〇〇〇 磅

八七七、一四三、〇〇〇

八七七、一四三、〇〇〇

計

八三三、三九〇、〇〇〇 磅

歳入

七五七、六八七、〇〇〇

普通

七七、一四三、〇〇〇

計

八三四、八三〇、〇〇〇

差引歳入過

一、四四〇、〇〇〇

に比較するときは

歳出

普通の減少

△一四、六六六、〇〇〇 磅

独立均衡會計の増加

△一、四七一、〇〇〇

計 (減少)

△一三、一九五、〇〇〇

歳入

普通の減少

△五四、七八四、〇〇〇

独立均衡會計の増加

△一、四七一、〇〇〇

計 (減少)

△三、三一三、〇〇〇

差引歳入過

九、八八二、〇〇〇

である。而して歳出の減少は主として國債費及び民政費の減少に基くものにして、歳入の減少は主として租稅收入及普通雜收入の減收によるものである。



次に一九二八年度總豫算額は

歳出

普通

七四五、一六五、〇〇〇 磅

独立均衡會計

七八、六一四、〇〇〇

計

歳入

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過

にして、之を本豫算成立額に比較するときは

歳出

普通

独立均衡會計

計 (増加)

歳入 (減少)

差引歳入過△不足

八二三、七七九、〇〇〇 磅

七五二、九〇三、〇〇〇

七八、六一四、〇〇〇

八三一、五一七、〇〇〇

七、七三八、〇〇〇

三、五八四、〇〇〇 磅

三、五八四、〇〇〇

三、五八四、〇〇〇

△ 三、五八四、〇〇〇

である。これは歳出において追加豫算を計上したるためである。

又前年度總豫算額

歳出

普通

独立均衡會計

計

歳入

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過△不足

に比較するときは

歳出

普通の減少

七六一、〇六一、〇〇〇 磅

七七、一四三、〇〇〇

八三九、二〇四、〇〇〇

七五七、六八七、〇〇〇

七七、一四三、〇〇〇

八三四、八三〇、〇〇〇

△ 四、三七四、〇〇〇

△ 一六、八九六、〇〇〇

独立均衡會計の増加

計 (減少)

歳入

普通の減少

独立均衡會計の増加

計 (減少)

差引歳入過△不足

である。

△ 一五、四七五、〇〇〇

△ 八、七八四、〇〇〇

△ 一、四七一、〇〇〇

△ 三、三一三、〇〇〇

△ 一、一一二、〇〇〇

一五二 磅

一九二八年度の決算

一九二八年度の決算額は

三

歳出

普通

独立均衡會計

計

歳入

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過△不足

にして、之を本豫算成立額における歳入過

七三九、七一〇、〇〇〇 磅

七八、三三一、〇〇〇

八一八、〇四一、〇〇〇

七五八、一〇四、〇〇〇

七八、三三一、〇〇〇

八三六、四三五、〇〇〇

一八、三九四、〇〇〇

一五二

に比較するときは

一一、三二二、〇〇〇 磅

七、〇七二、〇〇〇 磅

の増加である。而して其の増加を生じたるは、歳出において経費の節約に努めたると、歳入において相續税及び所得税の増収を得たる等に基因するものである。



右決算額を總豫算額

歳

出

普通

独立均衡會計

七四五、一六五、〇〇〇 磅
七八、六一四、〇〇〇

計

歳入

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過

に對比するときは

歳出

普通の減少

独立均衡會計の減少

計 (減少)

歳入

普通の増加

八二三、七七九、〇〇〇
七五二、九〇三、〇〇〇
七八、六一四、〇〇〇
八三一、五一七、〇〇〇
七、七三八、〇〇〇
△ 五、四五五、〇〇〇 磅
△ 二八三、〇〇〇
△ 一五、七三八、〇〇〇
五、二〇一、〇〇〇

独立均衡會計の減少

計 (増加)

差引歳入過△不足

である。

△ 二八三、〇〇〇 磅

四、九一八、〇〇〇

一〇、六五六、〇〇〇

更に之を前年度決算額

歳 出

普通

独立均衡會計

計

歳 入

七六二、一一九、〇〇〇 磅

七六、四六六、〇〇〇

八三八、五八五、〇〇〇

普通

独立均衡會計

計

差引歳入過

に比較するときには

歳 出

普通の減少

独立均衡會計の増加

計 (減少)

歳 入

普通の減少

独立均衡會計の増加

計 (減少)

七六六、三五八、〇〇〇

七六、四六六、〇〇〇

八四二、八二四、〇〇〇

四、二三九、〇〇〇

△ 二二、四〇九、〇〇〇 磅

一、八六五、〇〇〇

△ 二〇、五四四、〇〇〇

△ 八、二五四、〇〇〇

一、八六五、〇〇〇

△ 六、三八九、〇〇〇

差引歳入過△不足
 である。其の内譯は別表の如くである。

一四、一五五、〇〇〇 磅

一九二八年度歳出歳入豫算額及決算額比較表

區分	一九二八年度		一九二七年度		比較	
	決算額	提案額	決算額	提案額	増	減
歳出	七三九、七〇、〇〇〇	七四、五八、〇〇〇	七五、一六五、〇〇〇	七六、二一九、〇〇〇	△一八七、〇〇〇	△一八七、〇〇〇
普通	七三九、七〇、〇〇〇	七四、五八、〇〇〇	七五、一六五、〇〇〇	七六、二一九、〇〇〇	△一八七、〇〇〇	△一八七、〇〇〇
獨立均 衡會計	七六、三三、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	△	△
計	八〇、〇四、〇〇〇	八三、九五、〇〇〇	八三、七九、〇〇〇	八三、五八、〇〇〇	△二、一五四、〇〇〇	△二、一五四、〇〇〇
歳入	七五八、二〇四、〇〇〇	七五六、〇八三、〇〇〇	七五、九〇三、〇〇〇	七六、三三五、〇〇〇	△二〇、二二一、〇〇〇	△五、二〇七、〇〇〇
普通	七五八、二〇四、〇〇〇	七五六、〇八三、〇〇〇	七五、九〇三、〇〇〇	七六、三三五、〇〇〇	△二〇、二二一、〇〇〇	△五、二〇七、〇〇〇
獨立均 衡會計	七六、三三、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	七八、六四、〇〇〇	△	△
計	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	△	△
差引 歳入不足	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	△	△

計	計	計	計	計	計	計	計
八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇
一八、三九四、〇〇〇	一四、五三〇、〇〇〇	一一、三三三、〇〇〇	七、七三三、〇〇〇	四、三三九、〇〇〇	三、八九二、〇〇〇	七、〇七三、〇〇〇	一〇、六五六、〇〇〇
八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇	八三、三三、〇〇〇
一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇	一四、一五五、〇〇〇

地方税の軽減

地方税の重課が生産的産業を壓迫し、ために重要産業が悲境に沈淪せるを以て、之が救済は目下の急務である。故に政府は地方税軽減策を樹立すると共に、地方制度を改正し、併せて補助金制度の改正を試みたるのである。此の改正は何れも一九二九年度より実行せらるべきであるが

(1) 地方税軽減は其の財源調達を一九二八年度より着手し
 (2) 補助金制度改正は一九二九年度より着手する
 のである。今地方税軽減に關し左に其の要領を述べやう。

地方税の増減

の現行地方税制
 度の缺陷と産
 業の苦惱

によつて可成りの改正が行はれたけれども、制度の根本は依然舊態を固持し、今日の事情に適合せざるものが多い。殊に産業に對して酷なるの傾がある。	現在の地方税制度は遠く十六世紀に始まるものであつて爾來幾多の変遷あり、最近には一九二五年の改正法によつて可成りの改正が行はれたけれども、制度の根本は依然舊態を固持し、今日の事情に適合せざるものが多い。殊に産業に對して酷なるの傾がある。
るものであつて、生産の手段たる工場機械に對して課税されるか	地方税は土地建物其の他の不動産に課するものであつて、生産の手段たる工場機械に對して課税されるか

り、地方税は生産費に影響するところ少くない。地方の経費膨脹に伴ひ其の負擔は次第に増大した。之れ長く戦後の不況に沈衰せる英國重要産業にとりては、殆んど堪へ難き苦痛である。地方税は大規模の工場機械を有し、多数の労働者を使用し消極的に失業者を少なかりしむるに功あるところの事業程、之を多く負擔せねばならなくなつてゐるのである。又事業の損益状態如何に拘りず、不動産賃貸價格に應じ課税されるから、事業が損失であつても又休業してゐても地方税を納付せねばならぬ。チマチケルが豫算演説中に述べたところによれば、最近石炭坑は一つも残りず皆收支償はず損失となつてゐる由であるが、然もこれ等の炭坑は一年に数百万磅の地方税を負擔してゐるのである。其の他の産業にも損失を生じながら、引續いて經營されてゐる工場は少くないのである。而して其の割合は賃銀労働者の数にして

約四分の一乃至三分の一に相當してゐる。要之全体として約百萬
に近き労働者は、損益償はず閉鎖の運命に迫つて居りながら、然
も多額の地方税負擔を餘儀なくされてゐるところの企業に働いて
ゐるのであつて、今やこれ等の産業に對し何等か救済の途を講ず
るに非ざれば、英國産業の維持が出来ぬばかりでなく、多数の失
業者を生じ益々國及地方の經費を増加し、延て他の産業にも重い
負擔が轉嫁せらるるに至る情態にあるのである。一例を擧ぐれば
或る一の地域においては、約四十の炭坑が存在して居り、四年前
に既に其の内十二が閉鎖し、爾餘の炭坑が全地方税の二〇%以上
を納付して居つた。然るに其の後六箇の炭坑が閉鎖を餘儀なくさ
れ、其の結果地方税負擔は他の炭坑及び一般納税者にかかり、地
方税は一磅につき六志餘（即ち三割）だけ増額されたのである。
かかる例は「ランカシャー」地方の町で紡績工場での操短してゐる所

ではよく見受けられるのである。其の結果は工場を閉鎖して地方
税負擔稍々少き南部地方へ企業を移轉する形勢を馴致して居るこ
とは藏相の説いた通りである。産業の蒙る地方税の負擔は表面の税率の示すより大なるものがある。何となれば税は生産の各過程毎に課せられ、累積的に作用してゐるからである。今製鉄業の例を擧げれば税を課せられた石灰石は「ゴークス」となるに又税を課せられ、税を負擔せる鉄礦及石灰石と共に銑鉄に製造されるが其の製造に又課税せられる。次に之を石炭と共に鋼とする時又税が課せられるのである。藏相の述べたところによれば、一噸の鋼に對する地方税の負擔は平均は四志であるといふことである。之は平均であつて之より負擔の多きものあるは言ふまでもない。其の上に運送機關に對する地方税の賦課が産業に轉嫁せられてゐる。殊に鑛石の如き重量品は輕量品と異

なり、自働車等により運搬することを得ず、延て競争がないから特に負擔が多いのである。バルフォア委員會の報告によれば一九二五年において銑鉄生産費中鉄道運送費銑鉄一噸につき二三志五片、即ち市價の二九%に達して居る。更にバルフォア委員會報告により二の例を擧げれば「シエフィールド」製鋼業者の提出せる材料によれば、一九一三—一四年度(六月三十日
に至る一年)には不動産賃貸價格一磅につき九志六片なりし地方税は、一九二三年度には一磅につき十八志八片即ち約二倍となりしのみならず、工場の賃貸價格の評價が四六・四%増加されたから、其の割合だけ更に多くの税を負擔することとなつた。其の生産した鋼一噸についての負擔を見れば、一九一三年度の僅か三志に對し、一九二三年度においては二十一志の驚くべき数字に達して居るのである。又英國の主要造船工業地たる「クライド」沿岸地方における造船及機

械工業を見るに、六十三商社の合計において課税價格評價は五五・五%を増加し、地方税の總額は一七七・一%を、又課税價格一磅についての率は七八・二%を増加した。其の税額を使用労働者一人當にして見れば、三一七・四%増加したのである。以上は主として生産工業について述べたが、農業も又近時不振であつて、不引合の歎多く、救済要望の聲瀕りに起つて居るのである。農業用土地建物は既に四分の三の減税を受けてゐるが、尚ほ軽減せんことを要求するもの少くなつたのである。

これ等の事情は政府において軽視し難きことであり、殊に政府党としては明年には総選挙を控へて、選挙に對する適當の題目をも考慮し置かねばならぬ立場にもあるので、此の際地方税の軽減を断行することとしたのである。よつて、チマール截相は本年二月「バーミンガム」における聲明に引續き、議會における本年度豫算演説中において、地方税制度の缺陷を論じ、生産的産業に對する救済のため、地方税を軽減するの必要を説き、政府の減税案を發表するに至つた。

政府の減税案は生産的産業を救済するがため、直接には生産に使用せらるる土地建物等に對する地方税を軽減すると共に、他方鉄道運河船渠等に對する地方税を軽減し、以て特定せる貨物の運賃を低減せしめ、間接に生産的産業に救済を與ふることを眼目としておる。而してこれ等より支拂はれつつある地方税は

三四、〇〇〇、〇〇〇 磅

にして、地方税總額の五分の一に相當するのである。



(1) 地方税軽減の範圍

地方税軽減の範圍は左記の如くにして、總額は

二五、七五〇、〇〇〇 磅

である。

(1) 農業用土地及建物

農業用土地又は建物は既に地方税の四分の三を免除せられてゐるが、之を擴張して地方税全免することとする。之による減税額は

の計算である。

(四) 生産的工業用土地及建物

これ等のものに對しては地方税の四分の三を免除する。但し生産的工業用として減税の恩恵を與ふべきものの範圍は、追て議會に提出する評價割當に關する法律を以て規定する。之による減税額は

約 四、七五〇、〇〇〇 磅

の計算である。

(イ) 鐵道、運河、船渠及港湾

これ等のものに對し地方税の四分の三を免除する。但し其の目的は之によつて鐵道運河の運賃及び港湾使用料を輕減し、間接に生産的産業を救済せんとするにあるが、其の利益を凡

約 一七、〇〇〇、〇〇〇 磅

ての貨物に及ぼしては効果が薄ぐかり、之を専ら重量貨物の運賃引下に振向けしむべく、輕減額の五分の一は農産物の運賃引下に、他の五分の四は重工業の必要とする石炭、コークス、特許燃料、鑛山用木材、銑鉄、マンガン鑛、製鉄爐用石灰石の運賃輕減に充てしめる豫定である。

これ等の物品の撰擇した理由は、これ等の産業が英國の主要基礎産業であり、國內労働者中の大部分を使用し居るのみならず、其の結果は全國失業者の四分の一を出して居る産業を助けることとなること等にあるのである。

截相の説明によれば、現在の計算によりこれ等の輸送機關に對する減税は

約 四、〇〇〇、〇〇〇 磅

に上り、上記物品の運賃は八%方低減され得る見込である。

(2)

地方税軽減の財源

地方税軽減による地方団体の減収

二五、七五〇、〇〇〇 磅

は國庫補助金の増額により之を補填すべく、此の補助金及び同
時に行ふべき地方行政制度改正実行の費用として年

三、〇〇〇、〇〇〇 磅

の支出を要すべきを以て、國庫は合計

二八、七五〇、〇〇〇 磅

の財源調達の方法がある。而して此の財源調達方法としては、
石油税を新たに課することとし、之に一九二七年度及び一九二
八年度の歳計剰餘金を加へんとするものである。
右による石油税の豫定額は

本年度分

一二、二〇〇、〇〇〇 磅 (當初額)

全年度分

一五、七〇〇、〇〇〇 磅 (當初額)

にして、之に關聯し砂糖税及び自動車税を減額するもの

本年度分

△ 二、九〇〇、〇〇〇 磅

全年度分

△ 三、五〇〇、〇〇〇 磅

あるを以て、一九二八年度における実收額は

九、三〇〇、〇〇〇 磅 (當初額)

である。而して之を含める一九二八年度歳計剰餘金見込額は

一一、三三二、〇〇〇 磅 (當初額)

にして、一九二七年度歳計剰餘金

四、二三九、〇〇〇 磅

である故に一九二八年中における財源調達額は合計

一五、五六一、〇〇〇 磅 (當初額)

である。

かくの如く豫め年々の剰餘金を蓄積し、新規の歳入が國庫の支出を償ふに至るまで、之を補足せしめんとするものである。政府の計畫によれば、新規の歳入と使途未定基金とにより、一九三一年度未までは、新規の支出を支辨する豫定である。

尚ほ此の外に歳入の増加する見込のものがある。蓋し地方税が輕減せらるる結果、それだけD種所得税の賦課せらるる所得の控除金額を減ずるが故に、之がために國庫の収入増加は、一九三一年には

一、五〇〇、〇〇〇 磅

一九三二年には

二、五〇〇、〇〇〇 磅

に上る見込である。故に一九三二年度未までには、新地方制度

施行のために、國庫の負擔する

三、〇〇〇、〇〇〇 磅

の支出を計算に入れても、本案施行上の不足額は

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

を超過せぬであらう。

地方制度の改正

政府は地方税の輕減を行ひ、生産を事とする産業の發展を期すると同時に、地方官廳の協力を俟ち、多年の

懸案たる地方制度の改正を断行し、地方政府法を以て補助金制度の改正及地方團體管轄區域の擴張を圖り、地方財政の基礎を確立することとした。

イ、補助金制度の改正

政府は此の際地方団体に對する包括補助金制度を確立し、之を五箇年毎に改正することとし、其の内には地方税の軽減に伴ふ損失の補償金を包含せしむるは勿論、現在の保健事務に對する歩合補助金、農業地方税法に基く補助金、其の他特定の租税収入により支辨せらるる補助金を包括せしむることとするも、教育費及警察費に對する歩合補助金は之を除外し、現行制度を維持せしめる。道路についても、道路の改良並「カウンティ」内の一等道路及二等道路の維持を目的とする補助金は、從來通り道路基金より支給するも、倫敦「カウンティ」内の道路並「カウンティ」内の一等道路及二等道路以外の道路の維持は、包括補助金によつて之を補助することとし、現行補助金の一部及道路基金の増収を其の財源に當つる考へである。尚ほ政府は今回の新制度実

施を容易ならしめるため、新に年三百萬磅の資金を支出する考へである。

ロ、地方団体管轄区域の擴張

現行制度によれば、地方団体の救貧及道路に関する経費は、狭少な區域でも各別に之を負担することとなつてゐたが、自動車増加及失業者の増加に伴ひ、其の負擔が頗る可酷な場合を生ずるに至つてゐる。よつて救貧區域を擴張して都市の負擔を地方に移し、道路區域を擴大して地方の負擔を都市に轉じ、以て負擔の均衡を圖る考へである。此の區域の擴張と地方税の負擔軽減とは、來るべき地方制度法案のニ要点である。

歳出

一九二八年度歳出決算額は

普通歳出

既定費

國債利子及取扱費	三一、四九一、〇〇〇
地方税勘定支拂	一五、二〇三、〇〇〇
北部ブルダ金庫支拂	五、一〇〇、〇〇〇
其他	二、八〇七、〇〇〇
計	三三、四、六〇一、〇〇〇
議定費	四〇、五〇〇、〇〇〇
陸軍費	

新減債基金
普通歳出合計

海軍費	五六、九二〇、〇〇〇
空軍費	一六、〇五〇、〇〇〇
民政費	二二、四九三、〇〇〇
関税、消費税及 内国税徴收費	一、六三七、〇〇〇
計	三四七、六〇〇、〇〇〇
新減債基金	五七、五〇九、〇〇〇
普通歳出合計	七三九、七一〇、〇〇〇

独立均衡會計

遞信省	五七、二〇〇、〇〇〇
道路基金	二一、一三一、〇〇〇

合計

歳出總計	八一八、〇四一、〇〇〇
------	-------------

山本新算則 一九二八年 山本新算則

である。

(1) 本豫算額

一九二八年度本豫算額は

普通歳出

既定費

國債利子及取扱費

地方税勘定支拂

北部ララ下金庫支拂

其他

計

三〇四、〇〇〇、〇〇〇
一四、二〇〇、〇〇〇
五、六〇〇、〇〇〇
二、六〇〇、〇〇〇
三二六、四〇〇、〇〇〇

議定費

陸軍費

海軍費

空軍費

民政費

(一) 中央政府及財政

(二) 外交

(三) 司法

(四) 教育

(五) 保健、労働、保険
(養老及寡婦恩給を含む)

(六) 商工業

(七) 建築地方税其他

(八) 戦争恩給及文官恩給

四一、〇五〇、〇〇〇
五七、三〇〇、〇〇〇
一六、二五〇、〇〇〇
二二三、八〇四、〇〇〇
二、二三三、〇〇〇
五、六〇四、〇〇〇
一二、三〇四、〇〇〇
四九、四九三、〇〇〇
七五、六一四、〇〇〇
九、六九五、〇〇〇
八、四五九、〇〇〇
五九、八六六、〇〇〇

126

127

(九) 雑

内閣税消費税及
内閣税徴收費

計

新減債基金

普通歳出合計

独立均衡會計

遞信省

道路基金

合計

歳出總計

にして之を前年度本豫算額

に比較するときは

五三六、〇〇〇 磅

一一、七七七、〇〇〇

三五〇、一八一、〇〇〇

六五、〇〇〇、〇〇〇

七四一、五八一、〇〇〇

五七、三一四、〇〇〇

二一、三〇〇、〇〇〇

七八、六一四、〇〇〇

八二〇、一九五、〇〇〇

八三三、三九〇、〇〇〇 磅

△ 一三、一九五、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の費目別は

普通歳出

既定費

國債の利子及取
扱費の減少

其他の減少

計 (減少)

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

其他の減少

計 (減少)

磅

△ 一、〇〇〇、〇〇〇

△ 一、〇〇〇、〇〇〇

△ 二、〇〇〇、〇〇〇

△ 五、一五〇、〇〇〇

△ 一一、九二一、〇〇〇

△ 二、三三〇、〇〇〇

一、二、六六六、〇〇〇

一九二八年度歳出本豫算額増減表

區分	一九二七年度 本豫算額	増△減額	差引 豫算額	増△減額	差引 一九二八年度 本豫算額	一九二七年度本 豫算額に對 する増△減
普通歳出	三,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
既定費	一,四三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,四三〇,〇〇〇	〇	一,四三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
國債利子及取 扱費	〇	〇	〇	〇	〇	〇
地方税勘定支拂	〇	〇	〇	〇	〇	〇
北部アイランド 金庫支拂	五,〇〇〇,〇〇〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
其他	三,七〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二,六〇〇,〇〇〇	〇	二,六〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
計	三,三八四,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	三,二六四,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	三,二六四,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
議定費	〇	〇	〇	〇	〇	〇
陸軍費	四,一五六,〇〇〇	五五,〇〇〇	四,一五五,〇〇〇	〇	四,一五五,〇〇〇	五五,〇〇〇
海軍費	五八,〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	五七,三〇〇,〇〇〇	〇	五七,三〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇

空軍費	小計	民政費	關稅、消費稅及 内國稅徵收費	小計	計	新減債基金	普通歳出合計	獨立均衡會計	遞信省	道路基金	合計	歳出總計
一五,五五〇,〇〇〇	一一五,二五〇,〇〇〇	二三五,七五〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,七五〇,〇〇〇	三六,一八七,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	七五六,三〇七,〇〇〇	五七,六四〇,〇〇〇	一九,五〇〇,〇〇〇	七,七二〇,〇〇〇	八三,三九〇,〇〇〇	八三,三九〇,〇〇〇
七〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	二,一九三,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二二,一五〇,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	三九,八六六,〇〇〇	三三九,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,六七一,〇〇〇	六,一九五,〇〇〇	六,一九五,〇〇〇
一六,二五〇,〇〇〇	一二〇,六〇〇,〇〇〇	二,三五八,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三二,九〇〇,〇〇〇	三五〇,一八七,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇	七三六,一八七,〇〇〇	五七,三三〇,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇	七,八八四,〇〇〇	八〇,五八四,〇〇〇	八〇,五八四,〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇
一六,二五〇,〇〇〇	一二〇,六〇〇,〇〇〇	二,三五八,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三三二,九〇〇,〇〇〇	三五〇,一八七,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	七六一,一八七,〇〇〇	五七,三三〇,〇〇〇	二,一三三,〇〇〇	七,八六四,〇〇〇	八二,一四七,〇〇〇	八二,一四七,〇〇〇
七〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	二,一九三,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二二,一五〇,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	〇	三九,八六六,〇〇〇	三三九,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	一,四七二,〇〇〇	六,一九五,〇〇〇	六,一九五,〇〇〇

更に本豫算額を決算額

に比較するときは、決算額において

の減少である。而して其の費目別は

計	増加	八、二〇一、〇〇〇
計	増加	七、四九一、〇〇〇 磅
計	増加	七、一〇〇、〇〇〇
計	増加	二、一五四、〇〇〇 磅
計	増加	八二八、〇四一、〇〇〇 磅

議定費

軍事費の減少

民政費の減少

其他の減少

計 (減少)

新減債基金の減少

普通歳出合計(減少)

独立均衡會計

遞信省の減少

道路基金の減少

合計 (減少)

歳出總計 (減少)

にして、此の減少は主として経費節約の結果によるものである。

軍事費の減少	△	一、一三〇、〇〇〇
民政費の減少	△	一、三一〇、〇〇〇
其他の減少	△	一、四〇〇、〇〇〇
計 (減少)	△	二、五八一、〇〇〇
新減債基金の減少	△	七、四九一、〇〇〇
普通歳出合計(減少)	△	一、八七一、〇〇〇
独立均衡會計	△	一、一四〇、〇〇〇
遞信省の減少	△	一、一四〇、〇〇〇
道路基金の減少	△	一、六九〇、〇〇〇
合計 (減少)	△	二、八三三、〇〇〇
歳出總計 (減少)	△	二、一五四、〇〇〇

又國債費に關しては本年度において、一九二三年財政法による國債償還定額五千萬磅豫算計上方を廢止し、本年度以降五十箇年間に毎年度三億五千五百萬磅を國債費定額として計上することに改正したのである。而して本年度においては定額の外千四百萬磅を増額し、三億六千九百萬磅を豫算計上し、内、新減債基金としては六千五百萬磅を割り當てたるが、決算に至り利子及取扱費において七百四十九萬千磅の増加を見たるを以て、新減債基金において同額の減少を示すに至つたものである。

歳出本豫算
類分類

一九二八年度の歳出本豫算額を普通歳出と独立均衡會計とに分類し、前者を更に補助費、國務費及減債基金

に分類するとき

普通歳出	補助費	國務費	減債基金	計	獨立均衡會計	合計
一九二八年度 本豫算額 磅	一九二七年度 本豫算額 磅	差 増 △ 減 磅	一九二八年度 本豫算額 磅	一九二七年度 本豫算額 磅	差 増 △ 減 磅	
一〇〇,五八〇,〇〇〇	一〇四,二四〇,〇〇〇	△ 四,二四三,〇〇〇	五七六,〇〇〇,〇〇〇	五八六,四三三,〇〇〇	△ 一〇,四三三,〇〇〇	
六五,〇〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	〇	七四一,五八一,〇〇〇	七五六,三四七,〇〇〇	△ 一四,六六六,〇〇〇	
七八六,四〇〇,〇〇〇	七七一,四三三,〇〇〇	△ 一四,七七一,〇〇〇	八二〇,一九五,〇〇〇	八三三,三九〇,〇〇〇	△ 一三,一九五,〇〇〇	

にして、其の内譯は別表の如くである。

一九二八年度歳出本豫算額分類表

區分	一九二八年度		差引 増△減
	本豫算額	一九二七年度	
普通歳出			
一、補助金（道路基金を除く）	一三、八六〇、〇〇〇	一三、九三七、〇〇〇	六七、〇〇〇
大不列顛における地方費の補助金其他			
地方税勘定支拂	四六、八三七、〇〇〇	四六、四五〇、〇〇〇	三三七、〇〇〇
教育	二、三九五、〇〇〇	一、九五九、〇〇〇	三三六、〇〇〇
農業	三、九四七、〇〇〇	四、〇九四、〇〇〇	一四七、〇〇〇
保健費	一、二四三、〇〇〇	一、〇九九、〇〇〇	一、二四四、〇〇〇
住宅費	一、二四五、〇〇〇	一、一〇九、〇〇〇	三六、〇〇〇
感化事業及神心 耗弱者保護	五、八四八、〇〇〇	五、九〇七、〇〇〇	五九、〇〇〇
警察			
（地方税勘定による支拂に 對する附加補助金）			

教會費、負擔地方税 に關する支拂	七〇〇、〇〇〇	七三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
恩給國庫負擔額	三、四七一、〇〇〇	七、二六九、〇〇〇	三、七九八、〇〇〇
(一) 教育恩給	一、〇〇七、〇〇〇	四、九一五、〇〇〇	三、九〇八、〇〇〇
(二) 警察官恩給	二、四六四、〇〇〇	二、三五四、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
失業補助金貸付	一、七六五、〇〇〇	三、一六六、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇
雜	一〇四、〇〇〇	二八一、〇〇〇	一七七、〇〇〇
小計	九三、一〇五、〇〇〇	九五、八九四、〇〇〇	三、七八九、〇〇〇
愛蘭費	八、四七六、〇〇〇	八、九三〇、〇〇〇	四五四、〇〇〇
計	一〇〇、五八一、〇〇〇	一〇四、八三四、〇〇〇	四、二四三、〇〇〇
二國務費	一三、六〇〇、〇〇〇		
貯蓄證券利子	二九〇、四〇〇、〇〇〇		
其他の公債利子及取扱費			

區分	一九二八年度 本豫算額	一九二七年度 本豫算額	差引 増△減
國民恩給及保險	三〇四、〇〇〇、〇〇〇 磅	三〇五、〇〇〇、〇〇〇 磅	△一、〇〇〇、〇〇〇 磅
國防費の負擔に屬する恩給	一六、八一九、〇〇〇	一六、六六四、〇〇〇	△二五五、〇〇〇
收入官廳の負擔に(遞信省を除く) 屬する恩給	九三五、〇〇〇	一、三九六、〇〇〇	△四七一、〇〇〇
文官恩給(既定費負担恩給を含む)	一七九九、〇〇〇	一、八〇三、〇〇〇	△四、〇〇〇
愛蘭警察官恩給	六九六、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	△四、〇〇〇
養老恩給	三三、六四七、〇〇〇	三三、七四六、〇〇〇	△九九、〇〇〇
戰爭恩給(海員恩給及取扱費を含む)	五七、六七七、〇〇〇	六、八七七、〇〇〇	△四、二五〇、〇〇〇
寡婦孤兒及養老恩給	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇
恩給勘定への支拂	一八、七三七、〇〇〇	一八、九〇二、〇〇〇	△一六五、〇〇〇
保險事業に對する補助	六、四九三、〇〇〇	六、四九〇、〇〇〇	△三、〇〇〇
健康保險			

區分	一九二八年度 本豫算額	一九二七年度 本豫算額	差引 増△減
(二) 失業保險	一三、三四四、〇〇〇	一三、四一二、〇〇〇	△一六八、〇〇〇
失業基金貸付利子	〇	一、三七五、〇〇〇	△一、三七五、〇〇〇
採炭業補助金	〇	八〇、〇〇〇	△八〇、〇〇〇
小計	一三四、二五〇、〇〇〇	一三九、五四三、〇〇〇	△五、二九三、〇〇〇
國防費			
海軍費	四九、二〇五、〇〇〇	四九、五三三、〇〇〇	△三二八、〇〇〇
陸軍費	三三、三七二、〇〇〇	三三、五六八、〇〇〇	△一九六、〇〇〇
空軍費	一六、一三四、〇〇〇	一五、三六〇、〇〇〇	△七七四、〇〇〇
中東	二九六、〇〇〇	二、六九八、〇〇〇	△二、四〇二、〇〇〇
小計	九九、〇〇七、〇〇〇	一〇一、二四九、〇〇〇	△二、二四二、〇〇〇
徵稅費			
關稅	四、一七四、〇〇〇	四、三五八、〇〇〇	△八四、〇〇〇
内國稅	六、六〇〇、〇〇〇	六、七七〇、〇〇〇	△一七〇、〇〇〇

區分	一九二八年度	一九二七年度	差引 増△減
	本豫算額	本豫算額	
小計	一〇、七七四、〇〇〇 磅	一一、〇二八、〇〇〇 磅	二五四、〇〇〇 磅
其他の諸支出			
中東費 (國防費を除く)	四三四、〇〇〇	六九七、〇〇〇	二六三、〇〇〇
帝國戦死者墳墓委員會	六七三、〇〇〇	五四六、〇〇〇	一二七、〇〇〇
海外定住費	一、三三〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
戦時負擔の清算	五七九、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二二一、〇〇〇
選舉人名簿作成費	三三二、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二、〇〇〇
植林費	四八六、〇〇〇	五九五、〇〇〇	一〇九、〇〇〇
除隊兵教育費其他	三九、〇〇〇	八六、〇〇〇	四七、〇〇〇
政府紙幣費	三九七、〇〇〇	三四九、〇〇〇	四八、〇〇〇
帝國産品愛用奨励	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇

區分	一九二八年度	一九二七年度	差引 増△減
	本豫算額	本豫算額	
輸出信用	九〇、〇〇〇	五三、〇〇〇	三八、〇〇〇
甜菜補助金	四、二五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
失業者補導及輸送費	二七三、〇〇〇	〇	二七三、〇〇〇
雜	〇	一八八、〇〇〇	一八八、〇〇〇
營繕其他	四、七五三、〇〇〇	四、六七四、〇〇〇	七九、〇〇〇
其他 (司法財政、貿易外交、印刷、博物館、大不列顛における全補助金取扱費等)	一三、八三四、〇〇〇	一四、三四大、〇〇〇	五一三、〇〇〇
小計	三七、九九九、〇〇〇	二九、七〇三、〇〇〇	一、七三四、〇〇〇
合計	五七六、〇〇〇、〇〇〇	五八六、四三三、〇〇〇	一〇、四三三、〇〇〇
三減債基金	六五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	〇
普通歳出合計	七四一、五八一、〇〇〇	七五六、二四七、〇〇〇	一四、六六六、〇〇〇

區分	一九二八年度	一九二七年度	差引 △ 減
	本豫算額	本豫算額	
獨立均衡會計	五七、三三四、〇〇〇 磅	五七、六四三、〇〇〇 磅	△ 三一九、〇〇〇 磅
遞信省	二一、三〇〇、〇〇〇 磅	一九、五〇〇、〇〇〇 磅	△ 一、八〇〇、〇〇〇 磅
道路基金	七八、六四〇、〇〇〇 磅	七七、二四三、〇〇〇 磅	△ 一、四七、〇〇〇 磅
合計	八二〇、一九五、〇〇〇 磅	八三三、三九〇、〇〇〇 磅	△ 一三、一九五、〇〇〇 磅
歳出總計			

備考

一、國民恩給及保險の項において、一九二八年度豫算形式改正の結果、一九二七年度分の「收入官廳の負擔に属する恩給」は
 元 四、一八七、〇〇〇 磅
 なりしものを、「遞信省分を除きたるため」
 元 九七一、〇〇〇 磅

と計上しあり。故に

三、二一六、〇〇〇 磅

の差減にして、之は獨立均衡會計への組替減である。而して獨立均衡會計における遞信省分を見るに

五四、八五二、〇〇〇 磅

一九二八年度の對照上掲記せられたる一九二七年度分

五七、六四三、〇〇〇 磅

差引増加

二、七九一、〇〇〇 磅

にして、前記一般會計における組替減に對比し

四二五、〇〇〇 磅

の差を生ずるのである。故に其の儘整理するときば、總

額に異動を生ずるを以て一般會計における組替減は、前記独立均衡會計における計数によることとしたのである。又一九二八年度豫算における國防費中の陸軍、海軍及空軍費の豫算額

一一四、六〇〇、〇〇〇 磅

に對し、本分類表における計数は

九八、七一、〇〇〇 磅

陸軍、海軍及空軍費

國防費の負擔に属する恩給

一六、八一、〇〇〇

計

一二五、五三〇、〇〇〇

にして、

九三〇、〇〇〇 磅

の差増を生ぜるも、今之を改訂するの途なきを以て、政府發表の儘之を襲用することとしたのである。

い 總豫算額

一九二八年度の歳出總豫算額は

八二三、七七九、〇〇〇 磅

にして、之を本豫算額に比較するときには

三、五八四、〇〇〇 磅

の増加である。之は追加豫算計上のためにして、其の内譯は左の如くである。

- 運賃輕減の加速的增加額 一、〇〇〇、〇〇〇 磅
- 特別養老年金 五五九、〇〇〇
- 失業者轉職及訓練費 四六六、〇〇〇
- ロンドン市長基金補助金 八五七、〇〇〇

下院の議決によるアイルランド災害救恤費
 其他
 計 三、五八四、〇〇〇 磅

更に之を前年度總豫算額

に比較するときは
 八三九、二〇四、〇〇〇 磅
 △ 一五、四二五、〇〇〇 磅

の減少である。

又之を一九二八年度決算額に比較するときは、決算額において
 △ 五、七三八、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の費目別は

普通歳出
 既定費

國債利子及
 取扱費の増加 七、四九一、〇〇〇 磅
 其他の増加 七、一〇、〇〇〇

計 (増加)
 八、二〇一、〇〇〇

議定費
 軍事費の減少 △ 一、二四五、〇〇〇
 民政費の減少 △ 四、七八〇、〇〇〇
 其他の減少 △ 一、四〇、〇〇〇

計 (減少)
 △ 六、一六五、〇〇〇
 新減債基金の減少 △ 七、四九一、〇〇〇

普通歳出合計 (減少) △ 五、四五五、〇〇〇
 独立均衡會計

遞信省の減少 △ 一、一四、〇〇〇
 道路基金の減少 △ 一、六九、〇〇〇

合計 (減少)
 歳出總計 (減少)
 である。

③ 一九二八年度決算
 額と前年度決
 算額の比較

一九二八年度歳出決算額は

にして、之を一九二七年度歳出決算額

に比較するとき

の減少である。而して其の費目別は

△ 二八三、〇〇〇
 △ 五、七三八、〇〇〇

八一八、〇四一、〇〇〇 磅

八三八、五八五、〇〇〇 磅

△ 二〇、五四四、〇〇〇 磅

普通歳出	既	定	費	計 (減少)	△	二、三二五、〇〇〇 磅
國債利子及 取扱費の減少				△	一、一九三、〇〇〇	
其他の減少				△	三、五一八、〇〇〇	
議定費				△	三、九七〇、〇〇〇	
軍事費の減少				△	七、三二二、〇〇〇	
民政費の減少				△	一、〇〇八、〇〇〇	
其他の減少				△	一、四〇〇、〇〇〇	
計 (減少)				△	七、四九一、〇〇〇	
新減債基金の減少				△	二、四〇九、〇〇〇	
普通歳出合計 (減少)				△	二、四〇九、〇〇〇	
独立均衡會計						

遞信省の増加
道路基金の増加

合計 (増加)
歳出總計 (減少)

にして、其の内譯は別表の如くである。



一九二八年度歳出決算額及豫算額比較表

費目 (普通歳出) 既定費 國債利子及取扱費	一九二八年度	一九二八年度	一九二七年度	一九二八年度	一九二七年度
	決算額	本豫算額	總豫算額	決算額	對本豫算額
	磅	磅	磅	磅	磅
					對總豫算額
					對一九二七年度
					決算額
					磅

四〇〇、〇〇〇 磅
一、四六五、〇〇〇
一、八六五、〇〇〇
二〇、五四四、〇〇〇

長期公債利子	定期年金	短期公債利子	大藏省證券利子	米國政府債務利子	其他公債の利子	以上計	國債取扱費	小計	地方稅勘定拂	北部アイルランド金庫支拂	其他	計
四七、九三六、〇〇〇	四九、〇〇〇	二六、六九二、〇〇〇	三、一八七、〇〇〇	三、六七、〇〇〇	二〇七、八八八、〇〇〇	三三〇、〇七六、〇〇〇	一、四四、〇〇〇	三二、四九一、〇〇〇	一五、三三三、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	二、八七、〇〇〇	三三、四、六〇〇、〇〇〇
								三〇、四〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三三、六、四〇〇、〇〇〇
								三〇、四〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三三、六、四〇〇、〇〇〇
四一、四四六、〇〇〇	四一、〇〇〇	二七〇、一五〇、〇〇〇	二五、二八一、〇〇〇	二七、七七八、〇〇〇	二二七、一六一、〇〇〇	三三三、〇〇八、〇〇〇	一、八八八、〇〇〇	三三、三八六、〇〇〇	一五、三六九、〇〇〇	五、三三七、〇〇〇	三、六五七、〇〇〇	三三、八、一九〇、〇〇〇
								七、四九一、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、七、〇〇〇	八、三〇一、〇〇〇
								七、四九一、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二、七、〇〇〇	八、三〇一、〇〇〇
六、四九〇、〇〇〇	三、七、〇〇〇	八、四五八、〇〇〇	九、〇六、〇〇〇	九、二七三、〇〇〇	一、九四一、〇〇〇	三、四、〇〇〇	三、四、〇〇〇	三、三三五、〇〇〇	一、六六、〇〇〇	一、七、〇〇〇	八、五、〇〇〇	三、五、八、〇〇〇

費目	一九二八年度		一九二七年度		對本豫算額		對總豫算額		對一九二七年度 決算額の増減
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	對本豫算額	對總豫算額	對總豫算額		
議定費	一九二八年度 磅	本豫算額 磅	一九二七年度 磅	本豫算額 磅	對本豫算額 磅	對總豫算額 磅	對總豫算額 磅	對一九二七年度 決算額の増減 磅	
陸軍費	四〇,五〇〇,〇〇〇	四一,〇五〇,〇〇〇	四四,五〇〇,〇〇〇	四四,五〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六五,〇〇〇	六六五,〇〇〇	三六五,〇〇〇	
海軍費	五六,九二〇,〇〇〇	五七,三〇〇,〇〇〇	五八,四〇〇,〇〇〇	五八,四〇〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	一,三二〇,〇〇〇	
空軍費	一六,〇五〇,〇〇〇	一六,三五〇,〇〇〇	一五,一五〇,〇〇〇	一五,一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	
小計	一一三,四七〇,〇〇〇	一一四,六〇〇,〇〇〇	一一四,七五〇,〇〇〇	一一四,七五〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,三四五,〇〇〇	一,三四五,〇〇〇	三九七,〇〇〇	
民政費	三三,四九三,〇〇〇	三三,八〇四,〇〇〇	三三,八八五,〇〇〇	三三,八八五,〇〇〇	一,三二一,〇〇〇	四七八,〇〇〇	四七八,〇〇〇	七,三三二,〇〇〇	
關稅、消費稅及 內國稅徵收費	一一,六三七,〇〇〇	一一,七七七,〇〇〇	一一,七四五,〇〇〇	一一,七四五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	
小計	二三四,一三〇,〇〇〇	二三五,五八一,〇〇〇	二四一,五六〇,〇〇〇	二四一,五六〇,〇〇〇	一,四五〇,〇〇〇	四九二,〇〇〇	四九二,〇〇〇	七,四三〇,〇〇〇	
計	三四七,六〇〇,〇〇〇	三五〇,一八一,〇〇〇	三五九,〇〇〇,〇〇〇	三五九,〇〇〇,〇〇〇	三,五八一,〇〇〇	六,一六五,〇〇〇	六,一六五,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	
新減債基金	五,五九〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	六五,〇〇〇,〇〇〇	七,四九〇,〇〇〇	七,四九〇,〇〇〇	七,四九〇,〇〇〇	七,四九〇,〇〇〇	
普通歲出合計	七九,七〇〇,〇〇〇	七四,五八一,〇〇〇	七六,二一九,〇〇〇	七六,二一九,〇〇〇	一,八七〇,〇〇〇	五,四五五,〇〇〇	五,四五五,〇〇〇	二,三四九,〇〇〇	

費目	一九二八年度		一九二七年度		對本豫算額		對總豫算額		對一九二七年度 決算額の増減
	決算額	本豫算額	決算額	本豫算額	對本豫算額	對總豫算額	對總豫算額		
獨立均衡會計	一九二八年度 磅	本豫算額 磅	一九二七年度 磅	本豫算額 磅	對本豫算額 磅	對總豫算額 磅	對總豫算額 磅	對一九二七年度 決算額の増減 磅	
遞信省	五七,二〇〇,〇〇〇	五七,三二四,〇〇〇	五六,八〇〇,〇〇〇	五六,八〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
道路基金	二二,一三〇,〇〇〇	二二,三〇〇,〇〇〇	一九,六六六,〇〇〇	一九,六六六,〇〇〇	一六九,〇〇〇	一六九,〇〇〇	一六九,〇〇〇	一,四六五,〇〇〇	
合計	七九,三三〇,〇〇〇	七八,六二四,〇〇〇	七六,四六六,〇〇〇	七六,四六六,〇〇〇	三八三,〇〇〇	三八三,〇〇〇	三八三,〇〇〇	一,八六五,〇〇〇	
歲出總計	八八,〇四〇,〇〇〇	八三,〇九五,〇〇〇	八三,八八五,〇〇〇	八三,八八五,〇〇〇	二,二五四,〇〇〇	五,七三八,〇〇〇	五,七三八,〇〇〇	二〇,五四四,〇〇〇	

(木) 國債費、軍事費
其他の區分

一九二八年度歲出決算額を國債費、軍事費及び其他の經費に區分するときば

國債費
軍事費

三六九、〇〇〇、〇〇〇 磅
一一三、四七〇、〇〇〇 磅

一九二八年度歳出決算額國債費、軍事費其他區分表

費途	一九二八年度決算額		一九二七年度決算額		一九二八年度決算額の増△減
	金額	割合	金額	割合	
國債費	三六九、〇〇〇、〇〇〇 磅	四五	三七八、八二六、〇〇〇 磅	四五	九、八二六、〇〇〇 磅
軍事費	一一三、四七〇、〇〇〇	一四	一一七、四四〇、〇〇〇	一四	三、九七〇、〇〇〇
其他の經費	三三五、五七二、〇〇〇	四一	三四三、三三九、〇〇〇	四一	六、七五八、〇〇〇
計	八一八、〇四二、〇〇〇	一〇〇	八八八、五八五、〇〇〇	一〇〇	三〇、五四四、〇〇〇

歳入

一九二八年度歳入の決算額は

普通歳入

租税收入

(直接税)

相續税
地租其他
所得税
附加所得税
超過利得税
自動車税

八〇、五七〇、〇〇〇 磅
八四〇、〇〇〇
二三七、六二〇、〇〇〇
五六、一五〇、〇〇〇
八五〇、〇〇〇
四、二一六、〇〇〇

法人利得税	八五〇、〇〇〇
小計	三八一、一〇六、〇〇〇
(間接税)	
關稅	一一八、九七二、〇〇〇
消費稅	一三四、〇〇〇、〇〇〇
印紙稅	三〇、〇六〇、〇〇〇
小計	二八三、〇三二、〇〇〇
計	六六四、一三八、〇〇〇
税外收入	
逓信省純收入	八、一〇〇、〇〇〇
王領地收入	一、三一〇、〇〇〇
各種貸付金收入	二八、一一一、〇〇〇
雜收入	五六、五四五、〇〇〇

計	九三、九六六、〇〇〇
普通歳入合計	七五八、一〇四、〇〇〇
獨立均衡會計	
逓信省	五七、二〇〇、〇〇〇
道路基金	二一、一三一、〇〇〇
合計	七八、三三一、〇〇〇
歳入總計	八三六、四三五、〇〇〇

(1) 増減税等の
計畫

一九三八年年度豫算編成當初において、現行課税率による
見積額は

歳出總額
歳入總額

差引歳入過

八〇五、一九五、〇〇〇 磅
八一二、二六二、〇〇〇

七、〇六七、〇〇〇

にして、歳相は一般的増減税をなすの外、一九二九年十月より實行すべき地方税軽減の財源を得るため、増減税の計畫を樹立したのである。而して其の金額は

(一) 一般的増減税

(1) 増税

英國産葡萄酒税

六五、〇〇〇

七〇、〇〇〇

新税

點火器

四〇、〇〇〇

四五、〇〇〇

ホタトン

一三〇、〇〇〇

二〇〇、〇〇〇

本年度分 磅

全年度分 磅

(2) 減税

所得税

△ 二、一〇〇、〇〇〇

△ 四、五〇〇、〇〇〇

差引増△減

△ 一、八六五、〇〇〇

△ 四、一八五、〇〇〇

(二) 地方税軽減財源の分

(1) 増税

石油税

一四、二〇〇、〇〇〇

一六、三〇〇、〇〇〇

(2) 減税

砂糖税

△ 二、三〇〇、〇〇〇

△ 二、九〇〇、〇〇〇

自動車税

普通歳入の分

△ 六〇〇、〇〇〇

△ 六〇〇、〇〇〇

獨立均衡會計の分

△ 二〇〇、〇〇〇

△ 六五〇、〇〇〇

計

△ 三、一〇〇、〇〇〇

△ 四、一五〇、〇〇〇
二二五

差引増△減

一、一〇〇、〇〇〇 磅

一三、一五〇、〇〇〇 磅

(三) 合計

合計増△減

九、二三五、〇〇〇

七、九六五、〇〇〇

にして、右租税収入における増収額

九、二三五、〇〇〇 磅

の外、政府紙幣と英蘭銀行券合併のため、普通歳入の税外収入に繰入すべき金額

一三、二〇〇、〇〇〇 磅

あるを以て、之を合計するときは歳入過は

二二、四三五、〇〇〇 磅

にして、更に豫算編成當初における歳入過を合算するときは、歳計剰餘金見込額は

二九、五〇二、〇〇〇 磅

である。而してこれに對する歳出の増加額は

普通歳出

既定費の増加

二〇〇、〇〇〇 磅

新減債基金の増加

一五、二〇〇、〇〇〇

計

獨立均衡會計

道路基金

二〇〇、〇〇〇

合計

一五、〇〇〇、〇〇〇

にして、之を前記剰餘金見込額より差引くときは

一四、五〇二、〇〇〇 磅

の剰餘金を生ずる計算である。然るに豫算提出後、成立豫算において

石油税の減少

△ 二、〇〇〇、〇〇〇 磅

賭税の減少

中空器物の關稅

計

△ 一、二五〇、〇〇〇 磅

△ 七〇、〇〇〇

△ 三、一八〇、〇〇〇

の異動を生じたるを以て、之を前記剩餘金見込額より差引くとき

は、成立本豫算額における歳計剩餘金は
一一、三二二、〇〇〇 磅

にして、此の金額は一九二九年度において、地方税軽減の財源に
充當するため留保するものである。

増減税等の計畫に關する参考書は

(一) 一九二八年度歳入歳出増減計畫表

(二) 一九二八年度歳入増減計畫表

(三) 増減税等の計畫要綱

(四) 増減税計畫に基く増減金額見込表

にして別表の如くである

(一) 一九二八年度歳入歳出増減計畫表

區分	一九二七年度		標準豫算額	一九二八年度		提本 豫算額	差引	一九二七年度 本豫算額に 對する増減
	本豫算額	増△減		本豫算額	増△減			
歳出	磅	磅	磅	磅	磅	磅	磅	磅
既定費	三六,000,000	三六,000,000	三六,000,000	三六,000,000	三六,000,000	三六,000,000	〇	〇
議定費	三二,八〇〇,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	三二,八〇〇,〇〇〇	〇	〇
差引								
増								
減								
計								
差引								
差引								

項目	一九二七年度		一九二八年度		差引		差引	
	本豫算額	當然増減額	差引現行課税に於ける豫算額	増減額	豫算提案額	増減額	本豫算成立額	一九二七年度本豫算額に對する増減
(普通歳入)	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
租稅收入	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
(直接税)	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
相續税	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
地租其他	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
所得稅	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0
附加所得稅	六三,000,000	二,000,000	六,000,000	0	六,000,000	0	六,000,000	0

(二) 一九二八年度歳入増減計畫表

區分	一九二七年度		一九二八年度		差引		差引	
	本豫算額	増減額	標準豫算額	増減額	提案額	増減額	成立額	一九二七年度本豫算額に對する増減
新債基金	六五,000,000	一五,000,000	五,000,000	0	六五,000,000	0	六五,000,000	0
計	六五,000,000	一五,000,000	五,000,000	0	六五,000,000	0	六五,000,000	0
獨會計	七,四三〇,〇〇〇	一,六七〇,〇〇〇	六,八四〇,〇〇〇	0	七,四三〇,〇〇〇	0	七,四三〇,〇〇〇	0
合計	八三,三三〇,〇〇〇	一六,八三〇,〇〇〇	一一,八四〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0
歳入	八三,三三〇,〇〇〇	一六,八三〇,〇〇〇	一一,八四〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0
租稅收入	六三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	0	六三,〇〇〇,〇〇〇	0	六三,〇〇〇,〇〇〇	0
稅外收入	二〇,三三〇,〇〇〇	一五,八三〇,〇〇〇	五,八四〇,〇〇〇	0	二〇,三三〇,〇〇〇	0	二〇,三三〇,〇〇〇	0
計	八三,三三〇,〇〇〇	一六,八三〇,〇〇〇	一一,八四〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0
獨會計	七,四三〇,〇〇〇	一,六七〇,〇〇〇	六,八四〇,〇〇〇	0	七,四三〇,〇〇〇	0	七,四三〇,〇〇〇	0
合計	八三,三三〇,〇〇〇	一六,八三〇,〇〇〇	一一,八四〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0	八三,三三〇,〇〇〇	0
歳入過不足差引	九,八八〇,〇〇〇	0	九,八八〇,〇〇〇	0	九,八八〇,〇〇〇	0	九,八八〇,〇〇〇	0

項目	一九二七年度 本豫算額	一九二七年度 當然増	差引現行課 税による標 準豫算額	増	税増	税減	其他の増減	計	差引	増減額	本豫算額	一九二七年度 對する増減
逓信省 純收入	4,334,000	3,890,000	8,886,000	0	0	0	0	0	8,886,000	0	4,334,000	3,890,000
王領地收入	1,000,000	500,000	1,000,000	0	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	500,000
各種貸付 金收入	3,350,000	4,100,000	3,600,000	0	0	0	0	0	3,600,000	0	3,350,000	4,100,000
雑收入	5,750,000	1,678,000	4,077,000	0	0	0	0	0	4,077,000	0	5,750,000	1,678,000
普通收入	3,000,000	1,900,000	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	1,900,000
特別收入	3,000,000	1,100,000	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	1,100,000
計	16,434,000	8,068,000	14,563,000	0	0	0	0	0	14,563,000	0	16,434,000	8,068,000
普通歳入合計	7,750,000	3,390,000	7,750,000	0	0	0	0	0	7,750,000	0	7,750,000	3,390,000
(獨立均 衡會計)												
逓信省	5,750,000	3,390,000	5,750,000	0	0	0	0	0	5,750,000	0	5,750,000	3,390,000
道路基金 (自動車税の 外)	1,700,000	500,000	1,800,000	0	0	0	0	0	1,800,000	0	1,700,000	500,000
合計	7,450,000	3,890,000	7,550,000	0	0	0	0	0	7,550,000	0	7,450,000	3,890,000

項目	一九二七年度 本豫算額	一九二七年度 當然増	差引現行課 税による標 準豫算額	増	税増	税減	其他の増減	計	差引	増減額	本豫算額	一九二七年度 對する増減
超過利得税	3,000,000	1,000,000	3,000,000	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000	1,000,000
自動車税 (國庫の分)	4,600,000	500,000	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000	0	4,600,000	500,000
法人利得税	3,500,000	1,200,000	3,500,000	0	0	0	0	0	3,500,000	0	3,500,000	1,200,000
小計	11,100,000	2,700,000	11,500,000	0	0	0	0	0	11,500,000	0	11,100,000	2,700,000
(間接税)												
關稅	2,330,000	1,380,000	2,330,000	0	0	0	0	0	2,330,000	0	2,330,000	1,380,000
消費税	5,770,000	6,800,000	5,800,000	0	0	0	0	0	5,800,000	0	5,770,000	6,800,000
印紙税	5,500,000	3,500,000	5,800,000	0	0	0	0	0	5,800,000	0	5,500,000	3,500,000
小計	13,600,000	11,480,000	13,930,000	0	0	0	0	0	13,930,000	0	13,600,000	11,480,000
計	24,700,000	14,180,000	25,430,000	0	0	0	0	0	25,430,000	0	24,700,000	14,180,000
税外收入												
計	9,334,000	6,000,000	9,334,000	0	0	0	0	0	9,334,000	0	9,334,000	6,000,000
合計	34,034,000	20,180,000	34,764,000	0	0	0	0	0	34,764,000	0	34,034,000	20,180,000

歳入總計	項 目	一九二七年度		一九二八年度		一九二七年度本 豫算額に 對する増減
		本豫算額	當然増減額	差引現行課 税による標準豫算額	増減額	
八三〇,〇〇〇	増	八三〇,〇〇〇	△	八三〇,〇〇〇	△	△
二五八,〇〇〇	増	二五八,〇〇〇	△	二五八,〇〇〇	△	△
三三六,〇〇〇	増	三三六,〇〇〇	△	三三六,〇〇〇	△	△
一四,〇〇〇	増	一四,〇〇〇	△	一四,〇〇〇	△	△
五,〇〇〇	増	五,〇〇〇	△	五,〇〇〇	△	△
一三,〇〇〇	増	一三,〇〇〇	△	一三,〇〇〇	△	△
三,〇〇〇	増	三,〇〇〇	△	三,〇〇〇	△	△
一四,四三五,〇〇〇	増	一四,四三五,〇〇〇	△	一四,四三五,〇〇〇	△	△
一六,六一五,〇〇〇	増	一六,六一五,〇〇〇	△	一六,六一五,〇〇〇	△	△

(三) 増減税等の計畫要綱

一九二八年度における増減税等の提案額は

一、普通歳入
租税收入
増税
本年度分 一四、四三五、〇〇〇 磅
全年度分 一六、六一五、〇〇〇 磅

減税

差引増

税外收入

増加

普通歳入合計

二、獨立均衡會計

道路基金

總計

にして、成立額は

一、普通歳入

租税收入

増税

本年度分 五、〇〇〇、〇〇〇 磅
全年度分 八、〇〇〇、〇〇〇 磅

本年度分 九、四三五、〇〇〇 磅
全年度分 八、六一五、〇〇〇 磅

本年度分 一三、二〇〇、〇〇〇 磅
全年度分 〇 磅

本年度分 二二、六三五、〇〇〇 磅
全年度分 八、六一五、〇〇〇 磅

本年度分 二二、四三五、〇〇〇 磅
全年度分 七、九六五、〇〇〇 磅

本年度分 二〇〇、〇〇〇 磅
全年度分 六五〇、〇〇〇 磅

本年度分 一、五〇五、〇〇〇 磅
全年度分 一六、〇八五、〇〇〇 磅

減税	本年度分	六、二五〇、〇〇〇 磅	全年度分	九、六五〇、〇〇〇 磅
差引増	六、二五五、〇〇〇	六、四三五、〇〇〇		
税外収入	一三、二〇〇、〇〇〇			
増加	一九、四五五、〇〇〇	六、四三五、〇〇〇		
普通歳入合計				
二、獨立均衡會計				
道路基金	△ 二〇〇、〇〇〇	△ 六五〇、〇〇〇		
總計	一九、二五五、〇〇〇	五、七八五、〇〇〇		
である。故に提案額に異動を生じたる金額は	本年度分	全年度分		
普通歳入	磅	磅		
租税収入				

増税の分減	△ 一、九三〇、〇〇〇	△ 五三〇、〇〇〇
減税の分更に減	△ 一、二五〇、〇〇〇	△ 一、六五〇、〇〇〇
差引減	△ 三、一八〇、〇〇〇	△ 二、一八〇、〇〇〇

にして、其の計畫要綱は左の如くである。

第一、増税

一、關稅及消費稅

- (1) 現行稅率の改正
- (1) 英國產葡萄酒

英國產葡萄酒の稅率は一ガロンにつき一志であつたのを、一九二八年四月二十五日より一志六片に引上げる。而して

其の増収額は

二二八

である。

六五、〇〇〇 磅

(2) 新 税

(1) 點火器

燐寸税の効果を保護するため、一九二八年四月二十八日より輸入點火器に對し六片の關税を課し、内國產點火器に對し同額の消費税を課する。而して本税による收入額は

四〇、〇〇〇 磅

である。

(ロ) ボタン

一九二八年四月二十八日以降五年間、ボタンの輸入に對し三三 $\frac{1}{3}$ %の從價税を課する。但し帝國產品に對しては三分

の一の特惠戻税を附す。而して本税による收入額は

一三〇、〇〇〇 磅

である。

(イ) 石 油

第十九世紀中においては、英國の産業上の力は其の驚くべき炭田を基礎としてゐた。然るに第二十世紀に入つてから英國は次第に輸入石油に頼るやうになつて来たが、石油は英帝國內の何れの地方にも餘り産出しないのである。昨年中における英國の各種石油輸入價格は、石炭輸出價格に略々匹敵した。英國は古來燃料の源であつたが、今日では次第に石油吸收國となりつつある。これ等外國產石油の供給は、疑もなく英國の産業に取つて重要なものであるが、然し英國が之を益々多く外國に仰ぐに至りつつあるのは、

二二九

大いに考慮すべきことである。英國の産出する莫大なる石炭を溶液化及粉末化により科學的に利用することは、最も重要な國民的事業である。斯うした科學的發展を促進し刺戟する政策は、少くとも一つの點において有力なる理由を有するものである。ここに於いて、石炭對石油間の均衡を考量し、道路對鐵道間の問題を考慮し、且つ急速に發展しつつある娛樂自動車交通を不況に沈淪せる基礎的産業と對照したる後、政府は或る種の輸入石油に對して新規の課税を行ふべきことに決したのである。而して此の課税による収入は地方税輕減の財源に充當するものである。斯くて一九二八年四月二十五日以降、炭化水素油一ガロンにつき四片の輸入税を課するのである。然しながら、重油

航空機用及漁船用の炭化水素油は免税とする。

従つて實際に課税せられるものは、主として自動車、諸多の工業、公衆の集合する場所及び各種住宅の照明及び煖房等に使用せられてゐる。

ペトロール、ベンゾール、ケロシン、ホワイトスピリット及びテレピン

等の輕油に限られるのである。而して關稅收入額は

一〇、二〇〇、〇〇〇 磅

である。

又之に對應して、一九二八年四月二十五日において其の貯藏量一萬ガロンを越ゆる者の石油に對し、一ガロンにつき四片の消費税を課するものである。而して此の課税は

(1) 航海中のタンク船、港口又は大タンクに蓄へられたる

もの及び精製所にあるものに對しては、一萬ガロン以下にまで行はれる。

(2) 自動車車庫及び個人の手許にある一萬ガロン以下のストックに對しては課せられない

のである。又重油等に對する免除規定は輸入税の場合と同

一である。

四、〇〇〇、〇〇〇 磅

本消費税による収入額は

一四、二〇〇、〇〇〇 磅

にして、關税と合計して提案額は
であつたが、ケロシン（燈火油）の課税に關し、各方面に
反對する者多かりしにより之を除外したるため、成立豫算
において

八、七〇〇、〇〇〇 磅

關 税 消 費 税

三、五〇〇、〇〇〇

一、二〇〇、〇〇〇

となり、

二、〇〇〇、〇〇〇 磅

を減少したのである。但し課税率は提案のまま変更せられなかつたのである。

(三) 中空器物

珙瑯鐵器——一九二八年六月十三日より五年間、珙瑯鐵器の輸入に對し二五%の從價税を課するものである。而して本税は提出豫算になくして、成立豫算において計上せられ
たるものである。其の収入額は

七〇〇、〇〇〇 磅

である。

(ホ) 計 額

以上合計の増収額は

提案額

一、四、三、七〇、〇〇〇 磅

成立額

一、二、四、四〇、〇〇〇

差引減

一、九三〇、〇〇〇

である。

(三) 増税合計額

租税収入における合計増税額は

提案額

一、四、四、三、五、〇〇〇 磅

成立額

一、二、五〇五、〇〇〇

差引減

一、九三〇、〇〇〇

である。

第二 減 税

一、 關稅及消費稅

(イ) 活動寫眞フィルム(マツケンナ關稅の一部改正)

英帝國產映画用フィルムを英國人が外國にて生産せるフィルムと同一に待遇せんとするもので、其の稅率は一呎につき五片より五片に引下げられたのである。其の減收額は極めて少額の見込である。

(ロ) 砂 糖

前記石油新課稅中における「ケロシン」(燈油)に對する課稅が一般消費者に及ぼす此の特別の負擔をバランスするに、他の一般に使用せられてゐる品の課稅を輕減する。而して其の品は砂糖である。

外國產砂糖にあつては曲光度九八度以内、國內栽培及び帝國

産砂糖にあつては曲光度九九度以内にして、普通何れも粗糖
 と稱せられ、これに對し、一封度につき右片に相
 當する引下を行ひ、国内栽培及び帝國産の白砂糖に對しては、
 稍少引下を行はんとするものである。而して此の引下は一
 九二八年四月二十五日より實施するものにして、其の減收額
 は

關稅 消費稅 計
 △ 一、八〇〇、〇〇〇 磅
 △ 五〇〇、〇〇〇
 △ 二、三〇〇、〇〇〇

である。其の改正稅率は別表の如くである。

關稅	砂糖	曲光度九九度以上のもの	曲光度九八度乃至九九度のもの	曲光度九七度乃至九八度のもの	現行稅			提案稅				
					全率	特惠率	全率	特惠率	全率	特惠率		
關稅	砂糖	曲光度九九度以上のもの	曲光度九八度乃至九九度のもの	曲光度九七度乃至九八度のもの	志	片	志	片	志	片	志	片
					二	八	七	四	二	八	四	五
					一〇	八	六	九	八	七	四	七
糖蜜其他	糖蜜其他	七〇%以上の甘味を含むもの	五〇%乃至七〇%の甘味を含むもの	五〇%以下の甘味を含むもの	志	片	志	片	志	片	志	片
					七	五	四	八	七	五	三	八
					二	七	一	七	二	一	三	八
葡萄酒	葡萄酒	同	同	同	志	片	志	片	志	片	志	片
					二	七	一	七	二	一	三	八
					二	七	一	七	二	一	三	八

(其他の曲光度のものに對しては九七度乃至九八度の砂糖に對する率に相應する率を課す)

一ハンドレッド
 ウエイトに付

一ハンドレッド
 ウエイトに付

三三

サ ッ カ リ ン	液 体	固 体	現 行 特 惠 率		提 案 特 惠 率	
			全 率	特 惠 率	全 率	特 惠 率
一 オ ン ス 付	同	一 ハ ン ド レ ッ ド ウ エ イ ト 付	三 九	七 五	三 四	七 五
			二 四	三 四	三 四	四 三
			九 二	四 三	九 一	四 三
			四 三	四 五	一 〇	八 七

消費税

砂 糖	英國 産 葡 萄 酒	現 行 特 惠 率		提 案 特 惠 率	
		全 率	特 惠 率	全 率	特 惠 率
一 ガ ロ ン 付		一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
曲 光 度 九 九 度 以 上 の もの		七 四	四 三	五 一	一 〇
曲 光 度 九 八 度 乃 至 九 九 度 の もの		六 九	四 三	四 四	九 七
曲 光 度 九 七 度 乃 至 九 八 度 の もの		六 九	四 三	四 四	九 七

(其他の曲光度のものに對しては九七度乃至九八度の砂糖に對する率に相應の率を課す)

糖蜜其他

サ ッ カ リ ン	液 体	固 体	葡 萄 糖	現 行 特 惠 率		提 案 特 惠 率	
				全 率	特 惠 率	全 率	特 惠 率
一 オ ン ス 付	同	一 ハ ン ド レ ッ ド ウ エ イ ト 付	同	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
				三 七	四 三	三 七	四 三
				四 三	四 三	四 三	四 三
				七 五	四 三	七 五	四 三

(ハ) 賭 税

一九二八年十月一日より、一九二六年財政法(一九二七年財政法)により課せられる賭税を左の如く減税する。但し本減税は提案

額になくして、成立豫算に現はれたるものである。

(1) 本法施行の時賭業者に對する支拂額の三七%の税率を以て課せられるものは之を二%に減税する。

(2) 本法施行の時、賭業者に對する支拂額の二%の税率を以て課せられるもの(一九二七年財政法の規定による)は之を一%に減税する。

本減税額は

一、二五〇、〇〇〇 磅

である。

(二) 計 額

以上合計の減收額は

二、三〇〇、〇〇〇 磅

提案額

三、五五〇、〇〇〇

成立額

差引減收

一、二五〇、〇〇〇

である。

二、自働車税

石油に對し輸入税一ガロン四片課税に對し、緩和策として砂糖税率の引下げをなしたる外輕量貨物自働車及乗合自働車に對し一九二九年一月一日以降、別表の如く特許税率の引下が行はれるのである。而して其の減收額は

六〇〇、〇〇〇 磅

である。右に伴ひ獨立均衡會計の道路基金における減收額は

二〇〇、〇〇〇 磅

である。

自働車税率改定表
一、乗合自働車

收容定員	現行税率	提案税率	備考
四人以下	一五	一〇	收容人員八人以上にして、全部空気がタイヤの自働車に對しては二〇%の戻税を附す
四人以上八人以下	一五	一〇	
八人	三〇	三〇	
八人	三〇	三〇	
一〇人	四〇	四〇	
一〇人	四〇	四〇	
一〇人	四〇	四〇	
一〇人	四〇	四〇	
一〇人	四〇	四〇	
一〇人	四〇	四〇	

二、貨物自働車

五六人	一〇	一〇	六人以上に對しては一人につき一磅二〇%を課す
六四人	一〇	一〇	
一ニハンドレッドウェイト以下	一〇	一〇	二噸以上の自働車にして全部空気がタイヤのものに對しては二〇%の戻税を附す
一ニハンドレッドウェイト以上一噸	一六	一五	
一噸以上一七噸	二六	二〇	
一七噸以上二噸	二六	二〇	
二噸以上三噸	四〇	四〇	
三噸以上四噸	四八	四八	
四噸以上五噸	五四	五四	

五噸以上	自動車重量	現行率	提案率	備考
		六〇磅	六〇磅	

備考

- 一、以上の変更は一九二九年一月一日より之を實施せんことを提案す。
 - 二、電気装置の貨物自動車に對しては税率を変更せず。
 - 三、一九二七年財政法第四附表に特別の税率の規定せられたる農業用、興業物用貨物自動車に對しては、同表に規定の税率及び上表第三欄の税率中低き方を課す。
 - 四、二噸以上にして全部空氣タイヤの自動車に對する二〇%の戻税は、あらゆる貨物自動車に對して適用されるものとす。
- 三、所得税

所得税の軽減は財源の關係上標準率の引下を行ふことは出来ない。そこで、あらゆる種類の所得税納入者に影響し、然かも其の價値は貧しい種類の納税者にヨリよく認められてゐる法定控除額を對象とする。

子女控除額は目下の制度では

長子に對し三六磅、次子からは二七磅

となつてゐる。之を

長子六〇磅、次子以下五〇磅

に増加するのである。尚ほ又これ等の控除は今日までは、兒童の生れた年には行はれないのであるが、之を兒童の生れた年から適用することとしたのである。

本税の減收額は

△ 11,100,000 磅

である。

一九二八年度所得税の賦課率は別表の如くである。

所得税税率

一、一九二八年度所得税は左の税率を以て賦課する。

(イ) 一磅につき四志の標準率及

(ロ) 總所得二、〇〇〇磅を超ゆる個人については、其の二、〇〇〇磅を超ゆる額に對しては左の税率

最初の超過額五〇〇磅に對しては	一磅に付	四志九片	(二、五〇〇磅)
次の超過額五〇〇磅に對しては	"	五志	(三、〇〇〇磅)
			(相當所得額)

"	一、〇〇〇磅	"	五志六片	(四、〇〇〇磅)
"	一、〇〇〇磅	"	六志三片	(五、〇〇〇磅)
"	一、〇〇〇磅	"	七志	(六、〇〇〇磅)
"	二、〇〇〇磅	"	七志六片	(八、〇〇〇磅)
"	二、〇〇〇磅	"	八志	(一〇、〇〇〇磅)
"	五、〇〇〇磅	"	八志六片	(一五、〇〇〇磅)
"	五、〇〇〇磅	"	九志	(二〇、〇〇〇磅)
"	一〇、〇〇〇磅	"	九志六片	(三〇、〇〇〇磅)

次の超過額に對しては

一〇志

一九二七年財政法は一九二八年度より、普通所得税と附加所得税とを合して所得税となし所得税は標準率と一定の金額を超ゆる所得に對する累進率を以て課税することと定めたるが、本年財政法において始めて其の趣旨に従ふ税率を規定したのである。即ち従来所得税は一

磅につき何志を以て課税せられ、總所得三、〇〇〇磅を超ゆるもの
に對しては、所得税の外更に一磅につき何志の附加所得税
を課する旨を規定したるが、一九二八年度よりは二、〇〇〇磅以
下の所得に對しては、一磅につき四志の標準率、三、〇〇〇磅を
超ゆる所得に對しては其の超過部分に對し、一磅何志の右に
規定する累進率を適用す。されど實質において従来と變ら
ず即ち右の累進率より標準率を減ずるときは、従来の附加所
得税率と同率となるのである。

二、一九二八年附加税率は前年度と同様とする。

三、子女控除に関する改正

一九二〇年財政法第二十一條の子女控除即ち課税年度開始の際
十六歳未満又は十六歳を超ゆる在學中の子女と同居する者は、
最初の一人につき三六磅、爾餘の子女は一人につき二七磅宛控

除を受くることが出来る。四〇磅を超ゆる所得ある子女につい
ては、控除を得られざる規定は之を左の如く改正する。

従 來

改 正 後

課税年度開始の際

課税年度中において

三六磅

六〇磅

二七磅

五〇磅

四〇磅

六〇磅

即ち、爾後子女控除額は課税年度中において自己と同居する
十六歳未満又は十六歳を超ゆる在學中の子女あるときは、最初
の一人につき六〇磅、爾餘の子女一人につき五〇磅の控除を受
くるを得るも、右の子女にして六〇磅を超ゆる所得を有すると
きは、控除を認めざることとなつたのである。

四、減税合計額

租税収入における合計減収額は

提案額 Δ 五、〇〇〇、〇〇〇 磅
 成立額 Δ 六、二五〇、〇〇〇
 差引減収 Δ 一、二五〇、〇〇〇

である。

第三、税外収入の増加

雑収入

特別収入

政府紙幣及び英蘭銀行券の合併を實施するにつき、政府紙幣勘定における積立金

一三、二〇〇、〇〇〇 磅

は之を一般歳入に繰入し、國債償還の財源に充當するものである。

第四、獨立均衡會計

道路基金

自動車減税計畫の結果、本會計においても

Δ 二〇〇、〇〇〇 磅

の減収と見るものである。

(四) 増減税計畫に基づく増減金額見込表

區分	提案額		成立額		差引増△減	
	一九二八年度分	全年度分	一九二八年度分	全年度分	一九二八年度分	全年度分
(普通歳入)						
一、関税						
一般増税の分						
點火器	三、七〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
ホタル	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇

増	總計	自働車 税	道路基金	計		減 小 計	減 税
				減 税	増 税		
1,183,500.00		△		9,435,000	14,435,000	11,300,000	△ 2,900,000
1,665,000.00		△ 650,000.00		8,635,000	16,635,000	11,800,000	△ 3,500,000
1,135,500.00		△ 600,000.00		6,335,000	12,335,000	9,300,000	△ 2,900,000
1,608,500.00		△ 650,000.00		6,435,000	16,085,000	11,200,000	△ 3,500,000
△ 1,930,000.00		0		△ 3,180,000.00	△ 1,930,000	△ 2,000,000	0
△ 530,000.00		0		△ 2,180,000.00	△ 1,650,000	△ 530,000	0

(獨立均衡會計)

三五五

増	地方税輕減財源の分	減税の分	一般増税の分	合計	子女控除額	減税の分	四所得税	貨物自働車	乗合自働車	區分	
										提 案 額	成 立 額
1,011,000.00		△ 2,100,000.00	2,350,000		△ 2,100,000.00			△ 600,000.00		一九二八年度分	提 案 額
1,630,000.00		△ 2,000,000.00	3,350,000		△ 2,450,000.00			△ 600,000.00		全年度分	成 立 額
1,120,000.00		△ 2,000,000.00	3,350,000		△ 2,100,000.00			△ 600,000.00		一九二八年度分	差 引 増
1,570,000.00		△ 2,000,000.00	3,850,000		△ 2,450,000.00			△ 600,000.00		全年度分	△ 減
△ 2,000,000.00		△ 2,000,000.00	0		0			0		一九二八年度分	
△ 600,000.00		△ 2,000,000.00	0		0			0		全年度分	

三五四

計	六六五、二三五、〇〇〇
税外收入	八、一八六、〇〇〇
逓信省純收入	一、一〇〇、〇〇〇
王領地收入	二七、六五〇、〇〇〇
各種貸付金收入	五三、九一二、〇〇〇
雑収入	九〇、八四八、〇〇〇
普通歳入合計	七五六、〇八三、〇〇〇
獨立均衡會計	五七、三一四、〇〇〇
逓信省	二一、〇〇〇、〇〇〇
道路基金	七八、六一四、〇〇〇
合計	八三四、六九七、〇〇〇
歳入總計	八三四、六九七、〇〇〇

にして、内成立豫算において減額されたものは、

普通歳入
租税收入

(間接税)	△	△	△
關稅	一、四三〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇
消費稅			
計			

である。

(ハ)本豫算成立額
及總豫算額

故に一九二八年度本豫算成立額は

普通歲入
租稅收入

(直接稅)
相續稅
地租其他
所得稅
附加所得稅
超過利得稅
自勵車稅
法人利得稅
小計
(間接稅)
關稅

七二、〇〇〇、〇〇〇 磅
八五〇、〇〇〇
二三二、九〇〇、〇〇〇
六〇、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇
一、五〇〇、〇〇〇
三七二、六五〇、〇〇〇
一二〇、六三七、〇〇〇

消費稅
印花稅
小計
稅外收入

遞信省純收入
王領地收入
各種貸付金收入
雜收入
計
普通歲入合計
獨立均衡會計
遞信省

一四〇、七六八、〇〇〇
二八、〇〇〇、〇〇〇
二八九、四〇五、〇〇〇
六六二、〇五五、〇〇〇
八、一八六、〇〇〇
一、一〇〇、〇〇〇
二七、六五〇、〇〇〇
五三、九一二、〇〇〇
九〇、八四八、〇〇〇
七五二、九〇三、〇〇〇
五七、三一四、〇〇〇

道路基金

合計

歳入總計

二一、三〇〇、〇〇〇 磅

七八、六一四、〇〇〇

八三一、五一七、〇〇〇

にして、總豫算額は本豫算成立額と同額である。

八三四、八三〇、〇〇〇 磅

に比較するとき

△ 三、三一三、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の種目別は

普通歳入

租税收入

(直接税)

相續税の増加

四、二〇〇、〇〇〇 磅

地租其他の増加

△ 一四、一〇〇、〇〇〇

所得税の減少

△ 一、〇〇〇、〇〇〇

附加所得税の減少

△ 二、〇〇〇、〇〇〇

超過利得税の減少

△ 二、〇〇〇、〇〇〇

自動車税の減少

△ 二、〇〇〇、〇〇〇

法人利得税の減少

△ 一、二〇〇、〇〇〇

小計 (減少)

△ 一五、二五〇、〇〇〇

(間接税)

関税の増加

△ 八、五一七、〇〇〇

消費税の減少

△ 四、九九二、〇〇〇

印紙税の増加

△ 二、五〇〇、〇〇〇

小計 (増加)

△ 六、〇二五、〇〇〇

計 (減少)

△ 九、二二五、〇〇〇

税外収入

逓信省純収入の増加
王領地収入の増加
各種貸付金収入の増加
雑収入の減少

計

(増加)

普通歳入合計

(減少)

独立均衡會計

逓信省の減少

道路基金の増加

合計

(増加)

歳入總計

(減少)

にして、増税等の増收計畫額

三、八二九、〇〇〇 磅

五〇、〇〇〇

四、一五〇、〇〇〇

三、五八八、〇〇〇

四、四四一、〇〇〇

四、七八四、〇〇〇

三、三二九、〇〇〇

一、八〇〇、〇〇〇

一、四七一、〇〇〇

三、三一三、〇〇〇

一九、二五五、〇〇〇 磅

二二、五六八、〇〇〇 磅

を差引くときは、自然減少額は

である。而して之を租税收入其他に区分するときは

増收計畫額

自然増減額

計

普通歳入

租税收入

税外収入

計

独立均衡會計

合計

六、二五五、〇〇〇

一五、四八〇、〇〇〇

磅

磅

一三、二〇〇、〇〇〇

八、七五九、〇〇〇

九、三二五、〇〇〇

一九、四五五、〇〇〇

二四、二三九、〇〇〇

四、七八四、〇〇〇

二〇〇、〇〇〇

一、六七一、〇〇〇

一、四七一、〇〇〇

一九、二五五、〇〇〇

二二、五六八、〇〇〇

三、三一三、〇〇〇

にして、租税收入における自然減額は主として所得税、附加所得税、超過利得税、法人利得税及び消費税の減少によるものである。

又税外収入における自然減額は主として普通雑収入の道路基金繰二六六入減少等によるものである。

更に本豫算成立額を決算額

に比較するときは、決算額において

の増加である。而して其の種目別は

普通歳入

租税収入

(直接税)

八三六、四三五、〇〇〇 磅

四、九一八、〇〇〇 磅

相續税の増加

地租其他の減少

所得税の増加

附加所得税の減少

超過利得税の減少

自働車税の減少

法人利得税の減少

小計 (増加)

(間接税)

關税の減少

消費税の減少

印紙税の増加

小計 (減少)

八、五七〇、〇〇〇 磅

△ 一〇、〇〇〇

△ 四、七二〇、〇〇〇

△ 三、八五〇、〇〇〇

△ 一五〇、〇〇〇

△ 一七四、〇〇〇

△ 六五〇、〇〇〇

八、四五六、〇〇〇

△ 一、六六五、〇〇〇

△ 六、七六八、〇〇〇

△ 二、〇六〇、〇〇〇

△ 六、三七三、〇〇〇

計 (増加)

税外収入

二、〇八三、〇〇〇 磅

逓信省純収入の減少

△ 八六、〇〇〇

王領地収入の増加

一、一〇、〇〇〇

各種貸付金収入の増加

四六一、〇〇〇

雑収入の増加

二、六三三、〇〇〇

計 (増加)

三、一一八、〇〇〇

普通歳入合計 (増加)

五、二〇一、〇〇〇

獨立均衡會計

逓信省の減少

△ 一一四、〇〇〇

道路基金の減少

△ 一六九、〇〇〇

合計 (減少)

△ 二八三、〇〇〇

歳入總計 (増加)

四、九一八、〇〇〇

にして、租税収入における増減の原因は

(1) 所得税及び相續税が多額の増收を示せるは、豫算見積の過少に基くもので、附加所得税の減收は二年前行は北つつあつた徵税の加速度的増加が既に極限に達したことに基くものである。

(2) 關稅及び消費税の減收は主として麥酒税七百三十四萬八千磅の減收に基くものである。而して強酒税は三十萬三千磅の増收を示してゐる。之は國民の慣習の變化及び飲酒に代る嗜好品の増長を示すものである。

砂糖税は百九萬七千磅の減收であるが、之は外國精糖輸入額が急速に減少したるためである。

新税たる石油税は七十八萬三千磅の増收である。

印紙税の増收は株式取引の引續ける活況及び新會社の設立に

よるものである。

にして、税外収入における増収は、特別雑収入の増収によるものにして、其の原因は主として

ドイツ賠償支拂額が見積額より増加したると、不用品の拂下、戦時契約の清算から生じた、或種の増加

によるものである。



（一）一九二八年度決算額と前年度決算額の比較

一九二八年度歳入決算額は

八三六、四三五、〇〇〇 磅

にして、之を一九二七年度歳入決算額

八四二、八二四、〇〇〇 磅

に比較するときは

△ 六、三八九、〇〇〇 磅

の減少である。而して其の種目別は

普通歳入

租税収入

（直接税）

相續税の増加

△ 三、二六〇、〇〇〇 磅

地租其他の増加

△ 六〇、〇〇〇

所得税の減少

△ 一、二、九六三、〇〇〇

附加所得税の減少

△ 四、四五〇、〇〇〇

超過利得税の増加

△ 八五〇、〇〇〇

自働車税の減少

△ 六二六、〇〇〇

法人利得税の減少

△ 九三〇、〇〇〇

小計 (減少)	△	一四、七九九、〇〇〇	磅
(間接税)			
關稅の増加		七、三五二、〇〇〇	
消費稅の減少	△	五、二〇〇、〇〇〇	
印紙稅の増加		三、〇三〇、〇〇〇	
小計 (増加)		五、一八二、〇〇〇	
計 (減少)	△	九、六一七、〇〇〇	
税外收入			
遞信省純收入の増加		一、九〇〇、〇〇〇	
王領地收入の増加		一四〇、〇〇〇	
各種貸付金收入の増加		四、一五九、〇〇〇	
雜收入の減少	△	四、八三六、〇〇〇	
計 (増加)		一、三六三、〇〇〇	

小計 (減少)	△	八、二五四、〇〇〇
普通歳入合計		八、二五四、〇〇〇
獨立均衡會計		
遞信省の増加		四〇〇、〇〇〇
道路基金の増加		一、四六五、〇〇〇
合計 (増加)		一、八六五、〇〇〇
歳入總計 (減少)	△	六、三八九、〇〇〇

である。而して其の内譯は別表の如くである。

普通歳入	八、二五四、〇〇〇
獨立均衡會計	
遞信省の増加	四〇〇、〇〇〇
道路基金の増加	一、四六五、〇〇〇
合計 (増加)	一、八六五、〇〇〇
歳入總計 (減少)	六、三八九、〇〇〇

(一) 一九二八年度歲入決算額及豫算額比較表

項目	一九二八年度		一九二七年度		一九二八年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算成立額	決算額	總豫算額	對本豫算成立額	對總豫算額
(普通歲入)	磅	磅	磅	磅	磅	磅
租稅收入	八〇,五七〇,〇〇〇	七三,〇〇〇,〇〇〇	七三,〇〇〇,〇〇〇	八五,〇〇〇,〇〇〇	△ 八,五七〇,〇〇〇	△ 三,二〇〇,〇〇〇
(直接稅)						
相續稅	八四〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	七八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	△ 一〇,〇〇〇	△ 六〇,〇〇〇
地租其他	二二七,二二〇,〇〇〇	二二二,九〇〇,〇〇〇	二五〇,五八三,〇〇〇	四七二,〇〇〇,〇〇〇	△ 二二二,六六三,〇〇〇	△ 一,一九六三,〇〇〇
所得稅	五六一,五〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	三,八五〇,〇〇〇	△ 三,八五〇,〇〇〇	△ 四,四〇〇,〇〇〇
附加所得稅	八五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	一五〇,〇〇〇	△ 一五〇,〇〇〇	△ 八五〇,〇〇〇
超過利得稅	四,二二六,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇	四,八五三,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	△ 一七〇,〇〇〇	△ 六三六,〇〇〇
自働車稅	八五〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,一七八〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	△ 六五〇,〇〇〇	△ 九三〇,〇〇〇
法人利得稅	三六一,一〇六,〇〇〇	三三二,六五〇,〇〇〇	三九五,九九五,〇〇〇	八,四五六,〇〇〇	△ 八,四五六,〇〇〇	△ 一,四七九,〇〇〇
小計	磅	磅	磅	磅	磅	磅

項目	一九二八年度		一九二七年度		一九二八年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算成立額	決算額	總豫算額	對本豫算成立額	對總豫算額
(間接稅)						
關稅	一八八,九〇〇,〇〇〇	二二〇,六〇〇,〇〇〇	二二〇,六〇〇,〇〇〇	一,一六六,〇〇〇	△ 一,一六六,〇〇〇	△ 一,九〇〇,〇〇〇
消費稅	一四,四〇〇,〇〇〇	一四,七六八,〇〇〇	一三九,三〇〇,〇〇〇	六,七六八,〇〇〇	△ 六,七六八,〇〇〇	△ 五,二〇〇,〇〇〇
印紙稅	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	△ 〇	△ 三〇,〇〇〇,〇〇〇
小計	磅	磅	磅	磅	磅	磅
計	六六四,一三八,〇〇〇	六六二,〇五五,〇〇〇	六六二,〇五五,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	△ 二,〇〇〇,〇〇〇	△ 九,九七七,〇〇〇
稅外收入	八,一〇〇,〇〇〇	八,一八六,〇〇〇	六,二〇〇,〇〇〇	八,一八六,〇〇〇	△ 八,一八六,〇〇〇	△ 一,九八六,〇〇〇
遞信省純收入	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	△ 〇	△ 一,〇〇〇,〇〇〇
王領地收入	二八,二二一,〇〇〇	二七,六五〇,〇〇〇	三三,九五五,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	△ 三,〇〇〇,〇〇〇	△ 四,一五九,〇〇〇
各種貸付金收入	五六,五四五,〇〇〇	五三,九二二,〇〇〇	六一,三八一,〇〇〇	二,三六六,〇〇〇	△ 二,三六六,〇〇〇	△ 四,八三六,〇〇〇
雜收入	三〇〇,三三三,〇〇〇	三三三,六五〇,〇〇〇	三〇〇,三三三,〇〇〇	三〇〇,三三三,〇〇〇	△ 〇	△ 三〇〇,三三三,〇〇〇
普通收入	磅	磅	磅	磅	磅	磅

税目別	決算		豫算成立額		比較	
	關稅	消費稅	關稅	消費稅	關稅	消費稅
強酒	六、六七〇、〇〇〇 磅	三、八九三、〇〇〇 磅	六、五〇〇、〇〇〇 磅	三、八八〇、〇〇〇 磅	一七〇、〇〇〇 磅	一三三、〇〇〇 磅
麥酒	四、九七八、〇〇〇 磅	七、七八五、〇〇〇 磅	六、〇〇〇、〇〇〇 磅	八、三二〇、〇〇〇 磅	一、三二〇、〇〇〇 磅	六、三三六、〇〇〇 磅
葡萄酒	四、三三八、〇〇〇 磅	〇	四、九〇〇、〇〇〇 磅	〇	六、五二〇、〇〇〇 磅	〇
英國葡萄酒	〇	〇	〇	〇	〇	〇
食卓用飲料	三、六〇〇、〇〇〇 磅	三、五五〇、〇〇〇 磅	四、〇〇〇、〇〇〇 磅	三、六〇〇、〇〇〇 磅	四〇〇、〇〇〇 磅	五、〇〇〇 磅
茶	五、〇四七、〇〇〇 磅	〇	六、〇五〇、〇〇〇 磅	〇	一、〇〇〇、〇〇〇 磅	〇
コ、ア	七、九〇〇、〇〇〇 磅	〇	七、〇〇〇、〇〇〇 磅	〇	九〇〇、〇〇〇 磅	〇
珈琲	一、九八〇、〇〇〇 磅	〇	二、〇五〇、〇〇〇 磅	〇	七〇〇、〇〇〇 磅	〇
千コリ	〇 磅	〇 磅	四、五〇〇、〇〇〇 磅	〇	一、〇〇〇、〇〇〇 磅	〇
砂糖	一、九二二、〇〇〇 磅	一、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、五〇〇、〇〇〇 磅	二、〇〇〇、〇〇〇 磅	五八八、〇〇〇 磅	五九〇、〇〇〇 磅

(二) 一九二八年度關稅及消費稅項目別本豫算成立額及決算額比較表

項目	一九二八年度		一九二七年度		一九二八年度決算額の増△減	
	決算額	本豫算成立額	決算額	對本豫算成立額	對總豫算額	對九二七年度決算額
計	九三、九六六、〇〇〇 磅	九〇、八四八、〇〇〇 磅	九二、六〇三、〇〇〇 磅	三、二八八、〇〇〇 磅	三、一八八、〇〇〇 磅	一、三六三、〇〇〇 磅
普通歳入合計	七五八、一〇四、〇〇〇 磅	七五三、九三三、〇〇〇 磅	七六六、三六八、〇〇〇 磅	五、三〇一、〇〇〇 磅	五、二〇一、〇〇〇 磅	八、二五四、〇〇〇 磅
(獨會計)	〇	〇	〇	〇	〇	〇
逸信省	五七、二〇〇、〇〇〇 磅	五七、三二五、〇〇〇 磅	五六、八〇〇、〇〇〇 磅	一、四〇〇、〇〇〇 磅	一、四〇〇、〇〇〇 磅	四、〇〇〇、〇〇〇 磅
道路基金	三二、三二一、〇〇〇 磅	二一、三〇〇、〇〇〇 磅	一九、六六六、〇〇〇 磅	一、六九〇、〇〇〇 磅	一、六九〇、〇〇〇 磅	一、四六五、〇〇〇 磅
(自働車稅の分)	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	七八、三三三、〇〇〇 磅	七八、六二五、〇〇〇 磅	七八、四六六、〇〇〇 磅	一、一六三、〇〇〇 磅	一、一六三、〇〇〇 磅	一、八六五、〇〇〇 磅
歳入總計	八三六、四三五、〇〇〇 磅	八三一、五二七、〇〇〇 磅	八三一、五二七、〇〇〇 磅	四、九一八、〇〇〇 磅	四、九一八、〇〇〇 磅	六、三三九、〇〇〇 磅

税目別	課税	消費税	計額	課税	消費税	計額	課税	消費税	計額
開業特許公課	0	17,000	17,000	0	110,000	110,000	0	19,000	129,000
其他の特許税	0	59,000	59,000	0	51,000	51,000	0	1,000	52,000
鐵道税	0	37,000	37,000	0	80,000	80,000	0	33,000	113,000
藥品其他	0	1,390,000	1,390,000	0	1,350,000	1,350,000	0	40,000	1,390,000
賭税	0	11,800,000	11,800,000	0	11,000,000	11,000,000	0	800,000	11,800,000
ホップス	290,000	0	290,000	250,000	0	250,000	80,000	0	330,000
基本産業税	63,000	0	63,000	65,000	0	65,000	14,000	0	79,000
レース及刺繡	110,000	0	110,000	110,000	0	110,000	0	0	110,000
又物	101,000	0	101,000	110,000	0	110,000	9,000	0	119,000
手袋	58,000	0	58,000	55,000	0	55,000	3,000	0	58,000
反スマントル	11,000	0	11,000	10,000	0	10,000	1,000	0	11,000
荷造紙及包	52,000	0	52,000	50,000	0	50,000	2,000	0	52,000

税目別	課税	消費税	計額	課税	消費税	計額	課税	消費税	計額
乾果	643,000	0	643,000	600,000	0	600,000	43,000	0	643,000
煙草	59,086,000	1,000	59,087,000	59,298,000	2,000	59,300,000	21,000	1,000	22,000
燐寸及	2,077,000	1,888,000	3,965,000	2,877,000	1,953,000	4,830,000	1,100,000	655,000	1,755,000
眞活火器	192,000	0	192,000	200,000	0	200,000	8,000	0	208,000
時計	614,000	0	614,000	560,000	0	560,000	54,000	0	614,000
自働車及自働自轉車	2,370,000	0	2,370,000	2,500,000	0	2,500,000	3,000	0	2,503,000
樂器	239,000	0	239,000	280,000	0	280,000	1,000	0	281,000
絹及人造絹	4,598,000	0	4,598,000	4,750,000	0	4,750,000	152,000	0	4,902,000
石油	9,365,000	3,688,000	13,053,000	8,700,000	3,550,000	12,250,000	665,000	1,100,000	13,350,000
娛樂税	0	6,030,000	6,030,000	6,200,000	0	6,200,000	17,000	197,000	6,414,000
酒業特税	0	4,439,000	4,439,000	4,480,000	0	4,480,000	41,000	1,000	4,691,000

税目別	決算		豫算		比較	
	税	消費税	税	消費税	税	消費税
半透明陶器	五七,〇〇〇 磅	〇	八〇,〇〇〇 磅	〇	△ 二三,〇〇〇 磅	△ 二三,〇〇〇 磅
木タ	一三八,〇〇〇	〇	一三〇,〇〇〇	〇	△ 二,〇〇〇	△ 二,〇〇〇
中空器物	四六,〇〇〇	〇	四〇,〇〇〇	〇	△ 六,〇〇〇	△ 六,〇〇〇
其他の品及 預託品	五九,〇〇〇	七,〇〇〇	二八,〇〇〇	八,〇〇〇	△ 三,〇〇〇	△ 五三,〇〇〇
合計	二八,九七二,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	二五,九七三,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	△ 一,六六五,〇〇〇	△ 六,七六八,〇〇〇

(三) 一九三八年度關稅及消費稅本豫算額提案及成立比較表

區分	提案額		關稅		消費稅		計
	額	磅	額	磅	額	磅	
提案額	一,二二,〇六七,〇〇〇	磅	一,四二,五一八,〇〇〇	磅	二,六四,五八五,〇〇〇	磅	
成立額	一,二〇,六三七,〇〇〇	磅	一,四〇,七六八,〇〇〇	磅	二,六一,四〇五,〇〇〇	磅	
差引減	△ 一,四三三,〇〇〇	磅	△ 一,七五〇,〇〇〇	磅	△ 三,一八〇,〇〇〇	磅	
内譯							
石油 (ケロシンの分)	△ 一,五〇〇,〇〇〇	磅	△ 五〇〇,〇〇〇	磅	△ 二,〇〇〇,〇〇〇	磅	
中空器物	△ 七〇,〇〇〇	磅	△ 〇	磅	△ 七〇,〇〇〇	磅	
賭稅	△ 一,四三三,〇〇〇	磅	△ 一,一七五,〇〇〇	磅	△ 三,一八〇,〇〇〇	磅	
計	△ 一,四三三,〇〇〇	磅	△ 一,一七五,〇〇〇	磅	△ 三,一八〇,〇〇〇	磅	

(六) 租税収入
其他の區分

一九二八年度歳入決算額を租税収入其他の區分するときは

租税収入	三八一、一〇六、〇〇〇
直接税	三八一、一〇六、〇〇〇
普通歳入	三二一、一三一、〇〇〇
獨立均衡會計	一〇〇、〇〇〇
小計	四〇二、二三七、〇〇〇
間接税	二八三、〇三二、〇〇〇
小計	六八五、二六九、一〇〇〇
税外収入	九三、九六六、〇〇〇
普通歳入	五七、二〇〇、〇〇〇
獨立均衡會計	一五、七六六、〇〇〇
小計	七二、九六六、〇〇〇
合計	一、〇六〇、三三六、〇〇〇

にして、之を一九二七年度歳入決算額のそれと比較するときは

合計	八三六、四三五、〇〇〇
租税収入	一四、七九九、〇〇〇
直接税	一四、七九九、〇〇〇
普通歳入の減少	一、四六五、〇〇〇
獨立均衡會計の増加	一、三三四、〇〇〇
小計(減少)	五、一八二、〇〇〇
間接税の増加	八、一五二、〇〇〇
小計(減少)	三、〇三〇、〇〇〇
税外収入	一、三六三、〇〇〇
普通歳入の増加	四〇〇、〇〇〇
獨立均衡會計の増加	一、七六三、〇〇〇
小計(増加)	三、〇六三、〇〇〇

の減少である。
今各年度における区分割合を見るに

合計 (減少) △ 六、三八九、〇〇〇 磅

年 度	一九一三	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二
租税收入	三九	六九	五二	四七	四六	五二
直接税	三九	六九	五二	四七	四六	五二
間接税	四三	一九	二二	二五	三〇	三三
計	八二	八八	七五	七二	七六	八五
税 收 外	一八	二二	二五	二八	二四	一五
合 計	一〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

にして、租税收入中における直接税及び間接税の割合は

年 度	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八
直接税	三五	三二	三二	三三	三三	三四
間接税	四五	五四	五二	四九	四九	四八
計	八〇	八六	八四	八二	八二	八二

年 度	一九一三	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二
直接税	四八	七八	五二	四七	四六	五二
間接税	五二	四〇	四八	四五	四〇	四八
計	一〇〇	一一八	一〇〇	九二	八六	一〇〇

區分	租税		差引増△減	租税の割合	
	金額	割合		一九二八年	一九二七年
普通歳入の分	三九五,九二五,〇〇〇 磅	八二	△ 一四,七九九,〇〇〇	—	—
獨立均衡會計の分	二一,一三一,〇〇〇	—	△ 一,四六五,〇〇〇	—	—
小計	四〇七,〇三六,〇〇〇	四九	△ 一三,三〇四,〇〇〇	五九	六〇
間接税	三三,〇三三,〇〇〇	三三	△ 五,一八三,〇〇〇	四一	四〇
計	四四〇,〇六九,〇〇〇	八二	△ 一八,四八七,〇〇〇	一〇〇	一〇〇

一九二八年年度歳入決算額租税其他區分表

○

である。而して其の内譯は別表の如くである。

年度	直接税	間接税	計
一九一九	六九	三一	一〇〇
一九二〇	六五	三五	一〇〇
一九二一	六〇	四〇	一〇〇
一九二二	六一	三九	一〇〇
一九二三	六〇	四〇	一〇〇
一九二四	六三	三七	一〇〇
一九二五	六二	三八	一〇〇
一九二六	六〇	四〇	一〇〇
一九二七	六〇	四〇	一〇〇
一九二八	五九	四一	一〇〇

二八六

區分	一九二八年度決算額		一九二七年度決算額		差引増△減
	金額	割合	金額	割合	
税外收入					
普通歳入の分	九三、九六、〇〇〇		九三、六三、〇〇〇		一、三六三、〇〇〇
獨立均衡會計の分	五七、二〇、〇〇〇		五六、八〇、〇〇〇		四〇〇、〇〇〇
計	一五二、一六六、〇〇〇	一八	一四九、四三三、〇〇〇	一八	一、七六三、〇〇〇
合計	八三六、四五、〇〇〇	一〇〇	八四三、八三四、〇〇〇	一〇〇	△ 六、三八九、〇〇〇

七

國債

一九二八年度の國債償還額は一九二三年財政法により、新減債基金五十萬磅を計上すべきであるが、一九二八年新減債基金制度を定め

(1) 毎年度國債費として

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を計上し、利子及び取扱費を支出したる残額を新減債基金に充當する。

(2) 一九二八年度國債費の豫算額は右定額に

(イ) 政府紙幣及英蘭銀行券合併による政府紙幣勘定積立金繰入額 一三、二〇〇、〇〇〇 磅

(ロ) 一般財源 八〇〇、〇〇〇

計 一四、〇〇〇、〇〇〇

を加へたる

三六九、〇〇〇、〇〇〇 磅

にして、内、利子及取扱費

三〇四、〇〇〇、〇〇〇 磅

を差引きたる殘額

六五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を新減債基金豫算額としたのである。然るに、決算において利子及取扱費の増加したるため、新減債基金額はそれだけ減少して、

五七、五〇九、〇〇〇 磅

となつたのである。而して普通公債の總額において、一九二八年度末現在高が一九二七年度末現在高に比し

△ 二七、四七九、二二四 磅

の減少に止まれるは、「借換」による債額増加のためである。

イ) 減債基金制度の改正

英國從來の減債基金制度は一八七五年新減債基金法にして

國債費中において利子及取扱費を除きたる殘額を國債償還に充當し、之を新減債基金と稱する。此の外歳計上剩餘金を生じたる場合は舊減債基金として國債償還を行ふといふのである。戦時及び戦後において右減債基金の行使を停止したることもあつたが、一九二〇年度に至り歳計上剩餘金を生ずるに至り、之を減債基金に使用することとなつたのである。然るに一九二三年度に至り、保守黨内閣の藏相ボルドウインは、

新減債基金定額制を採用したのである。即ち

一九二三年度

四〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一九二四年度

四五、〇〇〇、〇〇〇

一九二五年度以降毎年度

五〇、〇〇〇、〇〇〇

を豫算に計上することとし、國債費中において利子、取扱費、新減債基金の三者の流用を禁止したのである。然るに一九二四年一月労働党内閣の成立するや、同黨從來政綱中において

國債銷却は相續税及資本課税による旨を特掲しあるを以て、組閣後國債及び租税政策に関し、何等か特殊の施設を要することとなつたのである。故に藏相スノーデンは一九二四年三月、國債及租税委員會を設置して之が調査研究に當らしめ、國債償還に関しては保守黨制定の一九二三年減債基金

法によつたのである。

次で労働党内閣倒れて保守党内閣の復活するや、一九二三年減債基金制度が續行せられたが、一九二七年二月に至り、カウウインを委員長とする國債及租税委員會の報告が完成發表されたが、其の結論は

(1) 新減債基金は定額五千萬磅を七千五百萬磅に増額すること
(2) 財産課税案には反對といふこと
である。ここに於いて藏相チャーチルは、一九二八年度豫算において

- (1) 一九二三年減債基金法を廢し
- (2) 一八七五年減債基金制に復活するため、國債費定額を

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

とし、此の内より利子及び取扱費を支出したる殘額を國債償

還に充當せんとする

新計畫を樹立したのである。此の一九二八年新減債基金制度を實行するならば、増税を行はずして五十年後には國債全額を銷却し終るといふのである。而して藏相の豫算演説における説明は左の如くである。

新國債費定額——一箇年三億五千五百萬磅

ここに私は、一八七五年デスリリー政府の時、サー、スタフォードノースコートが、自分の嘗て秘書を勤めたことのあるグラッドストーンの十分なる支持の下に制定したところの政策に復歸せんことを提案する。即ち利子、あらゆる國債取扱費及減債基金のために一定額の國債費を設定し、從て減債基金の作用により利拂費が減ずるにつれて、毎年の元本償還が益々多額に且つ益

々迅速になるやうな制度を復活したいと考へるのである。一八七五年に設定された國債費定額は三十九年間續いた。それは、事實それが大戦に吞込まれて仕舞つたまで續いたのである。それは一の政策として擁護せられ、そして兩政黨により認容された——但し遺憾なことは、兩政黨は此の長い間に屢々、然り、判然たる場合を數へても前後五回、不都合にも此の國債費定額に手をつけた。即ち當時の原始的な物の言ふ方によれば、それに踏込んだのである。私はここに新規の國債費定額を設定せんことを提案し、そして其の額を一箇年

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

と決定せんことを提案する。此の額に對して往年のサー、スタフ

二八〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

であつた。此の額はありゆる資産を包含し、ありゆる負債を償ふべきものである。此の國債費は或種の政府公債に對する特殊の減債基金を支辨するに要する

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

を償ふ。且つ後に述べるであらうところの繰入金と共に、貯蓄證券に要する一箇年平均

二〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

をも償ふものである。毎年の國債償還により節約された利拂費及其の他國債の取扱において生じたありゆる節約は、毎年自動的に減債基金に繰入れられる。尚ほここに、私の言ひ得る限りのこととして附言して置けば、所得税納税者は、國債にして將來大なる借換事業を見れば、即ち其の大部分がヨリ低き利率に借換へられれば、ために其の負擔を軽減されるであらう。此の

ことは納税者の將來期待し得べきところである。けれども、此の點は國債費定額の計算には加へられてゐない。残りの年額全部は、飽くまでも繼續されるのであつて、何か不幸な事情が之を停止しない限り支出されるのである。此の一箇年

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

の支拂は、若し確實に續けたならば、假令利率が四 $\frac{1}{2}$ %以下に降らないとしても、我國の國債及外債——對米債務をも含めた——の全部を、正に五十年内に完済し、然もために現在の租税は少しも増加することはないのである。

政府紙幣及英蘭銀行券——合併の聲明

惟ふに諸君は當然、此の莫大なる經費が本年及明年の負擔を如何に償ふかについて知りんと欲せられるであらうが、然し私は

此の點を明かにする前に、本年の減債基金支出に對して、豫期せざる影響を有する重要なる一事を述べて置かねばならない。私は、私の提出した第一回の豫算において、我國の、そして又事實全英帝國の金本位復歸を聲明した。今や、金本位に復歸した時聲明して置いたところの我國通貨制度運用上採るべき第二の手段を實行すべき時が到達した。即ち政府紙幣と英蘭銀行券との合併は、本會計年度において之を行ふこととなつた。之がための法律案は、出来る限り早く大藏次官により提出されることとなつてゐる。故に私は今此の問題の詳細を論ずることも、又提案の大体の原則を述べることすらも控へるであらう。唯ここでは私は、其の極く大体について語り、そして此の法律案が發表されれば、諸君も英蘭銀行及政府の共同活動が、戦前の制度の下におけるよりも遙かに伸縮自在となるであらうことを着

取するであり、此の附言も置けば十分である。

其の方法について言ふと、英蘭銀行が現在發行の政府紙幣及其の保證に保有されてゐる資産を引継いで管理する。發行による利益から其の經費を控除した残りは國家に歸属する。資産は現在の價格で英蘭銀行に引渡されるのであるが、將來の減價を慮り、大藏省の累積せる積立金は勿論、引渡されずして大藏省に保有される。これ等の準積立金は要するに納税者の財産であり、そして其の額は、一九二三年の 一九二〇年の 一三二〇〇、〇〇〇 磅

といふ莫大である。これ等準積立金は何であるか？ 之は實際の資産であり、過去の貯蓄の成果である。明かに之は當座の經費を支辨するために使用すべきものではない。私は、之を本年は減債基金を鞏固にする特別の手段に使

用し、之を新規の減債計畫實施の手段に當てやうと提案する。此の計畫は、
の外に、豫算の一般資減より、
を支出して、
となし、既に述べたる、
に附加すると、本年の減債基金は、昨年と同様、
となる。之は、我國の信用及内外の我利益にとつて、最も有利な
處置である。私は確信する。

一九三六年間の豫想

そこで私は、今後六年間における

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

の國債費定額の作用を豫想し、これ等各年において、新減債基金に對しては幾何、貯蓄證券利子に對しては幾何が當てられるかを明かにするであらう。ここに六年間に選んだについては特殊の理由がある。それは即ち此の六年のうちには一九三三年が含まれ、そして此の一九三三年以降我國の對米債務支拂額が、
づつ増加することとなつてゐるからである。此の増加は、これ等の新國債費全額中に含まれてゐる。第一に先づ一九三八年の額について述べ、次で其の後の五年間について減債基金及貯蓄證

券利子について述べて見よう。私は何處までも大藏省證券利

率は平均四%と假定する。惟ふに之は極めて内輪な見込かも知

れぬ。これより良くなることを希望する。そこで一九二八

年度においては、減債基金及貯蓄證券の二項目の支出額は

一九二九年度は六千六百一十三千七百五十九磅

である。一九二九年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三〇年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三一年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三二年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三三年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三三年度は六千六百一十三千七百五十九磅

一九三三年度は六千六百一十三千七百五十九磅

及び一九三三年度は

七二、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。先づ一九二八年度の

七六、五〇〇、〇〇〇 磅

について見るに、之は莫大な額であるが、それは既に述べた政

府紙幣勘定よりの特別繰入金

一四、〇〇〇、〇〇〇 磅

が含まれてゐるためである。前藏相が一九二四年度に支出した

額は、同年内に生じた明示されざる減債基金を含めてすら

五七、〇〇〇、〇〇〇 磅

であつた。一九二四年に比しての本年の増加額は、昨年の

二八、〇〇〇、〇〇〇 磅

には及ばないが

二一、五〇〇、〇〇〇 磅

である。次に、上に述べた六年間について説明する。諸君の手にせられる表には、私がこれから述べる他の三つの数字の「平均」と記せられた行がある。減債基金と貯蓄證券とを合して数字は平均

七、七五〇、〇〇〇 磅

となる。市場に在る特殊の公債のために、イヤマークされた特別の減債基金は、それのみで平均

五〇、一五〇、〇〇〇 磅

を要し、之が絶対的最少額である。之を控除すると、後には全六年間に平均

二一、五〇〇、〇〇〇 磅

が貯蓄證券利子乃至其の他の減債基金に充てらるべきものとし

て残る。私の依頼により、此の問題全体を詳細に検査せる政府統計官が私に確言したところによると、貯蓄證券に對して生ずる利子を償ふために、六年間に要する毎年の全額は平均

二〇、二五〇、〇〇〇 磅

であるといふ。されば

三五五、〇〇〇、〇〇〇 磅

(本年は外に
一四、〇〇〇、〇〇〇 磅がある)

の國債費定額は、今後六年間においては常に新減債基金の法定額を償ふのみならず、貯蓄證券のために要する實際の金額をも償った上に、一箇年

一、二五〇、〇〇〇 磅

の餘裕を生ずるのである。委員諸君も、之は周到にして合理的な處置であり、且つ何れの年にも納税者に何等不當なる負擔と

課することなしに、國債費を確實な基礎に置くものであること
を知らるるであらうと私は信ずる。

参考として

- (一) 國債及租稅委員會報告の要領
 - (二) 一九二八年財政法（減債基金法）
- を別紙に添附する。

(一) 國債及租稅委員會報告に就いて

（一九二七年二月廿三日
英 *Manchester Guardian* 紙）

昨夕、一九二四年三月時の藏相スノーデンより國債及現行租稅頁
擔を調査するため任命せられた委員會の二報告書（一つは十三名の委
員中の八名により、
他は四名の労働党ボウエン、フレッド、ホール、
リース、スミス及ウットン女子によつて署名されたもの）が發表せられた。

其の三年間の労働の結果として、委員會は驚くべき大さの文献的
作物を成就した。即ち多數者報告書は約三百五十頁を占め、炭坑
業調査委員會の報告よりも約五〇%も大であり、小數者報告書は
多數者報告書の約三分の一である。此の外に附録として百八十頁
の別冊が發表された。

然し、可なり澤山の興味あり貴重な資料が集められたことは集め
られたが、諸提案（殊に多）の重要さは、其の説くところの長さと同
様なものであるとは言ふ難い。事實、二、三の例外を除けば、多

數者の結論は尤も至極であるが、寧ろ退屈にして興味のないものである。其の大体の趣意を要約すれば、次の如くに言ふのが一番當って居るかも知れない。

國債負擔と租税負擔とは一見したほど非道いものではない。然りとすれば、之について爲すべきことは餘り多くはないのである。

減債基金の増加

そこで、先づ多數報告書の最も重大なる提案は國債の減債基金を現在の

より

七五〇〇〇、〇〇〇 磅

五〇〇〇〇、〇〇〇 磅

に増加せんことを提案してゐる箇所である。斯る増加は、委員會の信ずるところによれば、増税を行ふことなしに之を行ふことを得べきである。然し若し不可能なる場合には、此の追加支出を償ふために増税を行ふべきであり、其の上結局「減債基金を次第に増加して一箇年

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

にまで達せしめることを目的とすべきである。減債基金により國債銷却を行はざる限り、國債費を減少せしめることが如何に困難であるかは次の數字により明かである。即ち總ての國債が満期日に到り四%の國債に借換へられたとしても、之により生ずべき節約は一箇年僅かに

三三〇〇〇、〇〇〇 磅

に過ぎず。又、之は現在のところ甚だ見込のないことであるが、

假りに三六%に借換へられたにしても、之によつて得る節約は僅かに

五、〇〇〇、〇〇〇 磅

に昇るに過ぎないのである。國債の「流動」部分は、現在非常な危険となつて居る譯ではないが、それが如何なる場合においても重大なる危険の源泉とならざる點に達するまで、漸次減少すべきものである。

尚ほここに一言すべきは、多數者報告が

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

の減債基金により銷却せらるべき四%コンソル公債を八五%にて最近發行した發行條件を非難して居ることである。何故なれば、委員會は一面においては總て將來の公債は「額面を甚だしく下らざる」金額にて發行すべしとの原則を設け、他面においては特殊

の證券に對して減債基金のイヤマークを擴張することに反對して居るからである。

高率所得税の影響

多數者報告書中最も長い又恐らくは最も貴重な部分は、現行租税の負擔及影響を論ぜる部分である。此の部分は全体の約三分の一を占めて居る。委員會は此處ではビジネスマンの意見に對する學者の意見とも謂ふべきものを強く主張して居るが、此の意見書は我國現時の困難の大原因を租税就中高率な所得税に歸するのである。委員會の結論によれば所得税は轉嫁せられずして、其の負擔は若干の小例外を除き、納税者に落つるものなりとの「經濟上の一般論」は「殆んど全体に亘り且つ殆んど如何なる時においても眞なのであつて、其の例外は局部的且つ一時的なものに過ぎず、

之を以て此の主張を破るには足りないのである。所得税は大部
分生産費中に加はり、従て物價に對し重要な影響を及ぼすもの
なりとの一般の意見は、此處では否定されて居る。

高率な所得税は大いに奢侈を阻止はしなかつたが、所得税納入階
級の消費を減少せしめるに與つて力あつた。之は殊に少額なそし
て大部分勤勞により得たる所得の人々に對して然りであつたので
ある。

貯蓄の減少

貯蓄についての委員會の意を見るに「個々の投資家に對する」租
税の影響は「差引節約を促し又或場合には強制することとなり、
此のことは殊に小額所得の人々の間において然りであつた」が、
此の節約も貯蓄の減退を防ぐに足るほどのものではなく、殊に高

額な所得において然りであつた。

株式會社が其の毎年の利潤の一部を準備金に積立てることにより
行ふ貯蓄は、國民貯蓄中重要な部分を占めるものであり、且つ
「特に貴重なる形式の貯蓄」であるが、之は高率なる所得税によ
り減少した形跡もなく、全体として見るときは今日

約 四五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

乃至

五〇〇、〇〇〇、〇〇〇

に達する實際の國民貯蓄は戦前に比し、今日の貨幣價値で

約 一五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

乃至

二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

減少してゐることが證據により判明するのである。此の減少は「懸

念すべきことではあるが、然し悲観すべきことではない。何となれば、經濟界が改善してより大なる資本の供給を要するに至れば、貯蓄は之に應じて増加するものと考へられるからである。

其の他の種類の租税の負擔及影響については、多數者報告書の意見を見るに、「相續税の公平なることは十分之を立證することを得べく、印紙税は經濟及金融界を定期的に多少攪亂する原因であつて、其の収入がさ程大なりざるに鑑みれば、我租税制度中餘り好ましきものではない。次の消費者に轉嫁された関税及消費税の額は、稍正確に該二税の額に一致するものであるが、然し一般の傾向としては寧ろ稍大である」と。然し一般の傾向として、我租税制度中委員

會の多數者が強く關心して居るらしい部分——たしかに、確乎たる提案を發表して居る部分——が砂糖税だといふ事實で、委員會は此の報告書中において、此の租税の引下を少くとも三回主張して居るのである。多數者報告書も斯く砂糖税のみを選んで引下げんとするに同意であるが、然し更に一歩進め、間接税を原則上反對すべきものとして一体に排斥し次第に總ての食料品税を廢止し然る後娛樂及人造絹絲に對する課税の廢止に及び、直接税の引下は後廻しにすべしと主張して居るのである。多數者報告書は之に反し、間接税を以て賃銀労働者より税金を取上げる上の最も有效なる方法と考へ、そして多數者報告書が賃銀労働階級は非常に過大な租税負擔に苦しんで居ると主張するに反して、「戦後の租税は、其の他の事情と結合して労働階級の生活標準の平均即ち一般水準を戦前の水準以下に低下せしめたやうには見えない」と言つ

て居る。然し熟練労働者の地位が不熟練労働者のそれに比し、次第に低下しつつある傾向は、多数者報告書も之を認めて居るのである。

財産税

若し委員会にして任命後数箇月内に報告書を發表したならば、財産税に関する其の議論により非常な感興——興奮とまで行かなくとも——を惹起したに相違ないのであるが、今となつて見れば、それは唯此の問題に對する多数者の見方と少数者の見方の相違に、より、吾人は興味を感ぜしめるに過ぎない。多数者は結論として、「假りに若し財産税が歓迎されたにしても、それが國債を減少せしめる額は

三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

の課税をしても、一箇年間に齎らさるべき額は

五八〇〇〇、〇〇〇 磅

に過ぎないものと計算される——「斯うした大規模な、困難ながらも危険の多い實驗をジャステイファイするには足りないのである」と言ふ。此の課税にして現在よりもより快く迎へられるに非ざる限り、それは「社會及産業界において極めて有害なものとなるであらう」と言つてゐる。

少数者報告書は先づ此の財産税が公平にして且つ實行可能なること及國債の整理上最善の方法なることを強く述べて居るが、然し「若し快く迎へられるならば」といふ多数者委員會の前提條件を後から遊々認めて居る。そこで「國民は其の困難を脱すべき最善の道を供する賢明にして實行可能の方法とし財産税に向ふであらう」といふ殊勝な希望を残して、少数者報告書は此の問題を去り、

他の國債償還方法として投資所得のみに對する累進率に激しい特殊の「附加税」を主張し、之により得べき一箇年の金額を

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

と計算して居る、されば、財産税については多數者及少數者の意見の相違は、唯程度の問題である。両者共に之を棄てるのであるが、一方は荒々しく他方は上手にやるだけのことである。そしてそれは「政治上」意味のあることに過ぎないのである。

(二) 一九二八年財政法第三部抜萃

國債費定額

第二十三條 — (1) 新減債基金（一九二三年法）及國債の爲め年負擔

に関する一九二三年財政法第三十二條に含まるる規定は效力を失ふ其の代りに本條の次の規定を有効とす

(2) 聯合王國の合同資金又は之に生ずる資金より大藏省の隨時定むる時期及手續に依り次の金額を拂出すへし但一會計年度に拂出すへき總金額は當該年度中に拂出すを要す

一九二九年三月三十一日に終る會計年度は三億六千九百萬磅
一九三〇年三月三十一日に終る會計年度及其の後の會計年度は三億五千五百萬磅

(3) 各會計年度において拂出すへき右年額（本條において國債費定額と稱す）は第一に國債の爲の利子及取扱費（資金を調達し又は證券の發行若は交換と関係して生ずる經費を含む）に關し當該年度における年負擔を支辨するに充つへし
本項の目的の爲に「利子」とは假に一九二三年財政法の成立せ

三二〇
さりしとき一八七五年減債基金法に基く國債費定額より仕拂は
るへかりし定期年金公債の利子に相當する部分を含む但貯蓄證
券に關する利子又は本法施行後に成立し其の利子を國債費定額
より拂出すことを命ぜざる法律に基き起債せる公債の利子と含
ます

(4) 各會計年度において國債費定額より前項に定むる年負擔額を支
辨したる後の殘額は次の目的の爲め及次の順序において之を拂
出すへし

(a) 前項に指定する定期年金公債の元金に相當する部分の仕拂
(b) 次の諸號に要する額を供給す

(i) 四分利付戰勝債券及四分利付整理公債一九六〇—一九九
〇年期限に關聯せる一九一九年戰時公債法第二條の施行
の爲に設定せる減債基金の目的の爲め

(ii) 三分半利付借換公債と關聯して一九二一年財政法第四十

五條に基き制定せる減債基金の目的の爲め

(iii) 四分利付コンソル公債を買入及銷却する目論見書に規定
せる條件の目的の爲め

(iv) 重米利加公債に關し重米利加合衆國政府に對する年仕拂
額の元本に相當する部分

(v) 遺産稅納付において内國歲入委員の受理せる戰勝債券又
は整理公債一九六〇—一九九〇年期限に關し一九一九年
戰時公債法第三條に従ふ國債整理委員の行ふべき仕拂の
爲め

(c) 貯蓄證券に關し仕拂ふべき利子の支辨

(d) 一九一七年財政法第三十二條に基き設定せる軍事公債減債
基金の目的の爲に要する額の供給

(e) 一八六六年國庫及會計検査院法第十二條に基き英蘭銀行又

は愛蘭銀行に依て為される貸上金若くは他の法律に基き議
定費支出補填の爲め行へる一時借入金以外の合同資金の負
擔にかゝる他の一切の公債の買入償還又は銷却

(5) 前項の殘額（貯蓄證券に關し仕拂ふ利予支辨に充當し得べき其の部分を除く）は本條に

おいて之を「新減債基金（一九二八年法）」と稱すへし及其拂出の
日付より九箇月以内に本條(4)項に指定する目的の爲に之を行使
すへし

(6) 新減債基金（一九二八年法）は大藏省の見解において聯合王國以外に
て償還せらるる公債の銷却と關聯する負擔の補填に隨時要する
部分を除き本條の前項規定に従ふ方法において國債整理委員に
依り行使すへき目的の爲め之を國債整理委員に拂渡すへし及一
八七五年減債基金法第七條の規定（新舊減債基金の計算書に關する規定）は

同法に依り設定せらるる新減債基金に就て適用すると同様に本
條に依て設定せらるる新減債基金に準用すへし及本條に従ふ買
入又は償還せらるる證券は國債整理委員に依て購入せられ及一
九一九年戰時公債法第三條(2)に従ふ規定せる施行細則に基き開
かれたる會計において國債整理委員に依り保管せらるる四分利
付戰勝債券及四分利付整理公債（一九六〇—一九九〇年期限）を除き
へて大藏省の隨時命する手續において即時之を廢却すへし

留保勘定

第二十四條 — (1) 一九二八年三月三十一日、一九二九年三月三

十一日に夫々終る年度の爲の舊減債基金は之を一八七五年減債
基金法第五條の規定に従ふ國債整理委員に拂渡す代りに大藏省
の命する時期に聯合王國の合同資金又は之に生ずる資金より拂

出し本條の目的の爲に設定する「地方税軽減留保勘定」として
知らるべき會計に之を繰入るへし

(2) 大藏省は現會計年度中に歳入より大藏省の適當と認むる額を地
方税軽減留保勘定に繰入るることを得及右繰入金額は一八七五
年減債基金法第四條及第五條の意味における歳出と之を看做す
(3) 本條の規定に従ふ地方税軽減留保勘定に繰入れたるすへての額
は議會の他日定むる方法において之を行使すへし

不請求割賦金勘定より國庫への支拂

第二十五條 國債整理委員は大藏省の要求あるとき其の一八七〇
年國債法第七章に基く不請求割賦金の勘定より總計百萬磅を超
えざる額を國庫に拂込むへし及此の目的の爲に同勘定の貸方に
存する公債を賣却することを得

國債整理委員保有の戦勝債券
及整理公債に對する利子の不拂

第二十六條 一九一九年戦時公債法第三條(2)に基き大藏省の制定
せる施行細則に基き設けたる勘定において國債整理委員の保管
する四分利付戦勝債券又は四分利付整理公債(一九六〇—一九九〇
年期限)に關し時々國債整理委員に仕拂はるべき利子は之を仕拂
はざるものとす及同法第二條に基き毎年末に別途に積立つべき
額は本條の規定なかりしとき國債整理委員に仕拂はるへかりし
利子の金額に等しき金額まで之を控除すへし(第二十七條及第二十八條
道路基金に關する規定省略)

貯蓄證券の利子支辨に要する額を借入るる権限

第二十九條——(1)貯蓄證券に關し仕拂の請求を見るとき及本法に
おいて別段の規定なき利子を支辨するに要する額を本條の規定
に従ひ借入れるは大藏省にとりて適法とす

(2)本條に基き大藏省の借入れる権限を有する額は大藏省の適當と
認むる方法において之を調達することを得及此の目的の爲に大
藏省は他の公債を起債したる又は起債するを得る手段に依れる
證券又は償還銷却又は其の他に關し大藏省の適當と認むる利子
及條件を附して他の證券を創造發行することを得

(3)本條に基き發行したる證券の元金及利子及此の額を調達するに
關聯して生ずる經費の支辨に要する額は聯合王國の合同資金又
は之に生ずる資金の負擔とす

(4)本法において「貯蓄證券」とは戰時貯蓄證券及國民貯蓄證券を
謂ふ



(四)新減債基金
の使途

一九二八年度新減債基金の使途は左の如くである

一 内國債の償還に使用したる分

定期年金・元本金額	九九一、〇〇〇 磅
整理公債減債基金	三、〇二七、〇〇〇
戰勝債券減債基金	二、五〇九、〇〇〇
三六〇借換公債減債基金	一六、五三八、〇〇〇

四 % 整理公債基金

一九一九年戦時公債去第三條3)により相續税に納入せる債券其他のために國債委員會に對する拂渡
 一九一七年財政法第三十四條により
 租税に納入せる軍事公債其他の拂戻
 一九一七年財政法による軍事公債減價基金
 國債銷却のための國債委員會に對して拂
 出せる一九二八年度新規減價基金殘額

一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

一一、四八九、〇〇〇

二四、〇〇〇

一、七四四、〇〇〇

五、六三九、〇〇〇

五、九六一、〇〇〇

計

二、外國債の償還に使用したる分

對米政府支拂 (處理協定により)

五、五四八、〇〇〇

合 計

五七、五〇九、〇〇〇

ハ) 國債の現在

一九二八年度末國債の現在高は

普通公債

内 國 債

六、四一五、六五三、三九六 磅

外 國 債

一、〇八四、六八四、二五八

計

七、五〇〇、三三七、六五四

其他の資本公債

一、二〇、五一五、八九三

合 計

七、六二〇、八五三、五四七

にして、之を一九二七年度末現在高

七、六三〇、九七二、六七〇 磅

に比較するとき

△ 一〇、一一九、一二三 磅

の減少である。其の内譯は

普通公債

内國債の減少

外國債の減少

計 (減少)

其他の資本公債の増加

合計 (減少)

にして、其の内譯は別表の如くである。

△ 一六、九三四、〇一九 磅

△ 一〇、五四五、二〇五

△ 二七、四七九、二二四

△ 一七、三六〇、一〇一

△ 一〇、一一九、一二三

一九二八年度末國債現在高表

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二八年度末	一九二七年度末	
普通公債	六四一五、六五三、三九六 磅	六、四三二、五八七、四二五 磅	△ 一六、九三四、〇一九 磅
内國債	一、四七八、二八七、六九一	一、三四九、九六三、四八一	△ 一、二八、三二四、二一〇
長期公債	一一、五三一、一一〇	一一、五五一、〇八六	△ 一九、九七六
定期年金	四、九二四、八三四、五九五	五、〇七〇、〇七二、八四八	△ 一四五、二三八、二五三
短期公債	一、〇八四、六八四、二五八	一、〇九五、二二九、四六三	△ 一〇、五四五、二〇五
外國債	七、五〇〇、三三七、六五四	七、五二七、八一六、八七八	△ 二七、四七九、二二四
合計	七、六二〇、八五三、五四七	七、六三〇、九七二、六七〇	△ 一〇、一一九、一二三
其他の資本公債	一一〇、五一五、八九三	一〇三、一五五、七九二	△ 一七、三六〇、一〇一

（一）普通公債の内譯

普通公債の一九二八年度末現在高を前年度末現在高に比較するときには

内國債の減少	△ 一六、九三四、〇一九 磅
外國債の減少	△ 一〇、五四五、二〇五
計（減少）	△ 二七、四七九、二二四
の減少である。而して一九二八年度中において満期となるべき公債は	二六九、六七九、〇〇〇 磅
にして新減債基金は	五〇九、〇〇〇 磅

である。而して内國債は其の大部分は借換的に支辨せられたるを以て、債額増加のため其の減少額は新減債基金充當額に達しないのである。

又外國債は米國政府に對し五百餘萬磅の元金償還を行ふたると、五分半利十年米國債券に對し百餘萬磅及び五厘の海峡植民地公債に對し三百餘萬磅を償還したる等のため債額を減少したるものである。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二八年度末普通公債現在高區分表

種別	各年度末現在高		
	一九二八年度末	一九二七年度末	差引増△減
普通公債	磅	磅	磅

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二八年度末	
内國債	六、四三二、五八七、四一五 磅	六、四一五、六五三、三九六 磅	△ 一六、九三四、〇一九
流動公債	六八八、七九〇、〇〇〇	七三七、三四五、〇〇〇	△ 四八、五五五、〇〇〇
大藏省證券	五二六、九四〇、〇〇〇	七〇〇、二九五、〇〇〇	△ 一七三、三五五、〇〇〇
一時借入金	一六一、八五〇、〇〇〇	三七、〇五〇、〇〇〇	△ 一三四、八〇〇、〇〇〇
其他の公債	五、七四三、七九七、四一五	五、六七八、三〇八、三九六	△ 六五、四八九、〇一九
外國債	一、〇九五、二二九、四六三	一、〇八四、六八四、二五八	△ 一〇、五五五、二〇五
米國の分	九五一、八七三、四六三	九四四、九一九、二五八	△ 六、九五四、二〇五
米國政府借入金	九二〇、五四八、〇〇〇	九一五、〇〇〇、〇〇〇	△ 五、五四八、〇〇〇
英佛共同公債	二、八四六	二、八四六	〇
其他	三一、三二二、六一七	二九、九一六、四一二	△ 一、四〇六、二〇五
其他の分	一四三、三五六、〇〇〇	一三九、七六五、〇〇〇	△ 三、五九一、〇〇〇

種別	各年度末現在高		差引増△減
	一九二七年度末	一九二八年度末	
其他の聯合國政府より借入金	一三五、七〇〇、〇〇〇	一三五、四五〇、〇〇〇	△ 二五〇、〇〇〇
ロシア	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
フランス	五三、五〇〇、〇〇〇	五三、五〇〇、〇〇〇	〇
イタリ	二二、二〇〇、〇〇〇	二一、九五〇、〇〇〇	△ 二五〇、〇〇〇
其他	七、六五六、〇〇〇	四、三二五、〇〇〇	△ 三、三四一、〇〇〇
海峽植民地	△	△	△
合計	七、五二七、八一六、八七八	七、五〇〇、三三七、六五四	△ 二七、四七九、二三四

對外債權

一九二八年度末の對外債權現在高は

自治領及植民地	一、二〇、五五八、〇〇〇 磅
對外國政府	二、〇六三、四四五、〇〇〇
計	三、二六三、〇〇三、〇〇〇

にして、之を一九二七年度末現在高に比較するとき

自治領及植民地の減少 Δ 二、九七〇、〇〇〇 磅

對外國政府の増加 五三、三二五、〇〇〇

計 (増加) 五〇、三五五、〇〇〇

の増加である。而して其の内譯は別表の如くである。

一九二八年度末對外債權現在高表

種別	各年度末現在高	一九二七年度末	差引増△減
自治領及植民地 (戰時貸付)	一、二〇、五五八、〇〇〇 磅	一、二三、五二八、〇〇〇 磅	△ 二、九七〇、〇〇〇 磅
對外國政府	二、〇六三、四四五、〇〇〇	二、〇〇一、一二〇、〇〇〇	五三、三二五、〇〇〇
ロシヤ	九三四、〇三七、〇〇〇	八八七、三三五、〇〇〇	四六、七〇二、〇〇〇
フランス	七二二、〇一八、〇〇〇	七〇五、五八八、〇〇〇	一六、四三〇、〇〇〇
イタリヤ	二六二、五〇〇、〇〇〇	二六六、七五〇、〇〇〇	△ 四、二五〇、〇〇〇
小計	一、九一八、五五五、〇〇〇	一、八五九、六七三、〇〇〇	五八、八八二、〇〇〇
其他	一四四、八九〇、〇〇〇	一五〇、四四七、〇〇〇	△ 五、五五七、〇〇〇
合計	二、一八四、〇〇三、〇〇〇	二、一三三、六四八、〇〇〇	五〇、三五五、〇〇〇

對外債權の債務國別は別表の如くにして、對外政府分の内、元利償還の確定せるものと、未確定のものとの總額は

確定の分

四〇六、一四六、〇〇〇 磅

未確定の分

一、六五七、二九九、〇〇〇

計

二、〇六三、四四五、〇〇〇

である。

對外貸付一覽表

一、對海外自治領及植民地戰時貸付

一九二九年三月三十一日現在元本額

これ等貸付に對しては利拂行はれ居り、且つ濠洲、新西蘭及トリニダード島の場合においては毎年減債基金より元金償還行はる。

濠洲

八二、七九〇、〇〇〇 磅

新西蘭

二七、二四四、〇〇〇

南阿

九、六二五、〇〇〇

ニユウファウンドランド

四〇〇、〇〇〇

トリニダード島

四四六、〇〇〇

ジャマイカ島

五三、〇〇〇

計

一二〇、五五八、〇〇〇

二、對聯合國貸付其他

二、〇六三、四四五、〇〇〇 磅

(一) 確定分

(イ) 處理協定により年賦償還の決定せる對聯合國貸付の一九二九年三月三十一日現在額

聯合國戰時貸付

伊太利	二六二、五〇〇、〇〇〇
羅馬尼亞	三〇、九五〇、〇〇〇
葡萄牙	二三、三〇〇、〇〇〇
塞爾比亞	三二、四五〇、〇〇〇
希臘	二二、一〇〇、〇〇〇
計	三七一、三〇〇、〇〇〇

四〇六、一四六、〇〇〇 磅

(ロ) 一九二九年三月三十一日現在元本額

救濟及復興貸付
元本共に割賦にて支拂はるるもの

白耳義	九、〇〇〇、〇〇〇
自領コンゴ	三、六〇〇、〇〇〇
波蘭	四、四八四、〇〇〇
羅馬尼亞	二、二〇〇、〇〇〇
エストニア	二、三五〇、〇〇〇
匈牙利	二、〇〇〇、〇〇〇
致須國	一、二五〇、〇〇〇
塞爾比亞	二、〇三八、〇〇〇
澳太利	九、〇三九、〇〇〇
計	三〇、七四三、〇〇〇
其他の債權	
元本若くは元利共に割賦にて支拂はるるもの	
ラトヴィア	一、二六九、〇〇〇

戦債及賠償金の收支

チャーチル蔵相は火曜日の下院における質問に對し、
聯合國の戦債と賠償とよりの受領額及び米國に對する
英國の年賦金に關して、英國の現在及び將來の地位につき説明を
なした。其の大意は次の如くである。

我國の戦債に關し米國政府に對して現在支拂つてゐる年額は
三三、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。本會計年度中に對聯合國政府貸付よりの受領額は

一三、八〇〇、〇〇〇 磅

(佛國より八百萬磅及び伊國よりの四百萬磅を含む)であり、そして我が賠償金受

領額は

一九、〇〇〇、〇〇〇 磅

である。即ち我國の支拂額

三三、〇〇〇、〇〇〇 磅

に對し受領總額は

約 三二、〇〇〇、〇〇〇 磅

となる。米國政府に對する年支拂額は、一九三三年以後向ふ五
十二年間は

三八、〇〇〇、〇〇〇 磅

に増加する。然しながら、對聯合國貸付よりの我が受領額も亦、
確定したる協約の次第によれば我が支拂額の増加を償ふ(賠償金
共)程度の増加をなすのである。

又米國に對する我が債務の内で幾何の額が直接に聯合國政府のた
めに生じた支出に歸すべきかの質問に對し、蔵相は左の説明をな
し、論争を避け得た。

露國に對してなした少額の轉貸を除外すれば聯合國政府のため
に直接に生じた支出に関しては、米國政府に對する英國の戦債
は皆無である。然しながら、若しも吾人が聯合國に對し

二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を貸與しなかつたならば、吾人は米國より

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅

を借入しなかつたであらうといふことが出来る。

更に答辯中において、藏相は露國における債權につき、其の請求
權放棄の觀念を否認した。そして一九二八年十月三十一日に終る
年度中に受領せる賠償額を示した。賠償總取扱人による該期間中
に英帝國に支拂はれる總額は

一九、二八三、九五九 磅

にして、其の内

三、三九五、〇七五 磅

は現金にて支拂はれた。受領額を内譯して見れば、英本國は賠償
のため

一四、〇三四、七六一 磅

駐屯軍、ベルギー戦債のために

三、一三四、一八八 磅

を受領した。而して又英帝國の自餘の領土は其の賠償の取前のた
めに

二、一二五、〇一〇 磅

を受領したのである。

(一九二八年十月廿四日
英エコノミスト誌)

地方税の
歳入歳出

一九二八年度地方税の歳入歳出見積額は左の如くである。(現行税率による)

歳入

英蘭及威爾斯

一六六、二五〇、〇〇〇 磅

蘇格蘭

二一、九一八、〇〇〇

計

一八八、一六八、〇〇〇

歳出

英蘭及威爾斯

蘇格蘭

計

救貧事業費

三六、二〇〇、〇〇〇 磅

四、八五八、〇〇〇 磅

四一、〇五八、〇〇〇 磅

教育事業費

三五、一〇〇、〇〇〇

五、三〇七、〇〇〇

四〇、四〇七、〇〇〇

警察費

一〇、一〇〇、〇〇〇

一、〇七三、〇〇〇

一一、一七三、〇〇〇

其他の經費

八四、八五〇、〇〇〇

一〇、六八〇、〇〇〇

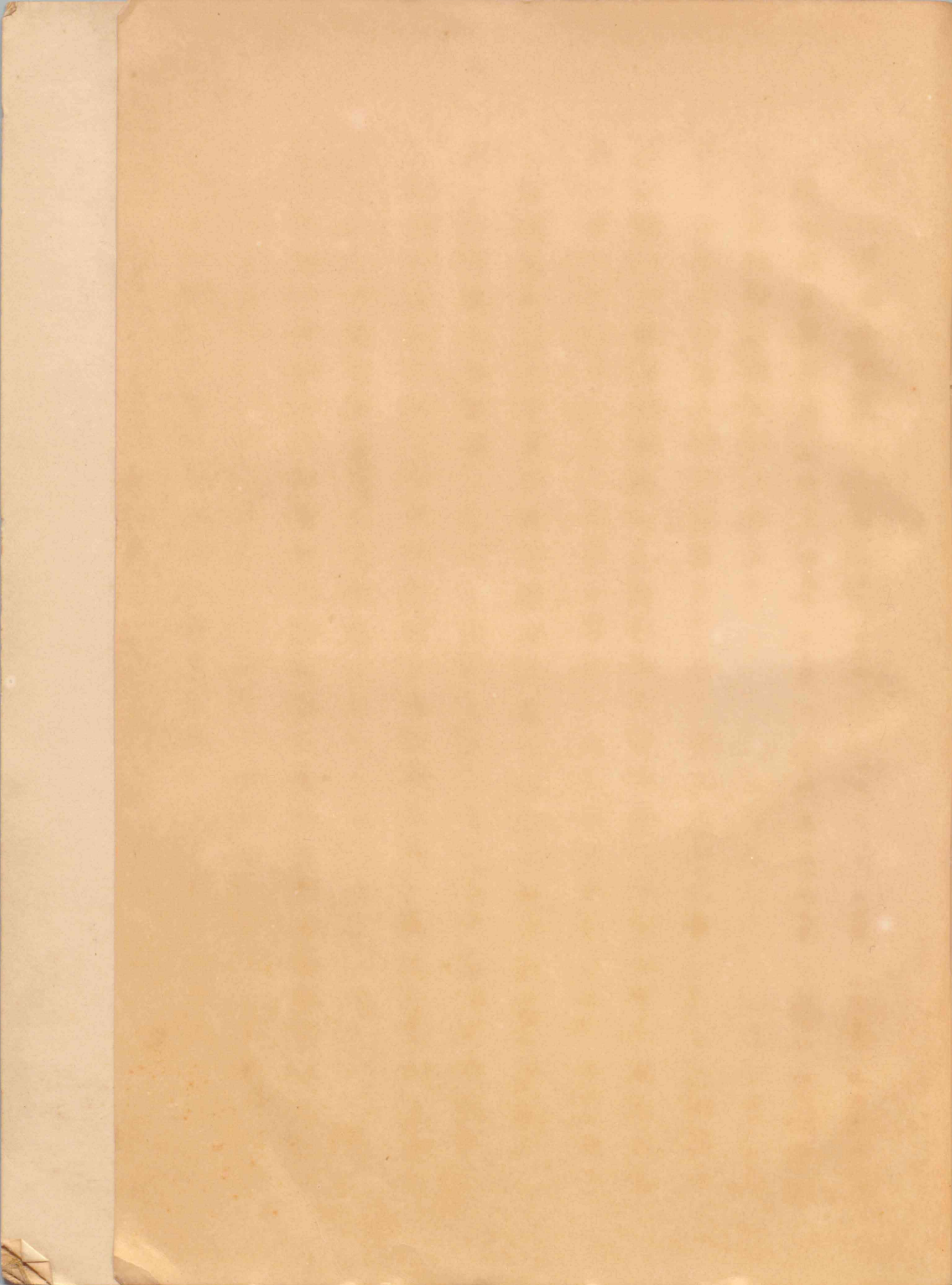
九五、五三〇、〇〇〇

計

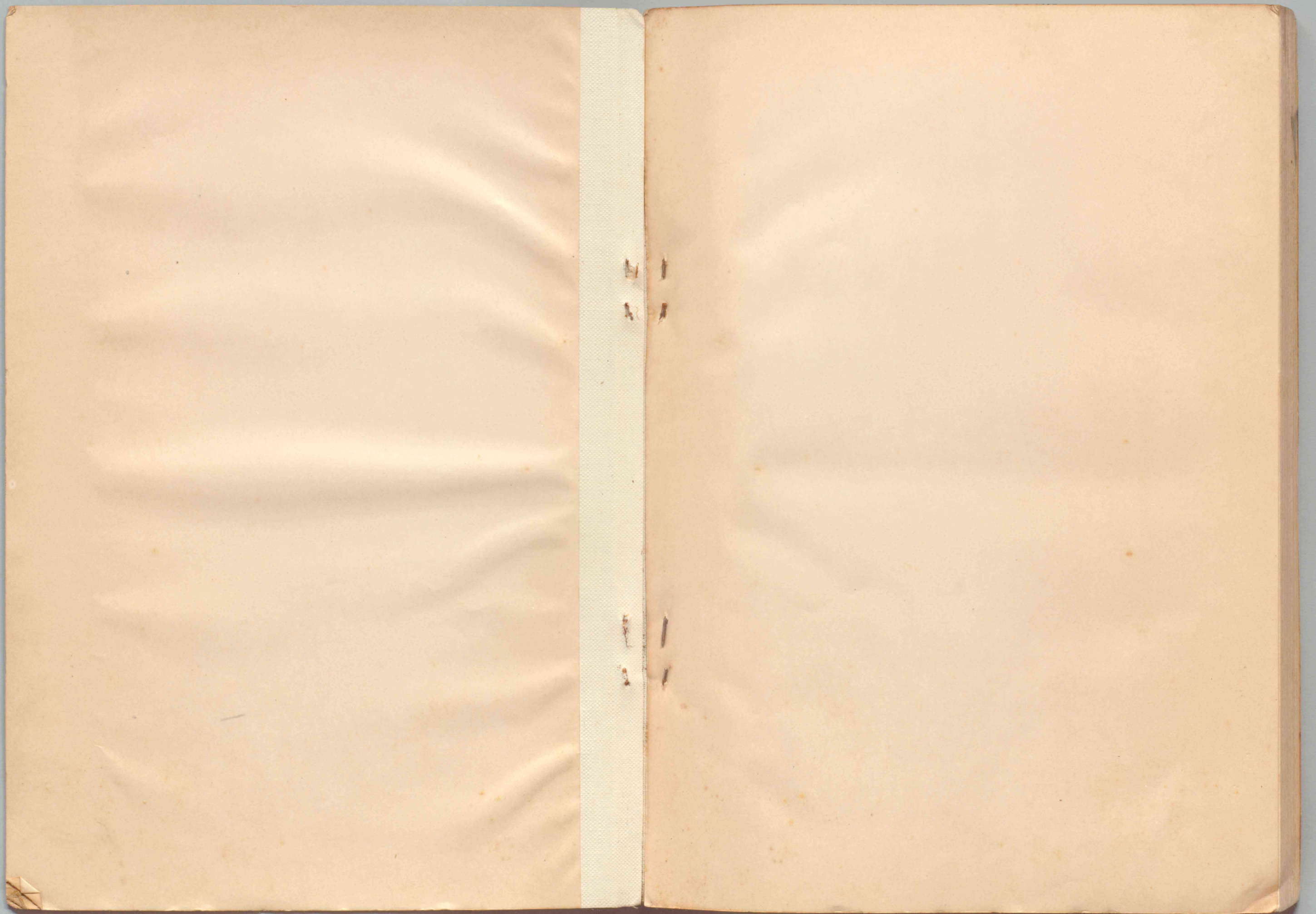
一六六、二五〇、〇〇〇

二一、九一八、〇〇〇

一八八、一六八、〇〇〇



1870
 1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900



一新會

群馬県立図書館



0706416-5